

# 仙台市新型コロナウイルス感染症対策プログラム

令和3年1月

仙 台 市



# 目 次

第1章 総論	1
第2章 新型コロナウイルスの感染状況	2
1 国内の感染状況	
2 仙台市内の感染状況	
第3章 本市における新型コロナウイルス感染症対策	5
1 基本的な考え方	
2 施策パッケージ	
施策1：市民の「命」を守る医療・検査体制の確立	
施策2：市民の「暮らし」を支える感染症にも強い地域社会づくり	
施策3：仙台の「経済」の活性化とまちの賑わいの創出	
施策4：感染症対策を推進する基盤づくり	
3 実施事務事業	
第4章 これまでの新型コロナウイルス感染症対策の取り組み	42
1 医療・検査体制	
2 予防・まん延防止	
3 市民生活及び市民経済の安定確保	
4 ウィズ／ポストコロナを見据えた市政運営	
5 新型コロナウイルス感染症対策実施体制	
付属資料	
1 国等・県・市の対応経過	
2 国等に対する新型コロナウイルス感染症関係要望実績	

# 第1章 総論

## 1 趣旨

本市では、令和2年6月に策定した「仙台市新型コロナウイルス感染症緊急対策プラン」(以下、「緊急対策プラン」という。)に基づき、新型コロナウイルス(SARS-CoV-2)への対応として、感染拡大防止や医療提供体制の確保、市民生活の安定確保、地域経済を下支えする取り組みなど各般の対策を行ってきた。

8月には、令和2年1月末から6月までの対応を振り返る「仙台市新型コロナウイルス感染症対応検証結果報告書」をまとめ、緊急対策プランの取り組みの具体化に繋げてきたところである。

しかしながら、新型コロナウイルスの脅威は未だ収まるところを知らず、感染力の強い変異種も確認されるなど危機的な状況が続いており、引き続き、対策を講じていく必要がある。

このことから、令和2年7月以降の本市の対応について振り返るとともに、緊急対策プランの考え方を踏まえ、主に令和3年度に新型コロナウイルス感染症対策として実施予定の事務事業等についてとりまとめた「仙台市新型コロナウイルス感染症対策プログラム」を作成した。

## 2 施策の推進

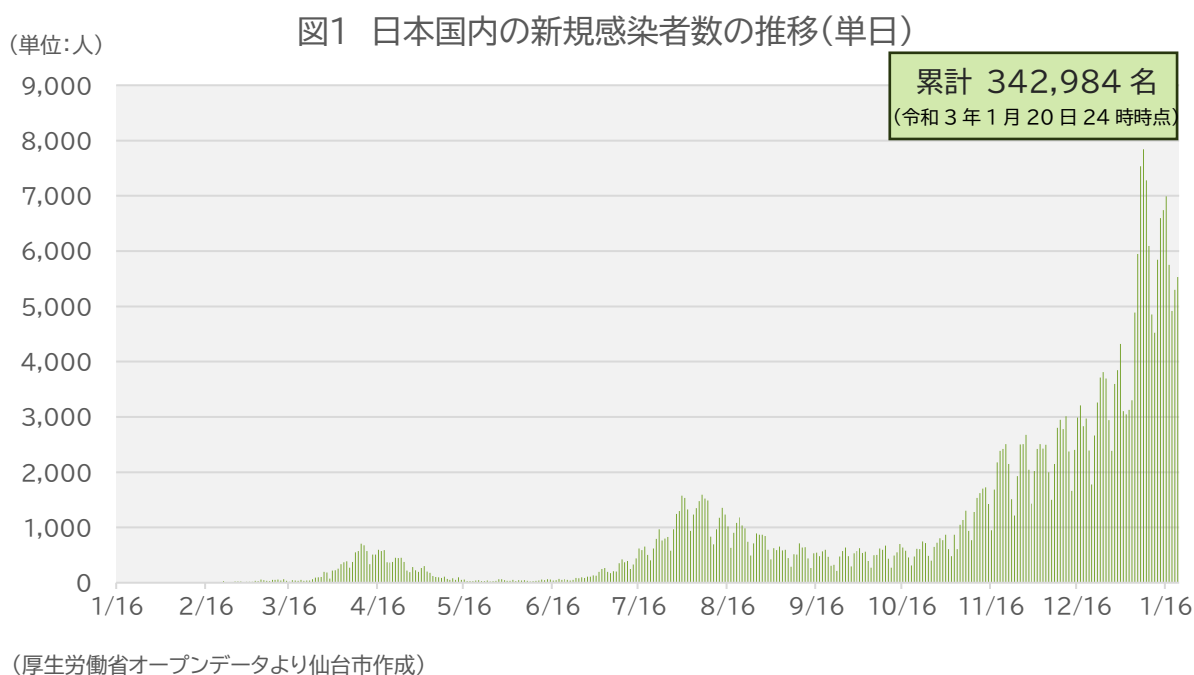
本書では、主に令和3年度に新型コロナウイルス感染症対策として実施予定の事務事業及び新型コロナウイルス感染症への対応に資する関連事務事業について、予算額とともに、施策体系ごとにパッケージ化してとりまとめている(第3章において詳述)。

本書に掲げる各施策の展開にあたっては、その効果を最大限発揮できるよう、関係団体や有識者の意見を取り入れながら、変化する状況を的確に捉えて実施していく。

## 第2章 新型コロナウイルスの感染状況

### 1 国内の感染状況

国内においては、令和2年3月下旬頃から5月上旬頃にかけて感染の第1波が到来した。5月中旬頃には一旦沈静化が見られたものの、7月上旬頃から再び感染が拡がりを見せ、8月上旬頃にピークを迎える。その後、新規感染者の発生は減少に転じるも、第1波のピーク時並みの水準で推移した。10月下旬頃からは、再び新規感染者が増加に転じ、令和3年1月8日には単日で過去最高の7,844名を記録している。



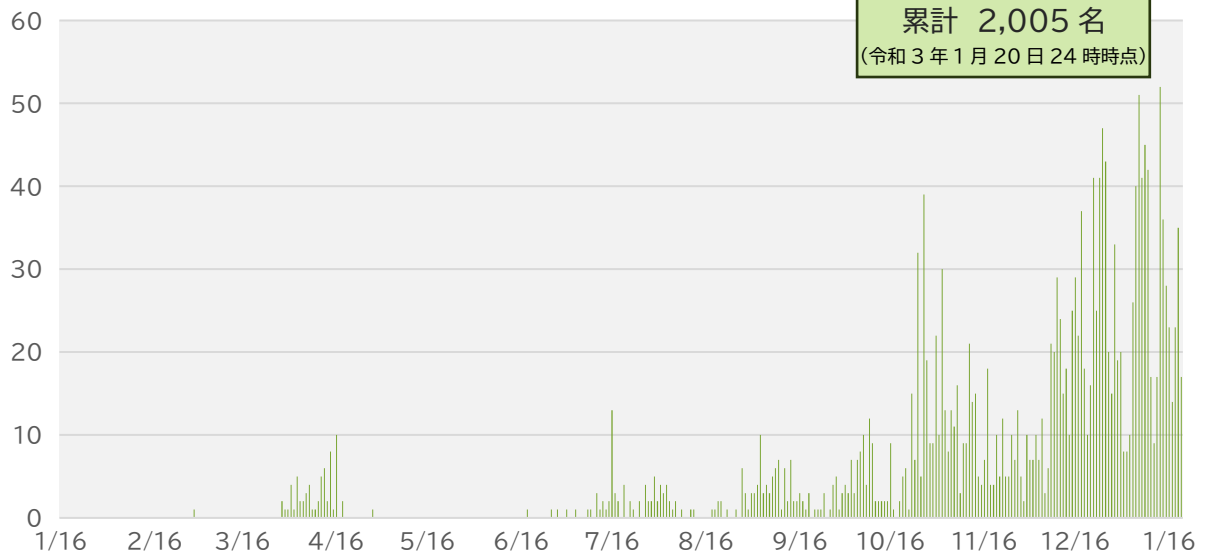
### 2 仙台市内の感染状況

本市においては、国内全体ほどのはっきりとした波形は見られないものの、似たような時期に感染者が増加してきた(図2)。クラスターの発生に伴い、感染が拡大する例が見られたが、積極的疫学調査等による封じ込めに努めてきた。

一方、10月以降は、専門学校や高齢者施設における大規模なクラスターの発生もあり、1日あたりの平均新規感染者数は、9月までの2倍以上となり、その後も12月に接待を伴う飲食店や酒類を提供する飲食店におけるクラスターが頻発するなど、新規感染者の増加が著しい状況である(図3)。

(単位:人)

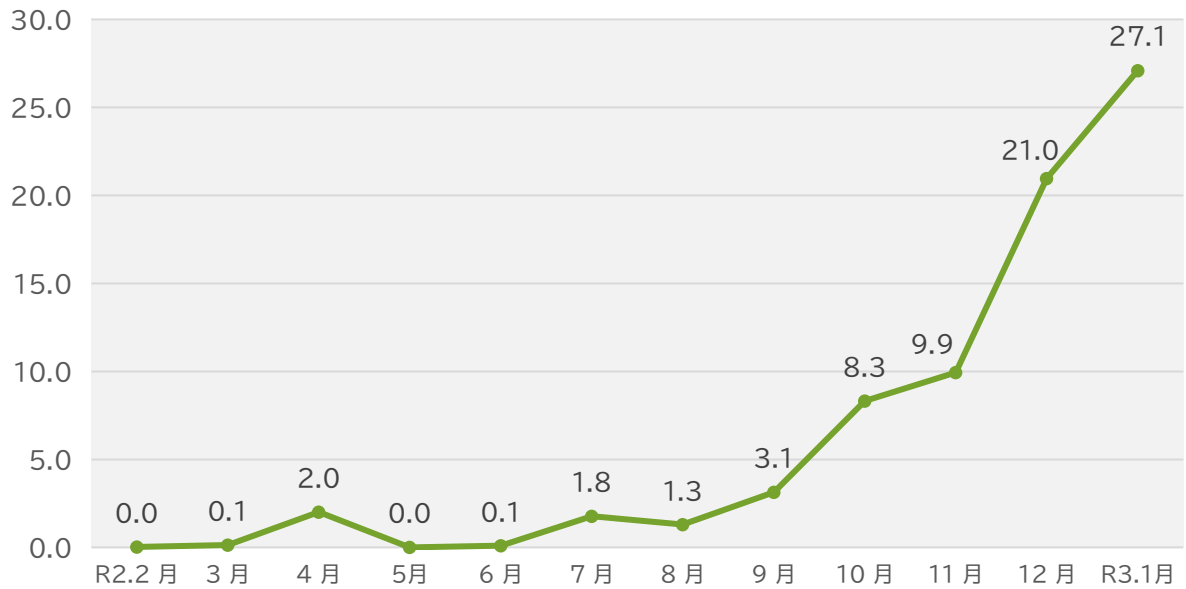
図2 市内の新規感染者数の推移(単日)



(仙台市保健所公表資料より作成)

(単位:人)

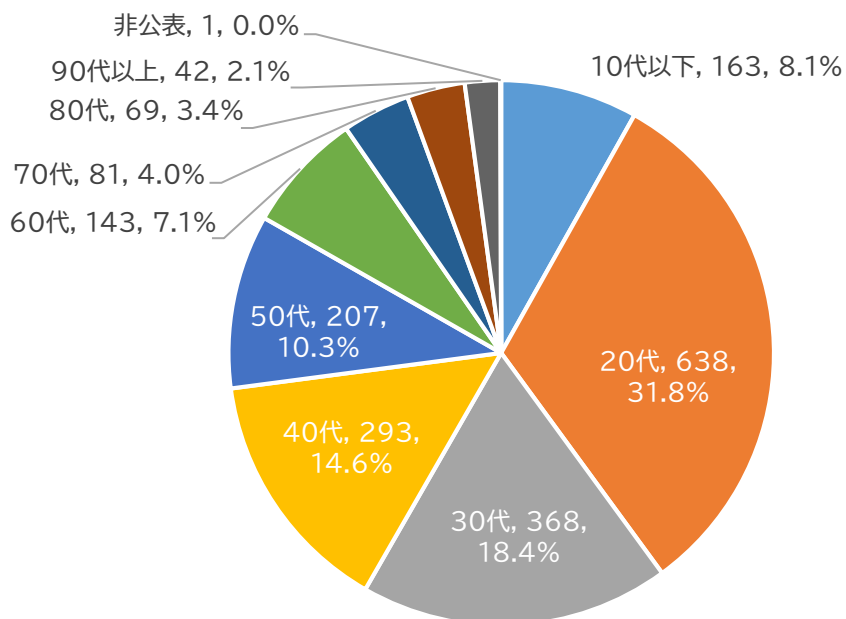
図3 月別日平均新規感染者数の推移



(仙台市保健所公表資料より作成。令和3年1月は1日から20日までの20日間の平均値を算出。)

また、本市の感染者を年代別に見ると、令和3年1月20日までの累計で20代、30代の順に多くなっており、当該2区分の合計で感染者全体の50.2%を占める（図4）。年代別に感染者数の推移を見ると、9月以降20代の感染者の増加が著しく、30代、40代についても、10月以降の伸びが顕著である（図5）。

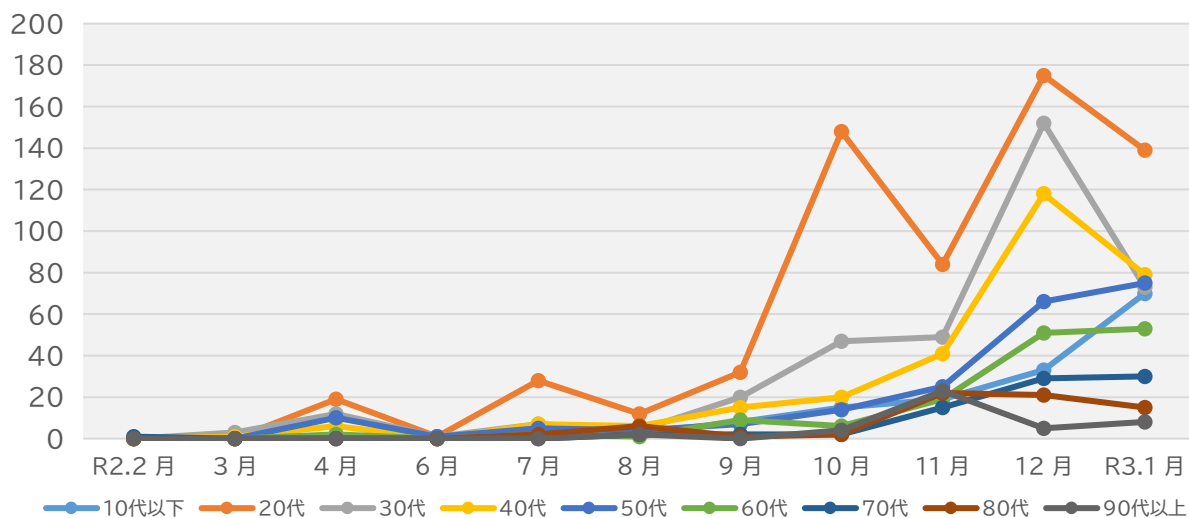
図4 市内感染者の年代別割合



（仙台市保健所公表資料より作成。総数 2,005。令和3年1月20日24時時点）

（単位：人）

図5 年代別感染者数の推移



（仙台市保健所公表資料より作成。総数 2,004[年代非公表の1例を除く]。令和3年1月20日24時時点）

## 第3章 本市における新型コロナウイルス感染症対策

### 1 基本的な考え方

本市では、緊急対策プランにおいて、さらなる感染拡大に備え、宮城県や仙台市医師会、関係機関等との連携の下、医療提供体制や検査体制を整えること、新型コロナウイルスの感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けた取り組みを進めること、数年先のまちの姿も視野に入れながら、まちの活力創出に取り組んでいくことを方針として掲げた。

8月下旬以降、国においては、ハイリスクの「場」や、リスクの態様に応じたメリハリの効いた対策を講じるとの方針の下、全国で重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患がある者への感染防止の徹底、重症者への医療資源の重点化、季節性インフルエンザの流行に備えた体制整備などが進められてきた。本市においては、国から通知がなされるよりも早い段階で発熱患者を市内の診療協力医療機関で受け入れる体制を構築したほか、市衛生研究所に検査機器を増設して検査能力の拡充を図るなどの対応を行ってきた。

また、新型コロナウイルスの感染拡大により様々な影響を受けている市民生活の安定を確保するため、子育て世帯やひとり親世帯、新生児への臨時給付金の支給を行うとともに、一定以上の事業収益の減少に見舞われた中小企業者の経営安定化を図るための融資及び保証料補給、地域産業支援金の給付などの地域経済の下支えを行ってきた。加えて、地域産業応援金や感染防止対策奨励金などの新しい生活様式への対応を促進する取り組みや、地域活動や文化芸術活動の再開を後押しする助成金の創設なども行ってきたところである。

国において、ワクチンの接種に向けた準備が急ピッチで進められる一方で、11都府県（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、栃木県、愛知県、岐阜県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県）へ緊急事態宣言が発令（令和3年1月13日時点）される感染拡大局面に直面している。本市及び宮城県内他自治体においても、ここ数か月間に感染者が急増している。

こうした状況を踏まえ、本市では、令和3年度においても、緊急対策プランの考え方を踏襲しつつ、引き続き喫緊の課題である公衆衛生体制や医療提供体制の確保はもとより、新型コロナウイルスワクチンの接種を円滑に進めることを最優先に、地域経済の下支えや需要喚起にも取り組みながら、社会経済活動との両立を一層推進していく。さらに、各種福祉サービスの安定的な供給、教育環境の確保、安心して出産・子育てができる環境の構築や、市内事業者の新しい生活様式へのシフトチェンジの促進等にも注力し、感染症に強い地域社会づくりに取り組んでいく。



## 2 施策パッケージ

先述の基本的な考え方に基づき、主に令和3年度に実施予定の新型コロナウイルス感染症対策を4つの施策パッケージとしてまとめた。

次期仙台市実施計画の施策も視野に入れながら、令和3年度当初予算案概要説明資料に掲載している事業を中心に、令和3年1月以降に令和2年度補正予算で実施される事業や予算を伴わない事業についてもとりあげ、本市が令和3年度末までに取り組んでいく新型コロナウイルス感染症対策に関して体系化している。なお、実施計画や当初予算案概要説明資料との関係性を示すため、「3 実施事務事業」に当該資料の該当ページ番号を記載している。

### 施策1：市民の「命」を守る医療・検査体制の確立

宮城県、仙台市医師会、医療機関等との連携の下、感染拡大防止のための市民への情報提供や保健所による調査、市衛生研究所や発熱患者診療協力医療機関における検査体制の確保、入院治療や療養を要する方への医療提供体制の確保に努め、市民の安全・安心の確保に取り組む。

また、新型コロナウイルスワクチンの接種について、新たに設ける専任組織を中心に、全市を挙げて取り組んでいく。

#### <対策分野>

- (1) 公衆衛生体制の確保
- (2) 医療提供体制の確保

### 施策2：市民の「暮らし」を支える感染症にも強い地域社会づくり

市民生活の維持に必要な福祉サービス等の各種サービスの安定的な供給、子どもたちの教育環境の確保や安心して出産・子育てができる環境の構築などに努め、新型コロナウイルス感染症の流行下にあっても市民生活の安定が確保された、感染症にも強い地域社会づくりに取り組む。

#### <対策分野>

- (1) 市民生活
- (2) 障害・高齢者福祉
- (3) 教育・子育て
- (4) 行政
- (5) 市民協働・公民連携

### 施策3：仙台の「経済」の活性化とまちの賑わいの創出

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ改訂する「仙台市経済成長戦略 2023」及び「仙台市交流人口ビジネス活性化戦略」に基づき、新型コロナウイルス感染拡大により様々な影響が生じている地域経済を支えるとともに、市内事業者の事業活動や観光・イベント分野の新しい生活様式へのシフトチェンジを促進していく。

また、文化芸術・スポーツなどの分野においても、新しい生活様式への対応を促進し、まちの賑わいの創出に取り組む。

#### <対策分野>

- (1) 地域経済への影響を最小限に抑える取り組み
- (2) 地域経済の「新しい生活様式」へのシフトチェンジの促進
- (3) 観光・イベントの新しい生活様式への対応
- (4) 持続的な文化・スポーツ支援

### 施策4：感染症対策を推進する基盤づくり

新たな危機管理の組織体制の下、感染状況や国の法改正等を踏まえ、仙台市新型コロナウイルス感染症対策本部等において総合的・組織横断的な調整を行い、様々な関係団体との連携・協働も図りながら、各種対策を適時・的確に推進する。

令和2年度に引き続き、感染状況等に応じ、新たな対策が必要となる場合には、事務事業を優先順位付けして執行し、対策の推進に必要な財源及びマンパワーを確保するとともに、必要に応じて予算組替えによる財源の捻出や業務繁忙部署への増員・応援措置も行っていく。

また、新型コロナウイルス感染症の一定の収束を見た段階において、同感染症の再興や今後の新興感染症対策に生かしていくため、これまでの対応についての評価や課題などの検証を行う。

### 3 実施事務事業

実施事務事業一覧（各事務事業の説明は P. 13 以降を参照）

<b>1 市民の「命」を守る医療・検査体制の確立</b>		
<b>(1) 公衆衛生体制の確保</b>		
1	受診・相談センターの運営	P. 13
2	帰国者・接触者外来の診療体制の確保	P. 13
3	検査体制の確保	P. 13
4	ドライブスルー形式診療・検体採取体制構築	P. 14
5	積極的疫学調査等の実施体制整備	P. 14
6	新型コロナウイルスワクチン接種	P. 14
7	感染症に関する情報発信	P. 14
8	多言語による情報発信	P. 14
9	保健所の体制強化	P. 14
<b>(2) 医療提供体制の確保</b>		
10	発熱患者への医療の確保	P. 15
11	重症者及び中等症者の病床確保	P. 15
12	軽症者等の療養体制の確保	P. 15
13	自宅療養者生活支援	P. 15
14	感染症法に基づく移送及び入院措置	P. 15
15	夜間休日医療提供体制の確保	P. 16
16	初期救急医療体制の強化	P. 16
17	診療所等への防護衣等医療資器材の提供	P. 16
18	医療資器材の確保	P. 16
19	広域的な医療提供体制の整備	P. 16
<b>2 市民の「暮らし」を支える感染症にも強い地域社会づくり</b>		
<b>(1) 市民生活</b>		
20	人権配慮に関する啓発	P. 17
21	こころの電話相談（はあとライン・ナイトライン）の運営	P. 17
22	新型コロナウイルス感染症に対応した心のケア支援	P. 17
23	陽性患者の家族等への生活支援	P. 17
24	学生支援	P. 17
25	多文化共生推進	P. 18
26	消費者支援	P. 18
27	市民活動団体支援	P. 18

28	仙台市路線バス運行継続奨励金	P. 18
29	仙台市タクシー運行継続奨励金	P. 18
30	ごみの出し方・集積所清掃の注意喚起	P. 19
31	安定的なごみ処理体制の確保	P. 19
32	健康づくりの推進	P. 19
33	DV 防止・被害者支援	P. 19
34	配偶者等からの暴力等に関する市民意識調査	P. 19
35	暮らし支える総合相談	P. 20
36	SNS を活用した若年者向け相談窓口の設置	P. 20
37	国民健康保険・後期高齢者医療傷病手当金	P. 20
38	生活保護	P. 20
39	仙台市生活自立・仕事相談センター「わんすてっぷ」	P. 20
40	生活困窮者アウトリーチ支援員配置事業	P. 21
41	住居確保給付金支給事業	P. 21
42	生活困窮者等住まいの確保緊急支援事業	P. 21
43	避難所の感染症対策の推進	P. 21
44	自転車の利活用促進	P. 21
45	各種支援制度に関する情報発信	P. 22
<b>(2) 障害・高齢者福祉</b>		
46	障害者・高齢者福祉施設等における感染防止対策の推進	P. 22
47	障害者差別解消	P. 22
48	福祉的就労ステップアップ	P. 22
49	障害者支援施設等に対する感染症対策研修	P. 22
50	障害福祉サービス継続支援	P. 23
51	障害福祉サービス事業所等環境整備費補助	P. 23
52	高齢者の健康増進	P. 23
53	地域活動活性化支援事業	P. 23
54	介護サービス事業所等に対するサービス継続支援	P. 23
<b>(3) 教育・子育て</b>		
55	学校における感染防止対策の推進	P. 24
56	学校保健体制の強化	P. 24
57	スクール・サポート・スタッフの配置	P. 24
58	特別支援学校のスクールバス増便	P. 24
59	児童生徒の心のケア	P. 24
60	GIGA スクール構想の推進	P. 25

61	電子図書館サービス導入	P. 25
62	保育所等における感染防止対策の推進	P. 25
63	児童福祉施設等の受入れ環境整備	P. 25
64	子どもの保育環境・居場所づくり	P. 26
65	子どもの居場所づくり支援事業	P. 26
66	児童福祉施設等衛生管理体制確保支援事業	P. 26
67	公立保育所における使用済み紙おむつの処理	P. 26
68	妊産婦支援	P. 27
69	妊産婦への新型コロナウイルス関連支援	P. 27
70	子育て相談体制の充実	P. 27
71	支援対象児童等見守り強化事業	P. 27
<b>(4) 行政</b>		
72	市設置施設における衛生管理体制の強化	P. 27
73	WEB 会議システムの運用	P. 28
74	窓口サービスの利便性向上	P. 28
75	行政手続きデジタル化事業	P. 28
76	公共工事等における感染防止対策の推進	P. 29
77	入札事務のデジタル化推進	P. 29
<b>(5) 市民協働・公民連携</b>		
78	多様なステークホルダーの活動の発信	P. 29
79	仙台防災未来フォーラムの開催	P. 29
80	「行動する人づくり」の推進	P. 29
<b>3 仙台の「経済」の活性化とまちの賑わいの創出</b>		
<b>(1) 地域経済への影響を最小限に抑える取り組み</b>		
81	中小企業応援窓口事業	P. 30
82	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業	P. 30
83	新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金	P. 30
84	時短要請等関連事業者支援金	P. 30
85	地域消費喚起割増商品券	P. 31
86	感染拡大防止協力事業者特別支援金	P. 31
87	中小企業者金融支援事業	P. 31
88	セーフティネット認定窓口	P. 31
89	セーフティネット保証関連融資にかかる信用保証料補給	P. 31
90	資本性劣後ローン連動型給付金	P. 31
91	クリエイティブ産業振興	P. 32

92	観光客誘致宣伝事業	P. 32
93	若者就労・定着支援事業	P. 32
94	奨学金返還支援事業	P. 32
95	無料職業紹介事業	P. 32
96	固定資産税等の負担軽減	P. 33
97	域内循環の促進	P. 33
(2) 地域経済の「新しい生活様式」へのシフトチェンジの促進		
98	地域産業応援金	P. 33
99	中小企業チャレンジ補助金	P. 33
100	コロナ対応型成長企業支援事業	P. 33
101	新しい生活様式に対応した販路開拓支援事業	P. 34
102	商店街にぎわい創出事業	P. 34
103	中心部商店街活性化促進事業	P. 34
104	次世代 X-TECH ビジネス創出促進事業	P. 34
105	CareTech 推進事業	P. 35
106	グローバルスタートアップ創出	P. 35
107	地域企業テレワーク導入・利活用支援事業	P. 35
108	経済施策等に関する情報発信の強化	P. 35
109	東北大学電気通信研究所 1 号館整備	P. 35
(3) 観光・イベントの新しい生活様式への対応		
110	仙台観光魅力創出事業	P. 36
111	まつり等開催支援	P. 36
112	観光デジタルマーケティング	P. 36
113	デジタルで人と地域をつなぐオンライン観光等推進事業	P. 36
114	インバウンド推進事業	P. 36
115	MICE 推進事業	P. 37
116	仙台国際センター運営管理	P. 37
117	公共空間利活用促進	P. 37
(4) 持続的な文化・スポーツ支援		
118	実演芸術の公演開催支援	P. 37
119	施設使用料の減免による文化芸術活動支援	P. 38
120	文化芸術の創造発信活動に対する支援	P. 38
121	コロナ禍に対応した文化芸術未来プロジェクト助成事業	P. 38
122	復興公営住宅等での心の復興・交流支援事業	P. 38
123	コロナ禍における文化活動のための協働・支援事業	P. 38

124	東京オリンピック・パラリンピック事前キャンプ受入れ	P. 39
125	スポーツ団体支援	P. 39
126	文化・スポーツイベントにおける衛生管理体制の強化	P. 39
<b>4 感染症対策を推進する基盤づくり</b>		
127	総合的な感染症対策の推進	P. 40
128	新型インフルエンザ等対策行動計画等の見直し	P. 40
129	確実な財源とマンパワーの確保	P. 40
130	新型インフルエンザ等対策特別措置法の権限及び財源等に関する検討	P. 41
131	庁内の感染症対策の推進	P. 41
132	感染症対策を施した職員研修の実施	P. 41
133	職員の心身のケア	P. 41

【 凡例 】

No.	事務事業	担当	事業種別	概要	予算額 (千円)
1	○○○○○ 【実P.●】 【予P.●】	●●局	△△	・・・・・・・・・・・・・・・・	▲▲▲

「事務事業」・・・当該事務事業の名称

【実P.●】＝仙台市実施計画（令和3年度～令和5年度）案の参考2新型コロナウイルス感染症対策事業一覧の関連ページ番号

【予P.●】＝令和3年度当初予算案概要説明資料の関連ページ番号

「担当」・・・令和2年度における当該事務事業の担当部署

「事業種別」・・・「継続」＝令和2年度から継続して実施するもの

「拡充」＝令和2年度に実施している新型コロナウイルス感染症対策の内容等を充実させる又は既存事業に新たに新型コロナウイルス感染症対策の要素を付加するもの

「新規」＝新たに新型コロナウイルス感染症対策として実施するもの

「予算額」・・・当該事務事業に係る予算額。特段断りのない場合は令和3年度当初歳出予算案を計上。令和2年度補正予算案（2月）の場合や既決の令和2年度補正予算（1月）の場合は、その旨括弧書きで注記した。事業費を伴わないものなどについては、「―」表記としている。

また、一部については、当該事務事業のうち新型コロナウイルス感染症対策に資する部分のみ切り出して計上しており、当初予算案概要説明資料に掲載した予算額とは一致しない場合がある。

施策1 市民の「命」を守る医療・検査体制の確立

(1) 公衆衛生体制の確保

No.	事務事業	担当	事業種別	概要	予算額 (千円)
1	受診・相談センターの運営 【実P.165】 【予P. I-31】	健康福祉局	継続	新型コロナウイルス感染症の疑似症状がある方や不安を抱えている方などの健康相談に対応する受診・相談センター（コールセンター）を宮城県と共同で設置し、相談者の状況に応じて地域の医療機関の紹介や帰国者・接触者相談センターへの連絡など、相談者に寄り添いながら適切に対応を行います。聴覚や言語に障害のある方も相談しやすいよう、ファクスやメールなど複数の連絡手段を確保するとともに、外国語対応も行います。	162,000
2	帰国者・接触者外来の診療体制の確保 【実P.165】 【予P. I-31】	健康福祉局	継続	疑似症状がある方の診察・検体採取を円滑に実施するため、医師会や医療機関との連携のもと、帰国者・接触者外来の診療体制を確保します。 また、帰国者・接触者外来設置医療機関に対して助成を行い、診療体制の強化を図ります。	61,868
3	検査体制の確保 【実P.165】	健康福祉局	継続	民間医療機関において新型コロナウイルス検査を受けた疑い患者の診療報酬自己負担分の公費による補助、検体を採取した医療機関から市衛生研究所への検体搬送体制の確保、市衛生研究所でのPCR検査の実施に必要な試薬や感染防護衣等の資器材調達などにより、市内でのクラスター発生時はもとより、医療・介護従事者等の感染が疑われる場合などにおいても、必要な検査が的確かつ円滑に実施できるよう、十分な検査体制を確保します。 また、本市の検査体制を支える市衛生研究所の検査能力の向上をソフト・ハード両面から継続的に検討するとともに、民間検査機関等のさらなる活用などについても検討していきます。	401,751 【一部R2補正】



No.	事務事業	担当	事業種別	概要	予算額 (千円)
4	ドライブスルー形式診療・検体採取体制構築 【実P.165】 【予P. I-31】	健康福祉局	継続	宮城県，仙台市，東北大学病院の連携により，ドライブスルー形式による診察・検体採取等の実施体制を確保します。	20,948
5	積極的疫学調査等の実施体制整備 【実P.165】 【予P. I-31】	健康福祉局	継続	看護師等の人材派遣の活用などにより，保健所における積極的疫学調査や健康観察等の実施体制を確保します。	48,185
6	新型コロナウイルスワクチン接種 【実P.165】	健康福祉局	新規	新型コロナウイルス感染症による重症者などの発生をできる限り減らし，感染症のまん延防止を図るため，ワクチン接種に係る専任組織を立ち上げ，市民へのワクチン接種を推進します。	5,751,954 【R2 補正】
7	感染症に関する情報発信 【実P.165】	危機管理室， 総務局， 健康福祉局	継続	市内の感染者の発生状況や積極的疫学調査の結果，検査実施状況等について，個人情報等の保護等に留意しながら，最新の情報を正確かつわかりやすく発信するとともに，日常生活における感染防止のポイント等について普及啓発を行います。 また，情報が市民に広く行き届くよう，発信手段の多様化や，障害のある方に向けた障害の種類や程度に応じた適切な情報保障に努めます。	—
8	多言語による情報発信	文化観光局	継続	外国人住民に対して，新型コロナウイルス感染症に関連する情報を（公財）仙台観光国際協会と連携し，多言語でわかりやすく発信します。	—
9	保健所の体制強化 【実P.165】	健康福祉局， 各区役所	継続	感染症対策に係る保健所機能の強化を図るため，組織横断的な応援体制の構築などにより，感染者数の増加に対応するためのマンパワーを確保します。併せて，職員の対応能力の向上のため，専門的技術を要する積極的疫学調査を実施できる職員を増やすための研修を実施するなど，人材育成に取り組みます。 また，PPE（個人用防護具）の着脱や検体の梱包・搬送の訓練を実施します。	—

(2) 医療提供体制の確保

No.	事務事業	担当	事業種別	概要	予算額 (千円)
10	発熱患者への医療の確保 【実P.165】	健康福祉局	継続	医療機関や医師会等との連携により、発熱症状のある方が身近な地域の医療機関を受診できる体制を確保し、感染症のまん延防止と適切な医療の提供に取り組みます。 また、受診・相談センター等における発熱症状がある方への情報提供及び診療に協力いただいている医療機関に対し、新型コロナウイルス検査の実施に係る補助を継続し、医療機関の診療体制の維持を支援します。	59,400 【R2 補正】
11	重症者及び中等症者の病床確保 【実P.165】	健康福祉局	継続	宮城県や医療機関等との連携により、重症者及び中等症者の治療に必要な病床を確保します。 また、本市も事務局を担う宮城県新型コロナウイルス感染症医療調整本部が行う療養先の調整について、適切な役割を果たします。	—
12	軽症者等の療養体制の確保 【実P.165】	健康福祉局	継続	宮城県と共同で宿泊施設等の借上げ、健康観察・診療体制の整備を行い、軽症者等が適切に療養できる環境を確保します。	—
13	自宅療養者生活支援 【実P.165】 【予P. I-31】	健康福祉局	継続	新型コロナウイルス感染症陽性患者のうち、自宅療養が必要な方に対し、食料品や日用品等の生活必需品を支給するほか、パルスオキシメーターの貸与により、自宅療養中の生活を支援します。	23,552
14	感染症法に基づく移送及び入院措置 【実P.165】 【予P. I-31】	健康福祉局	継続	公費負担により、感染患者及び疑い患者について、自宅等から帰国者・接触者外来、宿泊療養施設、感染症指定医療機関への移送を行うとともに、入院治療を必要とする患者に対する入院措置を適切に実施することで、感染症のまん延防止と患者の生命・健康の保護を行います。	210,622 【一部R2 補正】

No.	事務事業	担当	事業種別	概要	予算額 (千円)
15	夜間休日医療提供体制の確保 【予P.Ⅲ-27】	健康福祉局	継続	夜間・休日における初期救急の拠点として、年間を通じて市民に医療を提供する急患センター、北部急患診療所、夜間休日こども急病診療所について、新型コロナウイルスの感染拡大の影響下にあっても、安定的に診療体制が確保できるよう、施設の運営管理を支援します。	285,845
16	初期救急医療体制の強化	健康福祉局	継続	従来の初期救急診療体制に加え、臨時的に仙台オープン病院において土日祝日・年末年始の外来診療を行うことで、地域の診療所等の休診日においても、軽症の急患患者に対して医療を提供できる体制を確保します。	153,670 【R2 補正】
17	診療所等への防護衣等医療資器材の提供	健康福祉局	継続	発熱患者を受け入れ診療を行う市内医療機関に対し、マスクやガウンなどの感染防護衣等の医療資器材を提供し、医療提供体制を確保します。	114,011 【R2 補正】
18	医療資器材の確保 【実P.165】	危機管理室	継続	新型コロナウイルス感染症はもとより、新たな感染症の発生にも備えるため、サージカルマスク及び防護服セットの調達・備蓄を行い、必要時に救急隊や医療機関に提供します。	1,309
19	広域的な医療提供体制の整備 【実P.165】	健康福祉局	継続	病院間におけるネットワークの構築など、市町村の枠にとどまらない広域的な連携により、十分な医療提供体制の整備を図るため、国や県と連携して引き続き検討を行っていきます。	—

施策2 市民の「暮らし」を支える感染症にも強い地域社会づくり

(1) 市民生活

No.	事務事業	担当	事業種別	概要	予算額 (千円)
20	人権配慮に関する啓発 【実P.165】	健康福祉局, 市民局	継続	新型コロナウイルス感染症は、誰もが罹患する可能性のある病気であることを理解し、感染者や濃厚接触者、医療関係者、外国人、その他感染症に関わった方々に対して、決して誤った認識や差別を行わないという意識が地域社会全体で醸成されるよう、国や県、関係団体と連携して啓発に努めます。	—
21	こころの電話相談（はあとライン・ナイトライン）の運営	健康福祉局	継続	新型コロナウイルス感染症に関連するストレス等により心の悩みをお持ちの方向けに、医師、保健師、心理士、精神保健福祉士等による電話相談を実施します。	—
22	新型コロナウイルス感染症に対応した心のケア支援	健康福祉局	継続	宿泊療養施設で療養を行う軽症者・無症状者のメンタルヘルスの低下を防ぐため、市精神保健福祉総合センターにおいて、電話相談による支援を行います。また、新型コロナウイルスの感染拡大による市民のメンタルヘルスの低下を防ぐため、各区保健福祉センターの精神保健福祉士等による電話やアウトリーチによる相談支援を実施します。	54
23	陽性患者の家族等への生活支援 【実P.167】	健康福祉局, 子供未来局	継続	保護者や介護者等が陽性となり入院等による療養が必要となることで、一時的に在宅で生活を送ることが困難となる児童、障害者、高齢者等の生活を支える体制を確保します。	—
24	学生支援	総務局	継続	新型コロナウイルスの感染拡大により生活に様々な影響が生じている学生を支援するため、大学等と連携して、国・県・市の支援制度や相談窓口等に関する情報提供を行います。	—

No.	事務事業	担当	事業種別	概要	予算額 (千円)
25	多文化共生推進 【実P.167】	文化観光局	継続	仙台で暮らす外国人住民を支援するため、仙台多文化共生センターにおいて生活情報の提供や多言語相談対応のほか、行政書士・弁護士・税理士等の専門家による相談会開催、通訳サポート電話の運営などを行います。また、引き続き、新型コロナウイルス感染症に関する情報提供や通訳サポートを行います。	—
26	消費者支援 【実P.165】	市民局	継続	市民に対して、新型コロナウイルス感染症に関連した悪質商法等の消費者トラブルについての注意喚起を行うとともに、最新かつ正確な情報を提供することで、適切な消費行動を促します。	—
27	市民活動団体支援	市民局	継続	新型コロナウイルス感染症に関する支援情報の提供や団体の運営に関する相談対応等を通じて、市民活動団体の活動継続を支援します。	—
28	仙台市路線バス 運行継続奨励金	都市整備局	拡充	市民の重要な移動手段である路線バスの運行が継続され、市民生活の安定が図られるよう、新型コロナウイルス感染拡大により利用者が減少しているバス事業者に対して、運行継続奨励金を追加支給します。	376,000 【R2 補正】
29	仙台市タクシー 運行継続奨励金	都市整備局	拡充	市民の日常生活や経済活動等を支える移動サービスが安定的、継続的に提供されるよう、新型コロナウイルス感染拡大の影響で減収が続いているタクシー事業者に対して、運行継続奨励金を追加支給します。	73,025 【R2 補正】

No.	事務事業	担当	事業種別	概要	予算額 (千円)
30	ごみの出し方・ 集積所清掃の注 意喚起 【実P.167】	環境局	継続	使用済みマスクなどを家庭ごみ に出す際の注意点や、集積所の 清掃を行う際の注意点等につい て、市ホームページや町内会へ のチラシの配布等により周知 し、新型コロナウイルスの感染 拡大防止を図ります。	—
31	安定的なごみ処 理体制の確保 【実P.167】	環境局	継続	新型コロナウイルス感染症の流 行下においても、安定的なごみ 処理体制を確保し、市民生活に おける衛生的な環境を維持しま す。	—
32	健康づくりの推 進 【実P.166】	健康福祉局	新規	外出控えにより在宅で過ごす時 間が多くなる中、日常生活にお ける活動量の低下と体重増加に 伴う生活習慣病のリスクを低減 させるため、「新しい生活様 式」の視点を取り入れた健康づ くりを推進します。	—
33	DV 防止・被害 者支援 【実P.165】	市民局, 子供未来局, 各区役所	継続	仙台市 DV 防止基本計画に基づ き、DV（ドメスティック・バイ オレンス）の根絶と被害者支援 に向けた啓発を推進するととも に、配偶者暴力相談支援センタ ー事業、民間シェルター活動支 援事業などを通じて、被害者か らの相談対応や自立に向けた支 援を進めます。	—
34	配偶者等からの 暴力等に関する 市民意識調査 【実P.165】	市民局	継続	新型コロナウイルス感染症の影 響による生活環境の変化から、 ストレスや生活不安等を感じ、 DV 被害の増加や深刻化が懸念さ れることから、配偶者からの暴 力等に係る市民意識調査を実施 し、男女共同参画の推進及び啓 発等に取り組みます。	2,264

No.	事務事業	担当	事業種別	概要	予算額 (千円)
35	暮らし支える総合相談 【実P.165】 【予P.Ⅱ-39】	健康福祉局	拡充	新型コロナウイルスの感染拡大に伴う生活上の困りごとなど、自死の要因となり得る事柄について、弁護士、司法書士、社会保険労務士、臨床心理士、宅建士などの専門家による対面相談を実施するとともに、ソーシャルワーカーなどによる相談後の伴走型支援を行います。また、関係機関等との支援ネットワークを形成し、生活苦等からの自死予防に取り組みます。	6,476
36	SNSを活用した若年者向け相談窓口の設置 【実P.165】 【予P.Ⅱ-39】	健康福祉局	拡充	若年者に身近なコミュニケーションツールであるSNSを活用し、困りごとや悩みに応じた相談等を行い、自死の背景となる要因の早期解消に取り組みます。特に、令和3年度は新型コロナウイルス感染症を背景とした心身の不調、経済的困窮の問題に対応するため、年間を通じて相談窓口を開設します。	18,847
37	国民健康保険・後期高齢者医療傷病手当金	健康福祉局、各区役所	継続	新型コロナウイルス感染症に感染した若しくは感染が疑われることにより労務に服することができなかった方を対象に、傷病手当金を支給し、生活を支援します。	1,320
38	生活保護	健康福祉局、各区役所	継続	新型コロナウイルス感染拡大の影響により生活困窮した方の相談に応じ、生活の実態に応じて早期自立に向けた支援を行います。	28,226,998
39	仙台市生活自立・仕事相談センター「わんすてっぷ」 【実P.165】	健康福祉局	継続	仙台市生活自立・仕事相談センター「わんすてっぷ」において、生活のことや仕事探しでお困りの方、生活に困窮している方のさまざまな悩みに対して、ワンストップで対応します。スタッフが一人一人に合った支援プランを一緒に考え、課題の解決を目指します。	123,720

No.	事務事業	担当	事業種別	概要	予算額 (千円)
40	生活困窮者アウトリーチ支援員配置事業 【予P. II-33, 6】	健康福祉局	継続	仙台市生活自立・仕事相談センター「わんすてっぷ」にアウトリーチ支援員を配置し、生活困窮リスクの高い方、ひきこもり・社会的に孤立している方に対して積極的に関与し、地域生活に定着できるまでの見守り支援等を行います。また、新型コロナウイルス感染症に関する相談に対して各種支援制度等の情報を提供するとともに、給付金等の申請に係る助言やサポートを行います。	27,950
41	住居確保給付金支給事業 【予P. II-33】	健康福祉局, 各区役所	継続	新型コロナウイルス感染拡大の影響による収入の減少により、住居を失うおそれが生じている方等を対象に、住居確保給付金を支給するとともに、就労支援等を実施し、自立を促します。	328,908
42	生活困窮者等住まいの確保緊急支援事業	健康福祉局	拡充	失業等さまざまな理由により住まいを失った生活困窮者に対して、一時的に個室型の緊急宿泊場所（シェルター）や食事、衣類等を提供するとともに、安定して居住できる住まいの確保や地域への定着を支援します。	32,699
43	避難所の感染症対策の推進 【実P. 165】	危機管理室, 健康福祉局	継続	避難時における感染の防止のため、感染症対策に有効な備蓄物資の検討を行うとともに、体調不良者等の滞在スペースや動線の分離、補助避難所等の活用など、感染リスクを低減するための対策を推進します。 また、福祉避難所については、衛生管理体制確保のため、協定締結施設への衛生用品の配備を進めていきます。	—
44	自転車の利活用促進	市民局	継続	通勤・通学途上での感染リスク低減を図るため、自転車の活用について、普及啓発を行います。	—



No.	事務事業	担当	事業種別	概要	予算額 (千円)
45	各種支援制度に関する情報発信	総務局	継続	新型コロナウイルス感染症に関連して本市や国・県が設ける各般の生活・経済支援制度について、必要とする方に支援が行きわたるよう、情報発信を行います。	—

(2) 障害・高齢者福祉

No.	事務事業	担当	事業種別	概要	予算額 (千円)
46	障害者・高齢者福祉施設等における感染防止対策の推進	健康福祉局	継続	障害者・高齢者福祉施設等における集団感染発生を予防するため、必要な知識・技術についての情報発信や相談対応等を行い、感染防止対策の周知徹底を図ります。	—
47	障害者差別解消 【実P.166】 【予P.Ⅱ-38】	健康福祉局	拡充	障害者への適切な情報提供を行うため庁内体制の整備を進めるほか、障害者と接する機会の少ない市民を対象とした障害理解の普及啓発により、障害を理由とする差別の解消に取り組みます。特に、点字ややさしい日本語版など障害種別に応じた情報保障を推進します。	18,626
48	福祉的就労ステップアップ 【予P.Ⅱ-39】	健康福祉局	拡充	新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けている福祉事業所利用者の工賃向上のため、新しい生活様式を踏まえた自主製品の販売促進、販路拡大等の支援を行うほか、福祉事業所の企業等からの業務受注に向けたマッチング支援を行います。	7,352
49	障害者支援施設等に対する感染症対策研修 【予P.Ⅱ-39】	健康福祉局	新規	市内の障害者支援施設等において、新型コロナウイルス感染症のまん延によるクラスターの発生を防止するため、感染症対策の専門家による研修や実地でのゾーニング指導等を行います。	355

No.	事務事業	担当	事業種別	概要	予算額 (千円)
50	障害福祉サービス継続支援 【予P. II-39】	健康福祉局	継続	利用者や職員に新型コロナウイルス感染者や濃厚接触者が発生した障害福祉サービス事業所等が、新型コロナウイルスの感染機会を減らしつつ、利用者に対して必要なサービスを継続して提供するために必要な経費を助成し、障害福祉サービスが安定的に提供されるよう支援します。また、障害福祉サービス事業所等での感染症発生に備え、備蓄用の衛生用品を確保します。	22,863
51	障害福祉サービス事業所等環境整備費補助 【予P. II-39】	健康福祉局	継続	障害者支援施設等が感染拡大の防止、介護負担の軽減、労働環境の改善等を図るために導入する介護ロボット等の費用を助成し、障害福祉サービス事業所等の環境整備を支援します。	4,200
52	高齢者の健康増進 【実P. 166】	健康福祉局, 各区役所	継続	外出する機会が減っても健康を維持できるよう、自宅でもできる手軽な体操や健康管理の留意点を、各種広報媒体を活用して発信します。 また、身体機能の低下が見られる高齢者に対して、地域包括支援センターと連携して状態の改善に取り組みます。	—
53	地域活動活性化支援事業 【実P. 166】 【予P. II-36】	健康福祉局	新規	新型コロナウイルス感染症の影響による外出の機会減少や地域団体の活動休止等により停滞している高齢者の健康づくり活動の再開や活性化を支援するため、地域の活動に健康運動指導士を派遣し、市民による介護予防の活動を支援します。	825
54	介護サービス事業所等に対するサービス継続支援	健康福祉局	継続	利用者や職員に新型コロナウイルス感染者や濃厚接触者が発生した介護サービス事業所等が、新型コロナウイルスの感染機会を減らしつつ、利用者に対して必要なサービスを継続して提供するために必要な経費を助成し、介護サービスが安定的に提供されるよう支援します。	24,322

## (3) 教育・子育て

No.	事務事業	担当	事業種別	概要	予算額 (千円)
55	学校における感染防止対策の推進	教育局	継続	毎朝の検温等の家庭と連携した児童生徒の健康管理を行うとともに、マスク着用の徹底と手洗いの励行、こまめな換気や座席間隔の確保、さらには、感染防止チェックリストの配布・活用など、継続的な感染防止対策を行います。また、新たに感染者等が確認された場合には、臨時休校等も含めた迅速な対応を行います。	—
56	学校保健体制の強化	教育局	拡充	園児・児童生徒の健康診断の実施に必要な新型コロナウイルス感染防止策を講じ、子どもたちの健やかな育ちを支援します。	5,425
57	スクール・サポート・スタッフの配置 【実P.167】	教育局	継続	各小・中学校等において教室内の消毒作業や児童生徒の検温結果のとりまとめ等を担うスクール・サポート・スタッフを配置し、教員の業務負担を軽減します。	75,709
58	特別支援学校のスクールバス増便	教育局	拡充	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、鶴谷特別支援学校のスクールバスを増便し、障害のある児童生徒の安全安心な通学環境を確保します。	30,580 【R2 補正】
59	児童生徒の心のケア	子供未来局, 教育局	継続	児童生徒の心身への影響の軽減・解消を図るため、配慮を要する児童生徒及びご家族に対し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどによる相談・フォローアップを行う体制を充実させます。 また、いじめをはじめとした子どもたちの様々な悩みを解消するため、教育局や子供未来局の関係窓口等において、丁寧に相談者に寄り添った相談対応を行っていきます。	—

No.	事務事業	担当	事業種別	概要	予算額 (千円)
60	GIGA スクール 構想の推進 【実P.167】 【予P.Ⅱ-3,1】	教育局	継続	1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを学校教育のツールとして活用し、児童生徒の情報活用能力を育成するとともに、協働的な学びや一人ひとりに適切な学びなどを通して、「生きる力」を育む学校教育を推進します。 また、ICTの活用により、感染症や自然災害などによる臨時休業や、不登校児童生徒・病気療養中の児童生徒への支援など、さまざまな状況に応じて学びを保障する遠隔教育や、教員の多忙化解消にも取り組んでいきます。	449,450
61	電子図書館サービス導入 【予P.Ⅱ-46,1】	教育局	新規	感染症の流行時にも柔軟に図書サービスを提供できるよう、電子書籍貸出サービスを導入し、非来館型サービスの充実を図ります。	10,098
62	保育所等における感染防止対策の推進	子供未来局	継続	保育所や私立幼稚園等において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に十分に配慮した保育・幼児教育が行われるよう、施設及び保護者に対し、感染拡大防止のための留意点等に関する周知啓発や相談対応を継続的に行うとともに、新たに感染者や濃厚接触者が確認された場合には、施設と連携し、迅速な臨時休園等の対応を行います。	—
63	児童福祉施設等の受入れ環境整備	子供未来局	継続	保育所、児童クラブ、児童養護施設、一時保護所などの感染流行時においても児童の受入れ継続が必要となる施設について、集団感染防止に資する施設環境整備や、職員の負担軽減等を推進します。	—

No.	事務事業	担当	事業種別	概要	予算額 (千円)
64	子どもの保育環境・居場所づくり 【実P. 166, 167】	健康福祉局, 子供未来局, 教育局	継続	新型コロナウイルス感染症の発生時期や学校の臨時休業期間中、医療従事者など社会の機能を維持するために就業を継続する必要がある方や、ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な家庭の児童が安心して過ごすことができるよう、児童館、保育所、幼稚園、小学校、放課後等デイサービス事業所等における児童の受入れ環境の確保やそのための支援を行います。	—
65	子どもの居場所づくり支援事業 【予P. II-16】	子供未来局	継続	生活困窮世帯の子どもへの学習支援や食事の提供などの居場所づくりを行う子ども食堂の活動経費を助成することで、親子がともに安定した生活を送れるよう支援します。 また、令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、子ども食堂運営事業者が配食・宅食による子どもの見守りを維持する活動、感染防止対策に要する経費を助成対象に加えて事業を実施します。	11,953
66	児童福祉施設等衛生管理体制確保支援事業 【予P. II-17】	子供未来局	継続	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、私立保育所や産後ケア施設等が行う衛生用品の購入費用の助成や国等が配布する衛生用品の供給により、当該施設における衛生管理体制の強化を支援します。	278,221
67	公立保育所における使用済み紙おむつの処理	子供未来局	新規	新型コロナウイルス等の感染症の拡大防止及び保育所等利用者の負担軽減のため、公立保育所において、使用済み紙おむつの処理を実施します。	4,950

No.	事務事業	担当	事業種別	概要	予算額 (千円)
68	妊産婦支援 【実P.166】	子供未来局, 各区役所	継続	十分な感染防止対策を講じながら、妊産婦からの相談への対応や訪問指導を行うとともに、支援が必要な妊産婦の見守りを強化するなど、安心して子どもを産み育てることができるよう支援します。	—
69	妊産婦への新型コロナウイルス関連支援 【予P.Ⅱ-17】	子供未来局	継続	新型コロナウイルス感染症が流行する中、強い不安を抱えて生活する妊産婦の不安軽減のため、助産師による電話相談や出産前新型コロナウイルス検査、感染した妊産婦への寄り添い型支援を行います。	90,660
70	子育て相談体制の充実	子供未来局, 各区役所	継続	新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てに関する不安を抱えている方を対象に、区役所・総合支所の子供家庭総合相談窓口や、子供未来局の関係窓口での相談対応、各種情報提供を行い、相談体制の充実を図ります。	—
71	支援対象児童等見守り強化事業 【実P.166】 【予P.Ⅱ-14】	子供未来局	新規	新型コロナウイルス感染症の影響により子どもの見守りの機会が減少しているため、支援の必要性が高い児童等の居宅訪問などにより、状況の把握や食事の提供、学習・生活指導等を行うとともに、関係機関とも連携しながら、必要な支援につなげることができるよう支援体制の強化を図ります。	19,446

(4) 行政

No.	事務事業	担当	事業種別	概要	予算額 (千円)
72	市設置施設における衛生管理体制の強化 【予P.Ⅱ-17】	危機管理室, 子供未来局, 教育局 ほか	継続	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、学校、子育て支援施設、福祉施設等へのマスクや消毒液などの衛生用品の配備や備蓄により、衛生管理体制の強化を図ります。	178,494

No.	事務事業	担当	事業種別	概要	予算額 (千円)
73	WEB 会議システムの運用 【実P.165】 【予P. I-1, 1】	まちづくり政策局	継続	令和2年度に全庁に導入したWeb会議システムの運用により、新型コロナウイルスの感染リスクの低減を図り、業務の継続性を確保します。また、システムを効果的に活用し、業務の効率化にも取り組みます。	22,711
74	窓口サービスの利便性向上 【実P.165】 【予P. I-2】	総務局, まちづくり政策局, 市民局, 各区役所	継続	郵送申請や電子申請などの市民が窓口に行かなくても行政手続きを行える環境の整備や、窓口でのICT機器の活用や押印の見直し等による行政手続きの簡素化・ペーパーレス化を推進するなど、新型コロナウイルスの感染拡大防止と市民の利便性向上を検討していきます。	75,745
75	行政手続きデジタル化事業 【実P.165】 【予P. I-1, 1】	まちづくり政策局	拡充	行政手続きのデジタル化に向けたツールの効果的な導入を進めるとともに、これまで利用したことのないツールの本市業務への適用可能性や課題を検証するための実証実験を行います。 ・プログラミング不要でWeb入力ソフト等の簡易システムを職員が作成可能なグループウェア制作ソフトの活用 ・Web上で質問に答えていくだけで、自分に必要な行政手続きや、手続きに必要な持ち物がわかる案内サービスの活用 ・「書かない窓口」や手続き案内に利用するタブレット端末の調達等 ・スマートフォンからマイナンバーカードとクレジットカードを利用して住民票や税証明を取得できるシステムの導入 ・窓口での支払いのキャッシュレス化に向けた実証実験	25,150

No.	事務事業	担当	事業種別	概要	予算額 (千円)
76	公共工事等における感染防止対策の推進	都市整備局	継続	公共工事等を確実に遂行するため、従来は対面で実施していた業務について、タブレット端末等を活用してリモートで実施できる体制を構築するなど、接触機会の低減を図ります。	—
77	入札事務のデジタル化推進	財政局	拡充	入札参加者の利便性の向上及び感染リスクの低減のため、工事及びコンサルの一部で実施している電子入札の対象に物品の調達、コンサル（建築設計等）を加えます。	25,235

(5) 市民協働・公民連携

No.	事務事業	担当	事業種別	概要	予算額 (千円)
78	多様なステークホルダーの活動の発信 【実P.165】 【予P.Ⅲ-45】	まちづくり政策局	新規	防災・減災の分野で活動するステークホルダーに加え、環境分野や感染症対策等、新たな都市の課題に取り組む団体の活動などをWebサイトに掲載し、情報発信を行います。	1,485
79	仙台防災未来フォーラムの開催 【実P.165】 【予P.Ⅲ-46】	まちづくり政策局	新規	地震・津波だけでなく、風水害や感染症など新たな都市の課題にも対応できるよう、市民参加の防災フォーラムの継続的な開催などを通じて、ステークホルダーの育成に努めます。	23,836
80	「行動する人づくり」の推進 【実P.167】 【予P.Ⅲ-18】	環境局	拡充	コロナ禍においても市民が身近に取り組める環境配慮行動をわかりやすく情報発信するとともに、「行動する人づくり」に重要な子ども向けの環境教育を充実させるため、動画コンテンツの活用など多様な学習方法を提供します。	3,950



施策3 仙台の「経済」の活性化とまちの賑わいの創出

(1) 地域経済への影響を最小限に抑える取り組み

No.	事務事業	担当	事業種別	概要	予算額 (千円)
81	中小企業応援窓口事業 【実P. 168】 【予P. I-10, 3】	経済局	拡充	新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受けている中小企業、小規模事業者等の経営等の課題への対応や、国や県の各種助成金の申請手続き等の相談にワンストップで対応する仙台市中小企業応援窓口を設置し、地域経済の安定確保を図ります。 また、仙台テレワークサポートデスクとの連携により、非接触型（非対面型）ビジネスモデルへの転換を支援します。	34,948
82	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業 【予P. I-10, 3】	経済局	継続	感染症の拡大防止と地域経済の循環を両立するため、令和2年度から仙台商工会議所、みやぎ仙台商工会と連携して実施している「仙台 感染症対策・地域経済循環プロジェクト」において、事業者・市民双方の感染症対策の普及啓発に取り組みます。	4,004
83	新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金	経済局	継続	県による新型コロナウイルス感染症拡大防止のための営業時間短縮の協力要請に全面的に協力いただいた事業者に対して、協力を支給します。	3,025,550 【R2 補正(専決)】
84	時短要請等関連事業者支援金	経済局	新規	県による営業時間短縮の協力要請及びGoToキャンペーンの停止等により、令和2年12月から令和3年2月のいずれかの月の売上が前年同月比で50%以上減少している中小事業者に対して、事業継続に向けた支援金を支給します。	1,048,000 【R2 補正】

No.	事務事業	担当	事業種別	概要	予算額 (千円)
85	地域消費喚起割増商品券	経済局	新規	新型コロナウイルスの感染拡大に伴う営業時間短縮の協力要請等により、消費が落ち込み経済的に大きな影響を受けている国分町と一番町四丁目の飲食店等を対象に、地域経済の回復を図るため、割増商品券の発行を支援します。	244,832 【R2 補正】
86	感染拡大防止協力事業者特別支援金 【予P. I-13,3】	経済局	継続	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、保健所が行う積極的疫学調査と施設名の公表等に協力した「不特定多数が利用する施設」を運営する事業者に対して、円滑な事業再開や感染症対策に向けた経済的支援を行います。	20,000
87	中小企業者金融支援事業 【実P. 168】 【予P. I-11,4】	経済局	継続	中小企業者の経営の安定化を図るため、中小企業融資預託金の運用による融資を行います。	28,726,400
88	セーフティネット認定窓口 【実P. 168】 【予P. I-13,3】	経済局	継続	新型コロナウイルス感染症関連金融支援を受ける際に必要なセーフティネット認定に関する特設窓口を設置し、制度を利用する事業者の申請手続き等を支援します。	27,506
89	セーフティネット保証関連融資にかかる信用保証料補給 【実P. 168】 【予P. I-13,3】	経済局	継続	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、本市の対象制度融資により資金調達を行った事業者が当初支払った信用保証料を補給し、資金繰り支援を行います。	343,105
90	資本性劣後ローン連動型給付金	経済局	継続	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、資本性劣後ローンを利用する事業者に対し、利子相当額を助成することで資金繰り支援を行います。	350,000 【R2 補正】

No.	事務事業	担当	事業種別	概要	予算額 (千円)
91	クリエイティブ 産業振興 【実P.168】 【予P. I-11, 4】	経済局	継続	優れたデザインを活用した高付加価値商品の開発・販路開拓を促進するため、ウェブサイト「暮らす仙台」を活用し、地域産品事業者のB to C販売を支援します。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた飲食店等の商品・サービスのPRにも取り組みます。	1,872
92	観光客誘致宣伝 事業	文化観光局	拡充	新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んでいる交流人口の回復を図るため、令和2年度に実施した市内への誘客及び宿泊を促進するキャンペーンを継続して実施します。	320,000 【R2 補正】
93	若者就労・定着 支援事業 【予P. I-12, 3, 6】	経済局	新規	新型コロナウイルス感染症の影響により就職が困難な状況に置かれた新卒者や内定取り消し者、就職先が決まらず非正規雇用で働いている労働者、職を失った若者等を対象に、就職支援研修、マッチングイベントの開催等により就職支援・定着支援を行い、地元企業の人材確保及び地域経済の活性化を図ります。	8,000
94	奨学金返還支援 事業 【予P. I-11, I-14, 6】	経済局	継続	市内の中小企業に就職した若者の奨学金返還を3年間補助することで、地元就職へのきっかけづくり並びに企業の人材確保を支援します。 令和2年度に新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて対象に追加した社会福祉法人、医療法人、NPO法人、学校法人等の人材確保を引き続き支援していきます。	12,520
95	無料職業紹介事 業 【実P.167】 【予P. I-12, 3, 6】	経済局	継続	学生・求職者等のキャリア支援のため、無料職業紹介やキャリアコンサルティング、オンライン就活用スペースの運営等を行います。また、成長企業の支援のため、中核人材のマッチング機能を強化するとともに、ウィズコロナに対応した県外在住者のテレワーク採用を支援します。	5,214

No.	事務事業	担当	事業種別	概要	予算額 (千円)
96	固定資産税等の負担軽減	財政局	新規	令和2年2月から10月までの任意の連続する3か月間の事業収入が、前年の同期間の事業収入と比べて30%以上減少している中小事業者等に対し、令和3年度課税の償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税・都市計画税の課税標準を2分の1又はゼロとし、負担軽減を図ります。	—
97	域内循環の促進	財政局, 経済局, 都市整備局	継続	景気を下支えする観点から、公共事業を計画的に発注するとともに、物品の前倒し発注や地元発注等に努め、域内循環による地域経済活性化を促進します。	—

(2) 地域経済の「新しい生活様式」へのシフトチェンジの促進

No.	事務事業	担当	事業種別	概要	予算額 (千円)
98	地域産業応援金	経済局	拡充	新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるための取り組みを後押しするため、国の生産性革命推進事業の活用や経営力向上計画・経営革新計画を作成する市内事業者に地域産業応援金を支給します。	173,250 【R2 補正】
99	中小企業チャレンジ補助金 【予P. I-13, 2, 3】	経済局	新規	新しい生活様式に対応するため、業態転換やビジネスモデル変革などの新規プロジェクトにチャレンジする事業者を支援する補助金を交付し、成長可能性の高い中小事業者を支援するとともに、ロールモデルとして地域経済への波及効果の創出を図ります。	29,870
100	コロナ対応型成長企業支援事業 【実P. 167】 【予P. I-10, 2, 3, 4】	経済局	新規	新型コロナウイルス感染症の影響による消費行動、消費者ニーズの激変に対応するため、感染症に強いビジネスモデル手法の習得を目的としたデジタルマーケティングセミナーを開催し、既存のビジネス手法の変更・改善に取り組む事業者を支援します。	1,300

No.	事務事業	担当	事業種別	概要	予算額 (千円)
101	新しい生活様式 に対応した販路 開拓支援事業 【予P. I-10, 2, 3, 4, 9】	経済局	新規	新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した中小企業等の経営改善や、地域経済を牽引する中小企業等の成長を支援するため、「新しい生活様式」に対応した新規販路開拓を支援します。 ・「新東北みやげコンテスト」開催 ・バイヤーとの個別マッチング支援 ・オンライン展示会開催	8,314
102	商店街にぎわい 創出事業 【実P. 168】 【予P. I-12, 2, 3, 4】	経済局	拡充	新型コロナウイルス感染症の影響により売上が大きく減少した商店街において、商店街が主体となって実施する売上回復につながる取り組みに補助金を交付し、支援します。 また、キャッシュレス決済等のデータを活用し、中心部商店街の回遊性と店舗運営の向上等につなげる仕組みづくりに取り組みます。	34,000
103	中心部商店街活 性化促進事業 【実P. 168】 【予P. I-12, 3, 4】	経済局	新規	公園や道路等を活用し、テイクアウト事業等の新たな営業形態を展開する飲食店を支援することで、都心の新たな魅力を創出し、回遊性の向上を図ります。	7,500
104	次世代 X-TECH ビジネス創出促 進事業 【実P. 168】 【予P. I-12, 2, 5】	経済局	継続	令和2年度に実施した「X-TECHイノベーション推進事業」において採択された「新しい生活様式」に対応する新事業に対し、実証実験やコンサルティング等の社会実装に向けた支援を行います。	5,034

No.	事務事業	担当	事業種別	概要	予算額 (千円)
105	CareTech 推進事業 【実P.168】 【予P. I-12, 2, 4, 5】	経済局	継続	介護事業者及び IT 関連企業を対象に、With/After コロナに特化した介護現場の IT 化等をテーマとするセミナーを開催し、感染症対策におけるソリューション開発支援および IT 活用策の普及促進を図ります。	6,600
106	グローバルスタートアップ創出 【実P.168】 【予P. I-21, III-16, 2, 5, 7】	経済局	継続	ICT や大学の研究成果等を活用し、新型コロナウイルス感染症によって顕在化した社会課題の解決を目指すスタートアップ等に対して、事業内容の改善機会、資金調達や事業提携等の成長をさらに加速させる支援を実施することにより、スタートアップ・エコシステムの発展、雇用拡大・地域経済活性化を図ります。	34,470
107	地域企業テレワーク導入・利活用支援事業 【予P. I-12, 2, 3, 5】	経済局	継続	地域企業におけるテレワークの導入・定着を促進するため、国家戦略特区制度を活用して設置した仙台テレワークサポートデスクにおいて、地域企業を対象としたテレワーク体験機会の提供や関連ツール等の展示会、テレワーク導入に係る情報提供や相談・助言等のトータルサポートを実施します。	5,000
108	経済施策等に関する情報発信の強化	経済局	拡充	仙台 NEWSCAST を活用して、首都圏に対してウィズコロナ時代における本市の優位性や本市経済施策等について効果的に情報発信を行い、仙台市の魅力を発信していきます。	3,510
109	東北大学電気通信研究所 1 号館整備 【予P. III-12, III-15, 2, 5, 6】	経済局	新規	企業の拠点分散化やテレワーク等に活用可能なオフィスフロアを東北大学片平キャンパスの既存研究棟を活用して整備することにより、リスクの回避や分散を考える企業の拠点設置等を促します。	34,500

(3) 観光・イベントの新しい生活様式への対応

No.	事務事業	担当	事業種別	概要	予算額 (千円)
110	仙台観光魅力創出事業 【実P.169】 【予P. I-19, 4, 8, 9】	文化観光局	拡充	新たなトレンドを踏まえた体験プログラムの創出や、ターゲットやテーマを明確化した戦略的なコンテンツ拡充及び情報発信を行うとともに、民間事業者の新たな取り組みや新規参入等の支援により、交流人口の拡大及び地域経済の活性化に取り組みます。	79,221
111	まつり等開催支援 【実P.169】 【予P. I-19, 8, 9】	文化観光局	拡充	本市を代表する大型観光イベントに対し、「新しい生活様式」に対応した開催のための準備作業や、感染症対策に要する費用等を補助し、開催を支援します。	24,213
112	観光デジタルマーケティング 【実P.168, 169】 【予P. I-19, 2, 8, 9】	文化観光局	新規	変化するニーズや動向を的確に把握し、効果的な誘客につなげるため、デジタルマーケティングに取り組みます。	30,532
113	デジタルで人と地域をつなぐオンライン観光等推進事業 【実P.168】 【予P. I-21, 2, 10】	文化観光局	新規	新しい生活様式が求められる中、自宅に居ながら地域の多様な魅力を体験できるオンラインツアーやそれと連動したバスツアー等を実施することで、東北のファンを創出し、交流人口の拡大につなげます。	22,400
114	インバウンド推進事業 【実P.169】 【予P. I-20, 8】	文化観光局	継続	新型コロナウイルス感染症収束後のインバウンド回復を見据え、3密を避けた安全・安心な旅行への対応を図りつつ、自然、アウトドア、健康等のテーマに焦点をあてた外国人視点による観光コンテンツの発掘・磨き上げを行うとともに、市場別の嗜好やニーズ等に応じた戦略的なプロモーション及び受入環境整備を実施します。	37,943

No.	事務事業	担当	事業種別	概要	予算額 (千円)
115	MICE 推進事業 【実P. 169】 【予P. I-20, 2, 8, 9】	文化観光局	拡充	新型コロナウイルス感染症の影響により需要が高まっている「リアル・オンラインハイブリッド会議」に対応した助成制度の新設や、市内でのMICEの開催に合わせた、安全・安心が確保された街中でのレセプション等の回遊を促進する取り組みを行います。 また、企業等が市内で実施する宿泊を伴う会議・研修会等に対する助成により、交流人口・消費の回復につなげ、地域経済の活性化を図ります。	16,781
116	仙台国際センター運営管理 【予P. I-20, 2, 9】	文化観光局	継続	新型コロナウイルス感染症の影響下にあっても市民等に対して安定的にサービスを提供できるよう国際センターの運営を行うとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により需要が高まっている「リアル・オンラインハイブリッド会議」にも対応した施設環境を維持・強化するため、通信設備の更新を行います。	201,314
117	公共空間利活用促進 【実P. 167, 169】	まちづくり政策局, 都市整備局, 建設局	継続	新しい生活様式を踏まえ、屋外での密集しない程度の日常的な賑わいや、テイクアウト等による経済活動の場を創出するため、地域のまちづくり団体等と連携し、道路や公園等の公共空間利活用を推進します。	—

(4) 持続的な文化・スポーツ支援

No.	事務事業	担当	事業種別	概要	予算額 (千円)
118	実演芸術の公演開催支援	文化観光局	継続	イベント開催制限の対象となる音楽、演劇等の公演開催を支援するため、市内の民間屋内施設を利用し、感染防止対策を講じながら実演芸術の公演を実施する主催者に対し、会場費の一部を助成します。	120,000 【R2 補正】



No.	事務事業	担当	事業種別	概要	予算額 (千円)
119	施設使用料の減免による文化芸術活動支援	各施設所管局	継続	令和3年4月から9月までの間、本市のホール系施設、展示系施設、大型スポーツ施設の使用料を50%減免し、感染防止対策を講じながら文化芸術活動・イベントを行う団体等を支援します。	—
120	文化芸術の創造発信活動に対する支援	文化観光局	拡充	多様なメディアを活用した文化芸術の創造発信活動を行う地域の文化芸術関係者に対し、その費用の一部を助成します。	85,000 【R2 補正】
121	コロナ禍に対応した文化芸術未来プロジェクト助成事業 【実P.169】 【予P. I-29】	文化観光局	新規	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた次世代の文化芸術環境モデルを試行・推進するため、新しい手法・様式により仙台の文化芸術を国内外に発信する事業や、感染症拡大に伴う地域課題に文化芸術の側面からアプローチするアートプロジェクトを、地域の芸術家、市民団体、民間施設等から公募し、助成を行います。	30,530
122	復興公営住宅等での心の復興・交流支援事業 【実P.169】	文化観光局	継続	市内6か所の復興公営住宅にプロの地元音楽家を派遣し、合唱や演奏鑑賞等を行う「うたカフェ」や、新型コロナウイルス感染症の影響で合唱活動が困難なコミュニティを対象に動画配信を用いて合唱指導を行う「おうちで歌おう」事業等を通じて、東日本大震災被災者の心の復興・交流支援に取り組みます。	6,146
123	コロナ禍における文化活動のための協働・支援事業 【実P.169】 【予P. I-29】	文化観光局	新規	芸術家・文化芸術団体、舞台技術者、行政等の対話の場・ネットワークを形成し、文化芸術活動の再興に向けた協働基盤づくりを推進します。 また、専門家が市民団体と施設の間をつなぎ、きめ細かに相談に対応する中間支援事業を実施することで、コロナ禍においても誰もが文化活動を行えるようサポート体制の充実を図ります。	2,375

No.	事務事業	担当	事業種別	概要	予算額 (千円)
124	東京オリンピック・パラリンピック事前キャンプ受入れ 【予P. I-26】	文化観光局	拡充	東京大会に出場するホストタウン相手国選手団の事前キャンプを受け入れるにあたり、国等の方針に基づく新型コロナウイルス感染症対策を実施します。	69,387
125	スポーツ団体支援	文化観光局	新規	本市主催の学区民体育振興会全市大会及び各地区予選会において、感染防止のため、消毒液やフェイスシールド等の衛生資器材を市から提供し、スポーツ団体の活動を支援します。	924
126	文化・スポーツイベントにおける衛生管理体制の強化 【実P. 169】 【予P. I-26, I-28, 9】	文化観光局	拡充	仙台クラシックフェスティバル等の文化事業や仙台国際ハーフマラソン大会 2021 チャレンジレース等のスポーツイベントの実施にあたり、新型コロナウイルス感染症対策に必要な衛生用品の配備等を行い、イベント開催時の衛生管理体制の強化を図ります。	20,497

施策4 感染症対策を推進する基盤づくり

No.	事務事業	担当	事業種別	概要	予算額 (千円)
127	総合的な感染症対策の推進	危機管理室	継続	市長・副市長・局長級職員で構成する仙台市新型コロナウイルス感染症対策会議において、全庁横断的に意思決定や連絡調整を行うとともに、その方針に基づき各種施策が円滑に実施できるよう総合的な調整を行います。また、時機を捉えてそれまでの対策についての評価や課題の検証を行い、感染症対策を推進していきます。	—
128	新型インフルエンザ等対策行動計画等の見直し	危機管理室	継続	今般の新型コロナウイルス感染症対応により得られた知見を生かし、より実効性の高い計画となるよう新型インフルエンザ等対策行動計画の見直しを検討します。 また、感染症の流行下にあっても、市民の生活に不可欠な行政サービスが適切に継続できるよう、市の業務継続計画についても検討していきます。	—
129	確実な財源とマンパワーの確保	総務局, 財政局	継続	新型コロナウイルス感染症対策に重点的に取り組むとともに、今後の新たな行政需要にも対応していくため、既存事業の優先順位を明確化し、不急の事業は延期や中止等を行うことにより、感染症対策の推進に必要な財源を確実に確保します。 また、感染症対策で繁忙となっている部署に対し、組織横断的に人員の措置や応援を行う柔軟な組織体制により、感染症対策を推進していきます。	—

No.	事務事業	担当	事業種別	概要	予算額 (千円)
130	新型インフルエンザ等対策特別措置法の権限及び財源等に関する検討	危機管理室, 総務局	新規	地方自治体の実情に応じた機動的な感染症対策の実現を図るため、国や指定都市市長会と連携し、各都市における支障事案等も考慮しながら、都道府県と市町村の役割分担やそれに伴う権限の範囲や財源等について検討していきます。	—
131	庁内の感染症対策の推進	総務局	継続	時差出勤や休憩時間の分散化の導入により、通勤途上や事務室での接触機会を可能な限り抑え、職員の感染リスクの低減を図ります。併せて、窓口等の飛沫感染防止措置を行うなど、来庁者・職員双方の安全安心の確保に努めます。 また、今後の感染拡大への長期的な備えの観点から、さらなる接触機会の低減に向け、サテライトオフィスの運用について検討を進めていきます。	—
132	感染症対策を施した職員研修の実施	総務局	新規	新型コロナウイルス感染症の流行下にあっても、感染防止対策を講じた職員研修を持続的に実施します。実施にあたっては、優先度の高い研修プログラムの精選、1回あたりの受講者数を調整した分散受講、eラーニング等による自学研修など実施手法の検討を行います。	—
133	職員の心身のケア	総務局	継続	新型コロナウイルス感染症への対応業務等により、職員が心身に不調をきたすことがないように、過重労働による健康障害防止のための保健指導を徹底するとともに、産業医や看護師、産業カウンセラー等に相談できる体制を維持し、職員の心身のケアに努めます。	—

## 第4章 これまでの新型コロナウイルス感染症対策の取り組み

令和2年8月4日に公表した「仙台市新型コロナウイルス感染症対応検証結果報告書」では、本市の令和2年1月から6月までの対応について総括した。本章では、令和2年7月から12月における本市の主な取り組みについてまとめた。

なお、文中に記載のある相談対応や給付金・補助金等に関する実績については、特に断りのない限り、令和2年12月15日時点のものである。

### 1 医療・検査体制

#### (1) 発熱患者への対応

本市では、発熱症状がある方が円滑に医療を受けられるよう、仙台市医師会及び市内約160か所の医療機関と連携し、発熱症状がある方を地域の医療機関で受け入れる体制を整備し、7月1日から運用を開始した。かかりつけ医がいない等の理由で受診先が確保できない市民に対し、「受診・相談センター」（コールセンター）等において発熱症状のある方の診療に対応している診療所等の情報提供を行っている。宮城県においても同様の体制が整備され、11月5日より運用が開始された。

受診・相談センター等における発熱症状がある方への情報提供及び診療に協力いただいている医療機関の診療体制の維持と、市内の検査体制の拡充を図るため、市議会令和2年第3回定例会（9月）において補正予算を編成し、行政検査としてPCR検査等を実施する医療機関に対し、検査の実施件数に応じて、1日あたり6,000円を上限とする補助制度を創設するとともに、医療資器材の提供を行っている。

また、従来の初期救急診療体制に加え、地域の診療所等の休診日に軽症の急患患者に対する外来診療を行うため、11月1日より臨時的に仙台オープン病院において土日祝日・年末年始の外来診療を行っている。

これまで、地域の医療機関における発熱患者の受入れが安定的に行われてきたが、感染の拡大に伴い、発熱症状がある方への情報提供及び診療に協力いただいている医療機関の維持・拡充が課題となっている。

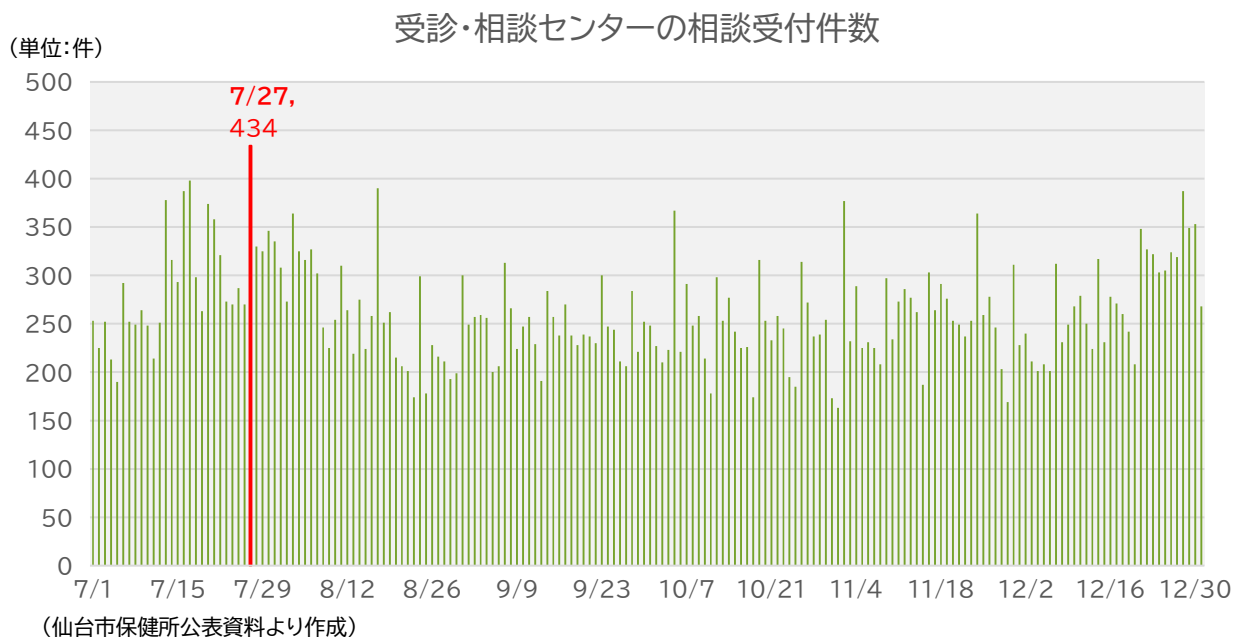
今後とも、PCR等検査の補助制度等を活用し、協力医療機関の更なる確保に努めていく。

#### (2) 相談体制

受診・相談センター（宮城県と仙台市が共同設置するコールセンター。宮城県の相談・医療提供体制の変更に合わせて11月5日から名称変更。）では、引き続き心配な症状がある方等からの健康相談対応や、かかりつけ医がいない等の理由

で受診先に迷っている方への受診可能な地域の診療所等の情報提供を行った。また、感染の可能性が否定できない方からの相談については、帰国者・接触者相談センター（各区保健所支所）へつなぎ、保健師による症状や行動歴の聞き取りなどの対応を行った。

7月以降、1日平均263件の相談が寄せられており、最も多い時では、434件（7月27日）であった。



	7月	8月	9月	10月	11月	12月	期間計
月計	9,159	8,013	7,340	7,554	7,722	8,514	48,302
日平均	295	258	245	244	257	275	263

受診・相談センターの運営にあたっては、時間帯により電話が繋がりにくい状況が生じるなどしたため、相談件数が増加した際は、県及び運營業務受託団体等と調整し、人員の増強により対応を図ってきた。これにより、適切な相談対応や受診先の情報提供等が図られた。

今後も、相談件数の増加に応じて速やかに人員体制を拡充できるよう県及び受託団体と連携・調整し、寄せられる相談に的確に対応できるよう運営にあたっていく。

### (3) 帰国者・接触者外来

医療機関の協力の下、新型コロナウイルス感染症疑似症例の診察及び新型コロナウイルス検査の検体採取を行う「帰国者・接触者外来」が、市内に複数設置されている。新型コロナウイルス感染症への対応のため帰国者・接触者外来が設置

された医療機関では、その体制維持のために人的・物的負担が生じていることから、継続的な診療体制確保のため、市議会令和2年第2回臨時会（7月）において補正予算を編成し、検体採取の体制確保に要する経費として1日あたり20,500円、検体採取に要する経費として1検体あたり3,000円を補助する制度を創設した。

また、東北大学病院が臨時診療所として設置するドライブスルー方式の帰国者・接触者外来については、宮城県と本市が設置場所の提供、その他調整を支援するとともに、職員が運営の一部を担いながら、4月21日から診療を継続している。最初に開設した場所の使用期限が6月末までとなっていたことから、宮城県とともに調整を行い、7月1日からは市内の別の場所に移転したところである。

引き続き、関係機関との連携のもと、迅速に診察や検体採取を行えるよう診療体制の維持・確保を支援していく。

#### （4）検査体制

市衛生研究所では、検査体制強化のため、検査機器及び人員体制の拡充に取り組んできた。令和2年9月に新たに全自動PCR検査機、高速冷却遠心機などを導入したほか、10月1日付で微生物課に職員1名を増員した。また、必要に応じて他部署から新型コロナウイルス検査業務の応援が得られるよう該当職員12名に対して研修を行い、最大240件／日の検査実施が可能となる体制を構築した。

全自動PCR検査機の導入により効率的な検査が可能となったが、検体の種類や試薬の確保状況によっては、従来の方法でPCR検査を実施する必要がある。持続的に最大検査件数をこなすには、従来のPCR検査の手法に精通した職員の確保が課題であり、引き続き、応援職員も含め専門的スキルを持った人材の育成を図り、緊急時の検体数の増加等にも対応できる検査体制を確保していく。

#### （5）入院病床の確保

##### ① 宮城県内の医療提供体制の整備

重症者及び中等症者が入院する病床については、令和2年6月19日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「今後を見据えた新型コロナウイルス感染症の医療提供体制整備について」で示された新たな「流行シナリオ」をもとに都道府県ごとに患者数を推計のうえ、その感染拡大の状況にあわせて段階的にフェーズ設定を行い、それぞれのフェーズで必要な病床を確保する計画（病床確保計画）を策定することとされている。宮城県においては感染症指定医療機関の指定病床が平時で29床あり、指定医療機関の一般病床の転用や入院協力医療機関の病床活用等により、最大450床程度の受入れに対応する計画となっている。

県内の感染の現状を把握し医療への影響を判断するための指標として、令和2年7月13日より「みやぎアラート」の運用が開始された。県が基本レベル（新規感染者数、入院可能病床の占有率）の確認を行い、新型コロナウイルス感染症アドバイザーチームの意見聴取を経て、アラートレベルが判断され、このレベルに応じて、確保病床数の拡張・縮小、宿泊療養施設の確保が行われた。

一方、国では、医療資源を重症者や重症化リスクのある者に重点的に配分するため、令和2年10月24日に「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令」が施行され、新型コロナウイルス感染症に係る入院の勧告・措置の運用が改められた。

これを受け県は、令和2年8月7日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡「今後の感染状況の変化に対応した対策の実施に関する指標及び目安について」に示される指標等をもとに判断を行うこととし、11月18日より統一指標によるモニタリングが開始された。

10月下旬以降、高齢者施設で複数のクラスターが確認されたことなどから、特に高齢者の入院患者が増加した状況を踏まえ、11月17日開催の県内主要病院長会議での協議により、それまで確保していた病床から約70床増やして160床程度に拡充するなどし、入院医療体制を確保した。

また、12月10日より、県庁内に「宮城県新型コロナウイルス感染症医療調整本部」が設置され、入院優先度判断スコア等を用いて仙台医療圏における陽性患者のトリアージ（入院か宿泊療養かの収容先選定）を行うこととなった。医療調整本部には本市からも職員を派遣し調整業務にあたることで、県・市の入院調整の更なる円滑化を図っている。

このほか、新型コロナウイルス感染症陽性者から救急要請があった場合及び宿泊療養施設に入所している陽性者が急変した場合に仙台市内の9病院が輪番制で受け入れる体制が整備され12月21日より運用開始するとともに、高齢要介護者を受け入れた医療機関に対して医師や介護職員からなる「高齢者医療支援チーム」を派遣する制度も創設されたところである。

引き続き、県や医療機関などと連携し、必要な医療体制が確保されるよう取り組んでいく。

## ② 市立病院の対応

市立病院では、感染症病棟及び感染症病棟以外の病棟の一部個室を使用して新型コロナウイルス感染症患者の受入れを行ってきた。前述のとおり、令和2年7月13日からは「みやぎアラート」のフェーズに応じて適宜病床の確保を行い、11月以降は、国が示した指標に応じて病床の確保を行っている。

陽性患者の受入れにあたっては、毎週、陽性患者の入院状況や病床の確保状



況について院内の会議で情報共有し、万全な診療体制の構築に努めている。院内の環境衛生やスタッフの感染症対策の徹底、面会禁止や発熱者スクリーニングなどの来院者による感染を防止する取り組みを継続することにより、院内感染を発生させず、適切に医療の提供ができていたものと考えている。

これまでも地域の診療所等からの紹介や、救急隊からの救急要請など、患者の受入れを積極的に行ってきたところであるが、空床の確保や受診控えの影響により、市立病院の経営状況は例年よりも厳しいものとなっている。国が新型コロナウイルス感染症対策の一環として創設した病床確保に係る補助金等も活用しながら、安定した経営基盤の構築を図り、陽性患者の受入れを行っていくことで、感染症指定医療機関としての役割を果たしていく。

## (6) 宿泊療養施設の確保

重症者及び中等症者の入院病床を確保するため、宮城県と連携し、軽症者・無症状者を受け入れる宿泊療養施設を確保した。当初は、市内宿泊施設 1 棟（200 室）を借り上げ、令和 2 年 4 月 16 日より稼働した。看護師が 24 時間常駐、医師が 24 時間オンコールで対応するフォローアップ体制を敷き、県、市から運営スタッフを派遣している。当該施設との契約終了に伴い、6 月 25 日以降は新たな宿泊療養施設 1 棟（100 室）における患者の受入れを開始した。8 月 26 日からは、医師が週 3 日往診を行う体制も整え、医療体制の一層の充実を図っている。

10 月から 11 月にかけて感染者が急増した際、一時的に療養施設への搬送が追いつかず、待機中の陽性患者が増加したことから、感染症対策仕様車を活用し、移送体制の強化を図るなど対策を講じたところである。12 月 4 日より市内 3 か所目となる宿泊療養施設 1 棟（200 室）における患者の受入れを開始し、令和 3 年 1 月 14 日には市内 4 か所目となる宿泊療養施設 1 棟（300 室）が追加され、計 500 室の体制となっている。

引き続き、施設の円滑な運営に努めるとともに、感染状況に応じ、宮城県と連携して必要な療養体制を確保していく。

## (7) 保健所の体制強化

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、保健所の業務量も増大したことから、本市では人員の拡充や業務分担の見直しなどの体制強化に取り組んできた。感染症対策にあたる市保健所（支所を含む）の人員（会計年度任用職員及び臨時的任用職員を除く）は、令和 2 年 3 月 1 日時点で計 57 名であったが、年央の人事異動等により拡充し、令和 3 年 1 月 1 日時点では、計 71 名となっている。このほかにも、累計 16 名への兼務発令や他部署からの応援勤務、会計年度任用職員の任用、看護師の人材派遣の活用などにより、感染症対策の推進に必要なマンパワーの確

保を図ってきたところである。また、保健所業務の分担については、保健所支所が中心となって積極的疫学調査にあたることとし、帰国者・接触者外来の受診調整に係る業務等を本庁に一本化し、業務の効率化を図った。令和2年10月15日より保健所本庁に「受診調整班」を立ち上げ、保健所支所において検査が必要と判断した方や、医療機関において医師の医学的知見に基づき検査が必要と判断された方について、帰国者・接触者外来の受診調整や市衛生研究所への検査依頼、受検者及び帰国者・接触者外来への検査結果の連絡等を行う体制とした。加えて、保健所本庁に予防接種事業を総括的に担当する「予防接種担当」を設置し、機能的分担による体制の強化を図ったところである。

## (8) 救急体制

消防局では、全ての救急事案において、N95 マスクやゴーグルの装着を行うなど、平時からの感染防止対策の強化を図るとともに、救急搬送対象者の症状の程度によりタイベックスーツの着用や救急車内でのアイソレーションフード等の活用などの感染防止対策を実施した。

また、保健所からの要請に基づく新型コロナウイルス感染症陽性者の移送や、自宅待機中の陽性者の容態変化等による救急搬送等の対応を行っているほか、救急活動の継続的な実施に必要な感染防止資器材を調達するため、市議会令和2年第2回臨時会(7月)において補正予算を編成し、8月から順次物資の調達と配備を進めてきたところである。

### 【補正予算による主な感染防止資器材の調達状況】

① N95 マスク	15,000 枚
② ビデオ硬性挿管用喉頭鏡	28 個
③ アイソレーションフード	54 個
④ HEPA フィルター	1,020 個

事案の状況に応じて救急隊員の感染防止装備を設定したほか、感染防止行動が適切に行われていたかのチェックリストの導入や研修の実施など、感染防止体制を構築したことで、救急隊員の新型コロナウイルス感染者は発生していない。

一方、感染防止資器材の一部が入手困難な状況となっていることから、引き続き、計画的に調達等を進めていく必要がある。

今後も、円滑な救急搬送体制の維持と、救急隊員の適切な感染防止体制の構築を図っていくため、これまでの新型コロナウイルス感染症対応の経過を踏まえた救急隊員の感染防止対策マニュアルの整備や流行状況に応じた救急隊の活動体制の整理、感染防止資器材の備蓄等を行っていく。また、さらなる関係機関との連

携を推進し、状況に応じて保健所の移送への協力も行うなど、本市の新型コロナウイルス感染症対応の円滑化に資するよう努めていく。

## 2 予防・まん延防止

### (1) 情報発信・啓発

新型コロナウイルス感染症患者の市内での発生状況や感染予防対策等について、関係部局が連携し、市ホームページ、市政だより、記者会見、せんだい Tube (YouTube 仙台市公式動画チャンネル)、危機管理室 Twitter、広報課 Facebook などにより、情報発信・普及啓発を行っている。新型コロナウイルス感染症患者発生時の会見では、ライブ配信により、リアルタイムでの情報発信に努めてきた。

また、新型コロナウイルス感染拡大を防止し、感染症によるリスクが個人の健康や社会に与える影響を予防及び最小化するため、店舗等の施設内での感染状況等に関する疫学情報を積極的に公表し、県民に対して積極的疫学調査への協力を呼びかけ、県民の健康・命を守ることを目的として、7月27日より、宮城県と本市が共同で策定した「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための県民への情報提供（呼びかけ）基準」の運用を開始した。濃厚接触者を特定できない恐れがある場合には、施設名と感染者との接触が疑われる時間帯を公表し、調査への協力を呼びかけ、濃厚接触者を特定できると思われる場合には、施設名の公表はせず、施設の業種・業態、感染拡大に影響があると推測される事項について情報提供し、注意喚起を行うこととした。

さらに、感染者の発生状況等を踏まえた仙台市感染制御地域支援チームの専門家のコメントを掲載した週報を市ホームページに掲載することで、市民に対する注意啓発を行っている。

このほか、時宜に応じて感染予防策や支援策などに関する市長メッセージ動画を配信しており、12月末までに計23本を公開した。

新しい生活様式を浸透させるため、藩祖伊達政宗公の名前を合言葉にした「せんだい生活スタイル」を考案するとともに、伊達武将隊とのコラボ動画を作成し、7月14日よりせんだい Tube で配信したほか、民間事業者のご協力を得て街中の屋外大型ビジョン等で啓発動画を放映するなどの取り組みも行った。8月7日には「仙台弁こけし」バージョンの啓発ポスターを作成し周知するなど、市民への一層の浸透を図った。

8月24日より、仙台商工会議所・みやぎ仙台商工会との連携事業である「仙台感染症対策・地域経済循環プロジェクト」が始動した。「想いやり」をキーワードに、感染防止対策の普及啓発ポスター・ステッカーを作成し、仙台商工会議所・みやぎ仙台商工会の全会員事業者と市内の飲食店をあわせた約21,000件に対して配布したほか、業界団体・経済団体や希望する事業者に対して随時提供してい

る。また、東北大学病院感染管理室監修のもと、飲食・宿泊業の業界団体が作成した業種別ガイドラインの内容をイラスト付きでわかりやすく編集した「仙台感染拡大防止ガイドブック」を作成するとともに、伊達武将隊による飲食店が特に気をつけるべきポイントを説明した啓発動画や、実際に発生した職場内での集団感染事例とその対策をイラスト付きで紹介する事例集の公表を通じて、事業者に向けた啓発を行った。このほか、市民の日常生活にも目を配り、伊達武将隊による会食時の留意点を説明した啓発動画を街中の屋外大型ビジョン等で放映している。

加えて、町内会等の地域活動を再開するための後押しとなるよう「新しい生活様式」の実践例などをもとに「地域活動の手引き」を作成し、各区から単位町内会長あて送付するとともに、市ホームページにも掲載（10月8日）して周知したほか、使用済みマスク等の排出方法や、ごみ集積所清掃を行う場合の感染予防についても、市ホームページや市政だより、ラジオ放送などを用いて周知に努めているところである。

また、県内で過去最多（7月当時）となる感染者が確認されたことを受け、市長が宮城県知事と緊急共同記者会見を開催（7月17日）したほか、県内における感染拡大を受け、市長が宮城県知事、宮城県医師会会長、仙台市医師会会長と共同記者会見を開催（9月13日、12月16日）するなど、マスメディアを通して感染拡大防止に向けたメッセージも発信してきた。10月には、仙台北務局及び人権擁護委員の協力を得て、新型コロナウイルス感染症に関連する差別等に対する人権相談の体制を整えるとともに、社会全体で感染された方をサポートし、誹謗中傷から守り、温かく迎える、思いやりと支えあいのまちの実現を訴える市長メッセージ動画を市ホームページに掲載したところである。

これまで様々な媒体や手法を用いて情報発信に努めてきたことにより、感染症対策について市民に一定の意識付けを行うことができている。臨時市長記者会見や市長メッセージについては、手話付きの動画を作成し配信するなど、可能なものから情報保障も推進してきた。外国人住民に対しても、多言語や、やさしい日本語を用いた情報発信を行ってきたほか、受診・相談センターでも5月18日より多言語対応を行っており、12か国語に対応（12月15日現在）している。

引き続き、感染症のまん延防止に資するよう効果的な情報発信に努めていく。また、10月に市内の専門学校に通う留学生を中心に大規模なクラスターが発生したことを踏まえ、外国人住民に対する情報発信についても工夫を重ね、教育機関や関係団体等と連携しながら、留学生等の外国人住民にも情報が行き届き、安心して相談いただけるよう取り組んでいく。

## (2) 積極的疫学調査・クラスター対策

本市では、保健所支所を中心に積極的疫学調査にあたり、患者に寄り添った丁寧な対応を心掛けてきた。また、飲食店や高齢者施設、各種学校での感染者の発生など、調査対象者が多数にのぼる場合は、感染の拡大を防ぐため、迅速な疫学調査とPCR検査の実施に努めた。疫学調査は、基本的に保健所支所ごとに管轄区域を分担して実施しているが、感染者発生地を管轄する支所（保健福祉センター管理課）の人員だけでは対応が難しいこともあり、こうしたケースに対しては、区役所保健福祉センター内の他課からの応援や、感染者の発生していない他支所からの応援によって対応を図ってきた。

また、本市では、仙台市周辺において、飲食店に関連する新型コロナウイルス感染症陽性者が数多く確認される状況となったことを受け、東北一の歓楽街である国分町周辺における潜在的な感染の有無を把握するため、接待を伴う飲食店等約420施設に勤務されている無症状の従業員を対象に、無料でPCR検査を実施した。本市衛生研究所の検査能力を考慮し、1日あたり定員110名の応募制とし、検査日は4日間（10月3日、4日、10日、11日）設けた。飲食店の経営者に案内を送付し、従業員への周知を依頼する形で受検者を募った。申し込みのあった方から特設会場で検体（唾液）を採取し、検査を実施した。4日間を通じて271名から申し込みがあり、うち209名が実際に受検した。結果はすべて陰性であり、国分町周辺で潜在的な感染が起きている状況にはないと確かめられた点で一定の意義があった。一方で、受検者は定員の半数未満という結果であり、検査で陽性となれば店を閉めなければならなくなるリスクを感じ、申し込みをためらったケースも少なくないと考えられる。

7月以降、市内で飲食店（接待を伴うもの・酒類を提供するもの）や高齢者施設など計28件のクラスターが発生しているが、これらへの対応から本市における感染症対応の課題を学び、改善を図ってきた。

また、高齢者施設等における患者発生時には、仙台市感染制御地域支援チームによる現場のゾーニング等の指導・助言を行った。

### クラスター事案 1：高齢者施設

本市が設置する台原デイサービスセンターにおいて、7月30日から8月2日にかけて、利用者9名、職員1名、計10名が感染するクラスターが発生した。利用者がマスクを着用せず、十分な距離をとらずに会話や飲食を行っていたことが感染拡大の要因と考えられている。感染者の発生を受け、施設は7月30日から8月19日まで臨時休館とし、飛沫防止アクリル板の設置、送迎時の検温、マスク着用や手指消毒の徹底等の感染防止策を講じた上、8月20日より運営を再開した。

本市では、本件を踏まえ、市内の高齢者福祉施設、介護サービス事業所、計646件、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所、計1,155件に対して感染症対策の実施状況に関する緊急点検を実施した。対策が不十分と報告があった事業所等に対しては、対策を補完するため助言・指導を行った。また、9月中旬に介護入所施設の職員を、9月下旬に障害者入所施設・グループホーム等の職員を対象として感染症対策の専門家（仙台市感染制御地域支援チーム）を講師に招いた研修を実施したほか、ゾーニングの実地指導を行い、感染症対策の推進を図った。

介護施設等については、利用者一人一人の基本的な感染症対策の実施が難しい場合があるなど、感染リスクが比較的高い。今後も、施設内のハイリスクポイントへの対策やゾーニング等についての周知啓発、助言・指導等に取り組んでいく必要がある。

### クラスター事案 2：専門学校

令和2年10月下旬以降、市内専門学校に通う留学生を中心とした大規模クラスターの発生や、これに端を発する二次感染により外国人住民に多数の感染が確認されたことから、市内の外国人住民や留学生を受け入れている大学や専門学校等の教育機関の関係者を対象に、本市の感染状況等の情報共有、感染拡大防止策の周知、各学校の取り組み状況や懸案事項等の情報共有を目的とした意見交換会を開催した（令和2年10月30日）。

意見交換会には、大学等12校、専門学校7校、日本語学校7校の計26校が参加し、感染症専門医等の有識者（仙台市感染制御地域支援チーム）による感染防止対策に関する講演や助言・指導も実施した。

感染防止対策や相談窓口などについて、市及び（公財）仙台観光国際協会のホームページやSNS等でやさしい日本語、英語、中国語、韓国語等、多言語で発信するとともに、留学生が所属する学校や外国人住民等に対し、各種チラシを電子データで提供するなど、広く外国人住民に情報が行きわたるよう努めてきた。また、仙台多文化共生センターにおいて情報提供や専門の相談窓口の紹介なども行ってきたところであるが、引き続き、より効果的で、わかりやすい情報発信について工夫していく必要がある。教育機関や留学生、外国人支援に関わる関係機関との一層の連携のもと、情報提供のあり方、情報交換の場づくり等について、引き続き検討を進めていく。

### (3) 本市施設の使用・催物開催の制限、感染症対策

令和2年5月25日の緊急事態解除宣言に伴い、国は「新しい生活様式」の定着等を前提として一定の移行期間を設け、外出の自粛や施設の使用制限の要請等を緩和しつつ、段階的に社会経済活動のレベルを引き上げていくこととした。市主催事業等の取り扱いや市有施設の使用については、「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う仙台市の事業及び施設等の取り扱いに係るガイドライン」(以下、「市ガイドライン」という。)に基づく対応を7月以降も継続し、国の段階的制限の緩和や宮城県の対応方針を踏まえ、市ガイドラインについても改訂を行ってきた。

7月10日以降は、本市が所管する施設で集客数が1,000人を超えるイベント等を実施する場合、事前に宮城県への相談が必要となり、主催者は感染症対策マニュアルの提示が必要となった。

今後も、国・県の動向に注視するとともに、市内の感染状況等を適切に見極め、状況に応じて対応を判断していく。

#### 【市施設の使用・催物開催制限の状況】

時期		収容率 <sup>※ア</sup>	人数上限 <sup>※ア</sup>	全国・広域的な人の移動を伴う大規模イベント
5月27日から 6月18日まで	屋内	50%以内	原則 100人	原則中止又は延期
	屋外	十分な間隔	原則 200人	
6月19日から 7月9日まで	屋内	50%以内	原則 1,000人	
	屋外	十分な間隔	原則 1,000人	
7月10日から 9月18日まで	屋内	50%以内	原則 5,000人	
	屋外	十分な間隔	原則 5,000人	

時期	イベントの種類	収容率 <sup>※ア</sup>	人数上限 <sup>※ア</sup>
9月19日から 令和3年2月末まで	大声での歓声、声援等 が想定されないもの	100%以内 (収容定員がない場合は、密が発生しない程度の間隔)	①収容人数 10,000人超 ⇒ 収容人数の50% ②収容人数 10,000人以下 ⇒ 5,000人
	大声での歓声、声援等 が想定されるもの	50%以内 <sup>※イ</sup> (収容定員がない場合は、十分な間隔 [1m])	

※ア 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度(両方の条件を満たすことが必要)

※イ 異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限る)内では座席間隔を設けなくてもよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

また、本市施設においては、日常的に、来庁者・利用者が頻繁に手を触れる箇所の消毒や換気などの環境衛生を継続してきたほか、市役所庁舎において感染者

が発生した際には、感染症対策の有識者の指導の下、速やかに消毒を行うなどの対応を行った。スポーツ施設、文化ホール、博物館系施設などの市民利用施設については、収容人数の制限のほか、不特定多数の使用により感染リスクが高まる共用スペースの利用制限やテーブル・イスの間隔をあけたソーシャルディスタンスの確保、共用設備・備品・展示物のこまめな消毒、換気の徹底、エントランスへのサーマルカメラの設置、施設利用者の連絡先の把握、施設利用者・職員に感染者や感染疑い者が発生した場合の初動対応フローを示したマニュアルの作成等の対策を講じた。引き続き、市民に安心して施設をご利用いただけるよう、環境整備に努めていく。

【市施設へのサーマルカメラの設置状況】

文化教育・展示施設	計	14施設	設置型 24台	ハンディ型 29台
福祉施設等	計	3施設	設置型 4台	ハンディ型 6台
スポーツ施設	計	7施設	設置型 9台	
行政庁舎	計	13施設	設置型 23台	

(4) 学校における対応

感染拡大防止のための衛生用品については、各校へその規模に応じて感染症対策用品等購入費を配当し、各校が実情に即して購入する体制をとった。また、教育委員会においても、学校ごとの手配が困難であったハンドソープ、消毒用アルコール、清掃用ペーパータオルなどのほか、マスクや非接触型体温計を一括発注して確保し、各校に配布した。そのほか、感染症対策の充実を図るべく、物品購入に必要な予算を計上し、各校で必要とする感染症対策用品の購入を随時進めているほか、校内の水栓をレバー式に交換するなどの感染症対策に資する施設修繕も行ったところである。

また、日々の教育活動においては、文部科学省より示された「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」や「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」を踏まえながら、マスク着用の徹底と手洗いの励行、換気の実施や児童生徒の座席間隔の確保等に取り組んできたほか、教室内の消毒作業等、新型コロナウイルス感染症対策にかかる教員の業務負担を軽減し、教員が児童生徒の学習指導に注力できるよう、各学校の実情に応じて配置したスクール・サポート・スタッフを活用するなどして、衛生的環境の確保に努めているところである。緊急事態宣言に伴う一斉臨時休業があけた学校再開以降、児童生徒や教職員に新型コロナウイルス感染症患者が発生し、校内での感染拡大のおそれがある場合には、当該校を5日間の臨時休校とし、保健所の調査への積極的な協力、速やかな校内の消毒などの対応を図ってき



た。この臨時休校期間については、令和2年11月より、保健所の調査や校舎の消毒作業等に要する日数の実績を踏まえ、3日間を基本とすることとし、また令和3年1月からは、児童生徒の学びを保障するとともに学校行事への影響を最小限に留めるため、患者発生が判明した日の翌日1日のみとすることとしている。

今後も、各家庭の協力も得ながら毎日の検温や体調管理を促すとともに、児童生徒の健やかな育ちを支援するため、教育委員会としても衛生管理体制の強化をはじめ、必要な感染防止対策を講じていく。

## (5) 児童福祉施設・子育て支援施設等における対応

### ① 保育所等における受入れ態勢の整備

保育所等に対し、新型コロナウイルス感染症への対応に関して周知を図るとともに、行事の実施や地域子育て支援センターの運営等について、当面の対応の目安を定め通知した。また、施設への巡回や指導等の機会を活用して、衛生対策等の助言を行うとともに、施設・保護者からの個別相談に適宜対応した。

また、保育所等の児童や職員が濃厚接触者に特定された場合等の市への報告手続きを定め、8月12日に各施設及び保護者に周知し、閉庁日を含めて迅速な対応が可能な体制を確保した。

このほか、保育所等や児童館などの職員を対象に、新型コロナウイルス感染症についての正しい知識の取得等を目的に、9月5日及び9月15日に児童福祉施設等における感染症対策等をテーマとした研修会を開催した。

これまで、保育所等の職員、児童及び保護者が、数多くPCR検査の対象となったが、あらかじめ保育所等へ検査対象となった場合の対応を示し、夜間休日も含め連絡を受ける体制を確保することで、保育所等の関係者の受検状況を的確に把握するとともに、感染者が発生した場合に迅速に対応できている。

今後、感染症の流行状況や、行事が行われる時季等に応じ、必要となる対応が変わることが想定されるため、各施設における感染対策や行事实施上の目安等については、適宜通知を改訂するとともに、丁寧な説明による理解の促進が必要である。また、感染者が発生し臨時休園となった場合、当該園の関係者の生活に影響が及ぶことから、保護者が社会的要請の高い医療従事者等である場合の代替保育や、保護者の雇用主の理解の促進、風評被害の防止等に十分配慮する必要がある。

引き続き、保育所等への感染拡大防止策の周知に努めるとともに、関係者が感染者または濃厚接触者と特定された等の場合、保育所等と市が迅速に連絡を取り合いながら、消毒・臨時休園等の対応を行う。

## ② 児童養護施設等における対応

### ア 運営体制の整備

市議会令和 2 年第 1 回臨時会（5 月）において補正予算を編成して「児童養護施設等環境改善事業費補助金」制度を拡充し，感染症対策や応援勤務にかかる費用の助成を行っている。

#### 【実績】

申請件数	3 件
交付決定件数	3 件
交付決定金額	1,360 千円

また，入所児童や職員が PCR 検査を受けることになった場合や，職員体制に不足が生じる場合等の市への報告手続きを定め，各施設に周知した。引き続き，必要な支援を行っていく。

### イ 衛生管理体制の強化

マスクや手指消毒用アルコール等の衛生用品を市が一括購入して配布した。

また，新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用して市議会令和 2 年第 2 回臨時会（7 月）において補正予算を編成し，施設の衛生用品等購入に係る費用を措置費として支弁することとした。施設から請求があった場合は速やかに対応する。

#### 【実績】

請求件数	7 件
支給金額	652 千円

## ③ 衛生管理体制の強化・施設環境の改善

児童館・子育てふれあいプラザ等の市営施設や育児ヘルパー事業所・産後ケア事業委託先施設等に対して，マスクや手指消毒用アルコール等の衛生用品を市が一括購入して配布したほか，7 月に民間の保育所等（認可外保育施設を含む）で感染防止資器材を購入するための「令和 2 年度仙台市新型コロナウイルス感染症対策補助金」の交付決定を行った。この補助金に加え，感染防止資器材の購入に要する経費や施設の消毒等に係る人件費等に対して包括的に補助を行う「仙台市新型コロナウイルス感染症緊急包括支援経費補助金」を創設し，10 月に交付決定を行ったところである。

また、公立保育所・児童館においては、新型コロナウイルス対応のための環境改善に向けた施設等の修繕要望の調査を行い、令和2年度当初予算のほか、市議会令和2年第2回臨時会（7月）において編成した補正予算を活用し、網戸の設置などの施設の環境改善を実施した。

#### 【実施状況】

##### ア 令和2年度仙台市新型コロナウイルス感染症対策補助金

申請件数	358件
交付決定件数	358件
交付決定金額	84,006千円

##### イ 仙台市新型コロナウイルス感染症緊急包括支援経費補助金

申請件数	385件
交付決定件数	385件
交付決定金額	174,839千円

民間施設への補助金はいずれも国の補助事業を活用したものであるが、国の動きに対応して迅速に制度設計、施設への案内等を行うことができた。引き続き、補助金の交付等に係る手続きに迅速に対応していく。

## （6）障害者福祉施設・高齢者福祉施設・その他施設における対応

### ① 衛生管理体制の強化

#### ア 障害者福祉施設等

厚生労働省の令和2年度障害者総合支援事業費補助金等を活用し、障害者福祉施設や在宅の医療的ケア児者等に手指消毒用エタノールやマスクを調達・配付したほか、国が対象者に直接配布する衛生用品に関する情報提供等を行った。

#### 【物資提供実績】

- ・ 消毒用エタノール 延べ1,210か所 計5,047リットル
- ・ サージカルマスク 延べ1,493か所 計365,510枚

今後、手指消毒用エタノールについては、国の優先調達スキームの活用を継続し、毎月各施設に所要量を照会するとともに、在宅の医療的ケア児者の状況も踏まえ、引き続き本市で発注のうえ施設及び利用者に提供を行う。その他の物資についても迅速に供給することで、衛生管理体制の強化を支援していく。

## イ 高齢者福祉施設等

福祉施設で必要となるマスク等衛生用品について、国・県からの提供を受け、市内施設・事業所に配布した。また、感染者が発生し防護用品が必要となった施設に対しては、国から提供を受けた備蓄から速やかに供給している。

### 【物資提供実績】

#### (ア) 衛生用品

・ 消毒用エタノール	129 法人	223 リットル
・ サージカルマスク	348 法人	156,950 枚
・ 使い捨て手袋	148 法人	66,900 双

#### (イ) 防護用品

・ アイソレーションガウン	7 施設	計 3,570 枚
・ フェイスシールド	6 施設	計 2,324 枚
・ 使い捨て手袋	3 施設	計 8,500 双
・ キャップ	3 施設	計 2,600 枚

今後、不足している衛生用品の調査を行い、国や県に的確に必要な量の供給を要請するなど、施設への支援を継続していく。

## ウ 生活困窮者等自立支援施設，救護施設

社会福祉施設等に配布するための衛生・防護用品が国より提供され、保護施設等へ配布した。また、令和3年3月までに購入した衛生用品等の購入費用が補助される国の制度を活用して、生活困窮者自立支援施設等に対する支援を行っている。

### 【物資提供実績】

(ア) サージカルマスクの配布	救護施設 2 か所	計 4,950 枚
	生活困窮者自立支援施設等 6 団体	計 6,000 枚

#### (イ) 生活困窮者自立支援施設等衛生用品等購入費補助

交付決定件数	9 件
交付決定金額	2,369 千円

今後、国よりマスク等の追加配布があった場合は速やかに施設へ再配布するとともに、施設での衛生用品等購入費用に対して補助を行い、生活困窮者自立支援施設等での感染拡大防止を支援していく。

## ② サービス提供継続支援

感染者の発生等により、感染拡大防止のために休業やサービスの一時休止を行うなど、サービスの実施が困難な状況となった施設・事業所に対し、感染症対策を徹底しながらサービス提供を継続するための支援を行っている。

### ア 障害者福祉施設等

「障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業助成金」制度を市議会令和2年第1回臨時会（5月）において補正予算を編成して創設し、障害者へのサービスを継続する事業所の新型コロナウイルス感染症対応に伴う追加経費に対する助成を行っている。

また、施設内で感染者や濃厚接触者が発生したことに伴い、介護職員が不足した場合の応援体制確保について、県と協議しながら取り組みを進めている。

#### 【実績】

申請件数	1件
交付決定件数	1件
交付決定金額	14千円

### イ 高齢者福祉施設等

「介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業等助成金」制度を市議会令和2年第1回臨時会（5月）において補正予算を編成して創設し、感染症対策や応援勤務の費用に対する助成を行っている。

また、施設内で感染者や濃厚接触者が発生したことに伴い介護職員が不足した場合の応援体制確保については、県単位での体制整備が進められており、本市でも県や協力業界団体との調整、市内施設・事業所への周知を行っている。

#### 【実績】

申請件数	4件
交付決定件数	4件
交付決定金額	5,119千円

感染者が発生した場合の消毒費用など、サービス継続のために必要な費用の助成を行うことができている一方で、職員の応援体制については、具体的な運用についてさらに調整が必要である。

## (7) 避難所の感染症対策

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、避難所における感染防止対策のため、令和2年5月に各避難所担当課へ指定避難所用感染症対策物資（アルコール手指消毒剤、マスク、塩素系漂白剤、使い捨て手袋、ペーパータオル）を配布した。

さらに、各指定避難所及び補助避難所等に感染症対策物資の追加配備を行うこととし、市議会令和2年第2回臨時会（7月）において補正予算を編成した。その後、必要物資の選定と保管場所の調整を行い、令和2年10月から順次配備を進めている。追加配備の物資については令和2年度内に全ての指定避難所及び補助避難所等への配備が完了する予定である。

また、各避難所で事前検討が必要な事項や避難所開設・受入れ時に必要な対策等を整理した「仙台市避難所運営マニュアル（別冊）新型コロナウイルス対策追加事項（令和2年6月暫定版）」（以下、「マニュアル別冊」という。）を作成した。6月下旬から7月上旬にかけて連合町内会及び避難所担当課を対象に避難所における感染症対応について説明会を開催したほか、避難所担当課を対象にマニュアルに基づく避難所における感染症対策実動訓練を7月30日から31日に実施し、避難所へ配備する感染症対策物資についても活用方法や有効性を検証した。

このほか、連合町内会や単位町内会等の要請によりマニュアル別冊の説明会や訓練等の支援を行っており、各地域の避難所運営委員会では地域版避難所運営マニュアルの見直しや、避難所運営訓練等に取り組んでいただいている。

### 【指定避難所に配備する感染症対策物資（一施設あたり）】

マスク（飛沫感染対策）	100枚
プラスチックダンボール製パーティション（飛沫感染対策）	10セット
ブルーシート（生活空間の区画）	30枚
フェイスシールド（飛沫感染対策）	150枚
アイソレーションガウン（飛沫感染対策）	30着
簡易レインコート（飛沫感染対策）	24着
非接触型体温計（避難者の体温測定）	2台
手指消毒用アルコール	10リットル
使い捨て手袋（施設の消毒）	200枚
ペーパータオル（施設の消毒）	1,200枚
ほか	11点

感染症対策物資の配備については、3密を生じやすい避難所における感染予防のために必要な物資の選定及び調達を行うことができた。一方で、避難所となる市立小中高等学校や市民センターなどでは、施設内で活用できるスペースが限ら

れており、施設によっては物資の保管場所の確保が困難な状況が生じているため、個別に対応を行う必要がある。

マニュアル別冊については、説明会を繰り返し行ってきたことや、避難所担当課の実動訓練及び各地域での避難所運営訓練等の実施により、避難所における感染症対策について一定程度の周知が進んできた。

本市では令和2年の出水期に避難所を開設することはなかったものの、令和2年台風第10号では、九州・沖縄地方に台風が接近する前から暴風への警戒や事前避難が強く呼びかけられた結果、定員に達した一部避難所で避難者の受入れを停止するなどの対応がなされ、混乱が生じた地域もあった。こうしたことから、在宅避難や親戚・知人宅等への分散避難をさらに推進するほか、災害の危険がある状況では、避難所は混雑しても避難者を受け入れる必要があり、より一層の感染防止対策が求められる。

今後、社会情勢を注視しながら必要に応じて更なる感染症対策に有効な物資の整備について検討するとともに、マニュアル別冊について避難所運営に関する各種訓練や感染症の動向も踏まえた所要の見直しを行い、引き続き改善及び周知等に取り組む。

また、避難所に多くの市民が避難し3密状態になることを避けるため、各種説明会や市政だより、ホームページなど多様な手段を通じて、ハザードマップを活用した在宅避難や親戚・知人宅等の避難所以外への分散避難について、引き続き周知に努めるとともに、指定避難所以外の避難スペースの確保・活用についても調整を進めていく。

## (8) 市営バス・地下鉄における対応

令和2年2月から、手指消毒用アルコールを地下鉄主要駅や各定期券発売所窓口、るーぷる仙台の車内等に設置したほか、4月以降、バスでは車内の窓開け、バス停停車時の前・中扉開放、換気扇活用による車内換気を実施し、地下鉄東西線では強制換気装置による車内換気、南北線では窓開けによる車内換気を混雑時に実施するなど、感染防止対策に努めている。

バス・地下鉄車両の消毒措置については、2月以降、定期消毒回数を増やすなどの対応を行ってきたことに加え、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行が懸念される冬場に備え、バス・地下鉄の全車両（バス車両472台、地下鉄車両36編成144両）にインフルエンザウイルス等を不活性化させる効果が確認されている薬剤を使用して抗ウイルス処置を実施した。

このほか、利用者に対しては、交通局ホームページでバス・地下鉄の混雑状況の公表を行うなど、車内の密集を避けるための分散乗車を促すほか、マスク着用など咳エチケットへの協力や会話を控える旨の呼びかけを継続して実施している。

今後も、安心してバス・地下鉄を利用していただけるよう、新型コロナウイルス感染症の流行状況なども注視しながら、引き続き、感染拡大防止に取り組んでいく。

## (9) 庁内における対応

### ① 職場における感染拡大の防止

本市では職員に対し、手洗いやマスクの着用、執務室の換気、来庁者や職員間での身体的距離の確保などの基本的な感染対策や健康管理の実施、体調不良時の適切な療養と速やかな所属長への報告等について周知を行ってきたところである。

その一方で、泉区役所区民部の公所、若林区区民部、まちづくり政策局情報政策部等において職員の感染が発生し、一部業務の停止、職場の閉鎖等の事案が発生した。新型コロナウイルス感染症は誰もが罹患する可能性のある疾患であるが、感染した職員が新型コロナウイルス感染症の疑似症状があったにもかかわらず所属長へ報告・相談せず自己の判断で出勤を続けていたことや、マスクの着用が不十分であったことなど、反省すべき点があった。また、これらの事案においては、所属長が感染した職員と接触があったために自宅待機となるといった事態や、課全体が出勤停止となるといった事態が発生した。課全体が出勤停止となった際は、局内の別部署や他局区から職員の応援を受けるなど、職場における感染者発生の影響が最小限になるよう対応に努めた。

従来から、職員の健康管理や新型コロナウイルスへの感染が疑われる場合の適切な報告を求めているところであるが、これらのことを受け、9月30日付で各所属長あてに、健康管理及び感染が疑われる場合の報告の徹底について改めて通知を行ったほか、季節性インフルエンザの流行期に入ることも踏まえ、10月9日付で総括安全衛生管理者より、職場における感染拡大の防止及び職員の健康管理の徹底について通知し、健康観察票を用いて健康管理に努めるなどの対応を励行したところである。

また、この間の対応で、課・部単位で業務停止になった場合の対応や、併設施設との連絡調整や当該施設への影響が十分に想定されていないなど、既存BCP（業務継続計画）に改善の余地があることが明らかとなった。4月6日付で各部署に対し、職員が新型コロナウイルスに感染した場合を想定し、業務の優先度設定（課員全員が出勤できない場合でも継続が求められる事務の精査等）、課の職員が不在となった場合に応援勤務を依頼する課外職員のリストアップ、これらに係る組織的な情報共有などの準備を進めておくよう通知していたところであるが、こうしたことを踏まえ、11月4日付で改めて通知を行った。



## ② 時差出勤等の実施

通勤途上や職場での接触機会の低減を図るため、時差出勤及び休憩時間の分散化を継続して実施しており、職員（変則勤務職場等の職員を除く）の約3割が時差出勤を行っている。

時差出勤の実施により、一定程度の接触機会の低減が図れており、今後、国の方針及び市内の感染状況等を勘案して、時差出勤の継続やその他関連する取り組みについて検討していく。

## 3 市民生活及び市民経済の安定確保

### (1) 市民生活支援

新型コロナウイルス感染症により様々な影響を受けている市民生活を支援するため、各種給付金事業等を行った。

#### ① 特別定額給付金

簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うことを目的に、令和2年4月27日の基準日に住民基本台帳に記録されている者を対象に、1人につき10万円を給付する特別定額給付金事業を実施し、8月26日の消印分までで申請受付を終了した。

#### 【実績】

対象世帯数	522,933 世帯	(106,604,000 千円)
申請世帯数	520,442 世帯 (※)	(106,305,700 千円)
	※給付を希望しない175世帯を含む	
未申請世帯数	2,491 世帯	(298,300 千円)
申請率	99.5 %	
給付済世帯数	520,238 世帯	(106,302,400 千円)

支援を必要とする方が早急に給付を受けられるよう、郵送申請前に市ホームページから様式をダウンロードして申請を可能とする特例申請をオンライン申請と同時期に実施し、生活困窮者などに対する迅速な給付を行った。

未申請者に対してハガキによる勧奨を2回実施したほか、障害者や単身高齢者など自力での申請が困難と思われる世帯を対象に、訪問による申請サポートを実施した。これらの対応により、申請率は99.5%となった。

## ② NPO法人等活動支援金

新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受けているNPO法人その他の市民活動を行う団体の活動の継続を支援するとともに、新しい活動の展開に資するよう、ひと月の収入が前年同月比で50%以上減少したNPO法人等に対して、一団体につき10万円の支援金を交付している。

支援金の交付にあたり、市議会令和2年第3回定例会（9月）において補正予算を編成し、11月4日から申請受付を開始した。

### 【実績】

申請件数	46件
交付決定件数	29件
交付決定金額	2,900千円

NPO法人等活動支援金をより広く活用していただくため、申請期限（令和3年1月29日）までの間、引き続き周知広報に努めていく。

## ③ 新型コロナウイルス感染症患者の家族への支援

保護者や介護者等が陽性となり入院等による療養が必要となることで、一時的に在宅で生活を送ることが困難となる児童・障害者・高齢者の生活を支える体制について、検討を行った。

### ア 児童への対応

児童相談所本館の一部に該当児童を一時保護できる居室を3部屋設けた。現在、感染症患者と同居していた児童の一時保護を要するケースは発生していないが、感染流行地域からの一時保護や、一時保護所入所中の児童に新型コロナウイルス感染症の疑似症状が見られる場合の他の入所児童との隔離措置等においても同様の対応が必要となることから、引き続き受入環境の整備に努めていく。

### イ 障害者への対応

本市が緊急時受入れ等のコーディネート事業を委託している短期入所事業者、本市施設の指定管理者である短期入所事業者と受入れに関する協議を行い、部屋の提供などを依頼した。今後、一般の短期入所事業者に対し、受入れに関する理解促進と協力が得られるよう働きかけ、保護者・介護者不在となった障害者への生活支援体制の整備を進めていく。

### ウ 高齢者への対応

宮城県がリストアップした「陰性要介護者のための短期入所協力施設」に対して協力を要請するとともに、新型コロナウイルス感染症を含むさまざまな感染症の流行を見据え、速やかな受入れ施設確保に努めていく。

#### ④ 自宅療養者への支援

新型コロナウイルス陽性患者のうち、軽症または無症状で、家庭の事情により自宅療養となる方や、感染急拡大時に患者本人の事情によらず自宅療養となる方の外出制限期間中の生活を支援するため、市議会令和2年第4回定例会（12月）において補正予算を編成し、希望者に食料品や日用品等を配送する制度を創設した。

#### ⑤ 救護施設職員慰労金支給事業

新型コロナウイルス感染拡大の厳しい状況のもと、感染リスクの不安を抱え相当程度心身に負担がかかる中、被保護者の生活支援に従事する救護施設職員を支援するため、市議会令和2年第2回定例会（6月）において補正予算を編成し、1人あたり5万円の慰労金を支給した。

##### 【実績】

交付決定件数	2件
交付決定金額	4,650千円

## （2）子育て支援

#### ① 妊産婦電話相談窓口の設置

新型コロナウイルス感染拡大に伴う里帰り出産の取りやめなど、妊婦が強い不安を抱えており、安心して出産等ができるよう寄り添った支援を行うことが求められている。こうした状況を踏まえ、本市では令和2年7月1日に宮城県と共同で電話相談窓口を開設した。

##### 【開設状況】

開設時間：	月・水・金曜日 13時00分～19時00分 (※上記のうち、仙台市の委託による開設時間：17時00分～19時00分)
期 間：	令和3年3月31日まで
対 象 者：	宮城県内在住の妊産婦及び宮城県内で里帰り出産する妊産婦
相談件数：	7月2件、8月2件、9月4件、10月2件、11月2件、12月3件

医療機関受診に関する相談や健康相談など、一定の需要に対応してきたところであるが、より妊産婦に気軽に利用いただけるよう市ホームページでの広報に加え、名刺サイズの周知カードを作成し、関係機関に配布するなど周知を図ってきたところである。今後も、妊産婦の不安解消等に向けて支援に取り組んでいく。

## ② 出産前新型コロナウイルス検査

宮城県と共同で、県内の分娩取扱施設で出産を予定している妊娠 36 週から 38 週頃の妊婦（里帰り分娩等の出産予定者を含む）を対象に、希望に応じて出産前の新型コロナウイルス検査を無料で実施している（妊婦 1 人につき 1 回限り）。国の令和 2 年第 2 次補正予算可決（5 月）を受け、市議会令和 2 年第 2 回定例会（6 月）において補正予算編成を行った。12 月までに 1,057 件の検査を実施している。

引き続き、妊婦の安心につながるよう支援を行っていく。

## ③ 新型コロナウイルスに感染した妊産婦への寄り添い型支援

新型コロナウイルスに感染した妊産婦が安心して退院後の生活を送れるよう、保健師や助産師などが訪問や電話などでさまざまな不安や悩みを聞き、育児に関する助言等を行う寄り添い型支援を行っている。12 月末までに、訪問 5 件、電話 42 件、オンライン面談 3 件の対応を行っている。新型コロナウイルスに感染した妊産婦に対して細やかな支援を提供するため、地区担当保健師及び育児ヘルプ家庭訪問事業の専門指導員（保健師・助産師）が、電話や訪問による支援を行った。

引き続き、妊産婦の心身の状況及び乳児の発育・発達の確認や、育児相談等の支援を継続していく。

## ④ 幼児健康診査（一部）の個別健診による実施

本市では、各区役所・総合支所において、集団健診により幼児健康診査を実施しているが、新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえ、令和 2 年 3 月から 6 月中旬まで一時休止した。

幼児健康診査は、幼児の運動機能、精神発達など心身の健康状態を確認するとともに、保護者が幼児への関わりや育児について相談し、助言・指導を受ける重要な機会であることから、休止期間中の遅延を早期に解消するため、区役所及び一部の総合支所管内で、幼児健康診査の一部を登録医療機関における個別健診により実施した。令和 2 年 12 月より、個別健診により実施していた部分を、各区役所・総合支所での集団健診に戻している。

### ア 1 歳 6 か月児健康診査

令和 2 年 9 月 14 日より、小児科診察部分以外を区役所での集団健診により実施し、小児科診察部分を登録医療機関での個別健診により実施（各区役所）

### イ 2 歳 6 か月児歯科健康診査

令和 2 年 8 月より、登録医療機関での個別健診により実施（各区役所及び宮城総合支所）

#### ウ 3歳児健康診査

令和2年8月より、歯科健康診査部分以外を区役所・総合支所での集団健診により実施し、歯科健康診査部分を登録医療機関での個別健診により実施（各区役所及び宮城総合支所）

#### ⑤ 子育て世帯臨時特別給付金

国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の一環として、児童手当を受給する世帯に対し、対象児童一人あたり1万円を支給した。

給付金を支給するため、市議会令和2年第1回臨時会（5月）において補正予算を編成し、児童手当を市区町村から受給している方については児童手当の定例支給日である6月15日に支給した。また、児童手当を所属庁から受給している公務員については、事務センターを開設して対応し、申請を受け付けた翌月末に支給を行い、9月24日をもって申請受付を終了した。

#### 【実績】

受給者数	77,768人
支給対象児童数	125,087人
支給金額	1,250,870千円

今後、遡及して受給資格が生じた世帯や遡及して受給資格を喪失した世帯に対する対応を行っていく。

#### ⑥ ひとり親世帯臨時特別給付金

国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の一環として、i 児童扶養手当受給世帯、ii 公的年金等を受給していることにより児童扶養手当を受給していない世帯で収入が児童扶養手当受給者と同じ水準となっている世帯、iii 新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し収入が減少した世帯で収入が児童扶養手当受給者と同水準となっている世帯に対し、一世帯あたり5万円（第2子以降1人につき3万円加算）の基本給付と、i iiのうち新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変した世帯に対する一世帯あたり5万円の追加給付を支給している。

給付金を支給するにあたり、市議会令和2年第2回定例会（6月）において補正予算を編成した。申請不要であるiについては、8月14日に支給を行い、申請が必要なii iiiについては、7月15日から申請受付を開始し、8月13日に1回目の支給を行って以降、申請から1か月以内を基本として支給を行っている。

また、国の令和2年度予備費の活用による基本給付の再支給が決定されたこ

とに合わせて、市議会令和2年第4回定例会（12月）において、給付金の追加支給を行うための補正予算を編成し、対象となる世帯へ給付を行った。

【実績】

受給世帯数(基本給付)	7,891 世帯
受給世帯数(追加給付)	4,351 世帯
支給金額(基本給付)	501,920 千円
支給金額(追加給付)	217,550 千円

ii iiiについては、令和3年2月末を申請期限としているため、申請漏れのないうよう広報に努め、申請勧奨を行う。また、遡及して受給資格が生じた世帯や遡及して受給資格を喪失した世帯への対応を行っていく。

⑦ 新生児臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症による不安が続く厳しい環境の下での子育てを応援することを目的として、令和2年4月28日から令和3年4月1日までの間に生まれ、出生日において市内に住所を有する対象児童へ一人あたり5万円を支給している。

給付金を支給するため、市議会令和2年第2回臨時会（7月）において補正予算を編成し、9月1日から申請受付を開始した。

【実績】

支給対象児童数	3,708 人
受給者数	3,680 人
支給金額	185,400 千円

補正予算案の議決後、1か月以内に申請受付を開始し、9月中に1回目の支給を行うことができた。また、月3回支給日を設けることで、申請受付後、迅速に支給することができている。毎月2回、新たに対象となった世帯に申請書等を送付し、給付を行っていく。

⑧ 認可外保育施設への支援

新型コロナウイルス感染拡大防止のために令和2年4月及び5月に登園を自粛した等の家庭の経済的負担の軽減を目的として、認可外保育施設に対し、対象児童1人あたり月額42,000円を上限に助成金を交付した。

【実績】

交付対象となった認可外保育施設	11 園
交付対象となった児童数	50 人
助成金額	1,841 千円

助成金を利用した認可外保育施設では，利用者に対して登園自粛期間相当分の保育料の返還が行われた。

⑨ 子ども食堂新型コロナウイルス感染症対策助成金

本市では，食事の提供のほか，学習支援や世代間の交流を通して，子どもが安心して過ごせる居場所づくりを行う子ども食堂に対して助成を行ってきた。しかし，新型コロナウイルス感染症の影響により子ども食堂の開催が困難となったことを受け，市議会令和2年第2回定例会（6月）において補正予算を編成し，子どもに対する配食・宅食による子どもの見守りを維持する活動及び新型コロナウイルス感染拡大防止のための消耗品の購入費等を助成対象とする「子ども食堂新型コロナウイルス感染症対策助成金」を創設した。

【実績】

申請団体	11 団体
助成決定団体	11 団体
助成金額	1,820 千円

この取り組みにより，新型コロナウイルスの感染拡大により子ども食堂を開催できずにいた運営団体が，子ども食堂の開催または配食・宅食等による子どもの見守り活動を継続できるようになった。新型コロナウイルス感染症の終息の見通しが立たず活動自体が困難な団体もあることから，引き続き子ども食堂と連携した子どもの居場所づくりについて検討を行っていく。

⑩ 児童福祉施設等職員慰労金支給事業

新型コロナウイルス感染拡大の厳しい状況のもと，感染リスクの不安を抱え相当程度心身に負担がかかる中，児童の安全安心を確保するという強い使命感を持って児童福祉施設等で勤務している職員に対して，感謝の気持ちと，これからは仙台市の児童のためにご尽力いただきたいという期待を込め，1人あたり5万円の慰労金を支給した。市議会令和2年第2回臨時会（7月）において補正予算を編成し，対象者へ9月2日に案内した。申請は9月30日まで受け付け，11月から12月にかけて各施設を通じて支給を行った。

【交付決定件数／交付決定金額】

児童養護施設等	352 件	／	17,600 千円
児童館・民間児童クラブ	1,284 件	／	64,200 千円
幼稚園・保育施設等	10,548 件	／	527,400 千円

(3) 児童生徒の学習機会の確保

① 学習の遅れへの対応

各学校では、学習指導要領に定める内容を効果的に指導できるよう、各教科等における指導の重点化や、学校行事の精選など、教育課程の見直しを図った。また、学校の実情に応じて、学習指導要領の趣旨を踏まえつつ、短縮授業による授業数増の時間割編成の工夫や長期休業期間の短縮など、弾力的な教育活動の展開に取り組んだ。教育委員会から、各教科等における授業の工夫等に係るガイドラインを示したこともあり、各学校においては、学校の実情に応じた教育課程や時間割を編成することができ、児童生徒の学習機会の確保へと結び付いた。各学校における児童生徒の学習の遅れを取り戻す対応は、概ね順調に進んでいる。今後、臨時休業が生じた場合に児童生徒の学習を保障するため、家庭での学習課題等を事前に準備しておくよう各学校へ周知した。各学校から提出されている授業時数等の「1 学期実施状況報告書」において、各教科の進捗状況を確認し、必要に応じて、学校に対して個別に助言指導を行った。

また、積み上げ型の学習である算数・数学の学習においては、学習支援員を活用し、児童生徒一人一人の学びをフォローアップする取り組みを進めている。国の交付金や補助金をもとに、7 月 13 日から順次配置を開始し、8 月 31 日までに小規模校を除く 174 校すべてに配置した。さらに、大規模校 14 校には追加配置を行った。学習支援員の配置により、つまずきの解消に向けたフォローアップができていく。今後も学習支援員を活用し、児童生徒の学習の定着を図っていく。

そのほか、教室内の消毒作業等、新型コロナウイルス感染症対策にかかる教員の業務負担を軽減し、教員が児童生徒の学習指導に注力できるよう、各学校の実情に応じて、7 月 1 日よりスクール・サポート・スタッフの配置を開始したところであり、11 月 1 日時点で 141 校において活用されている。なお、日々の消毒作業については「通常の清掃活動の中に、消毒の要素を取り入れるようにする」との文部科学省の方針等を踏まえ、その在り方を検討しながら、スクール・サポート・スタッフの今後の配置についても検討していく予定である。



## ② 学びの ICT 活用推進

新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言の発出を受け、文部科学省が GIGA スクール構想の加速による学びの保障を発表したことから、本市においても 1 人 1 台端末整備などの学校における ICT 環境の整備を早急に進めるため、市議会令和 2 年第 1 回臨時会（5 月）、第 2 回臨時会（7 月）、第 3 回定例会（9 月）において補正予算を編成し、8 月から順次調達を進めるとともに、教員向けの研修を行ってきたところである。

ICT 環境の整備のうち、校内 LAN 整備については、10 月以降、順次現地調査と整備工事を進めている。また、1 人 1 台端末整備についても、配備に向けて業者、学校と調整を進めている。

教員への研修等については、オンデマンド型オンライン学習の研修を 8 月と 10 月の 2 回実施しているほか、休業となった場合の学習動画作成の参考となるモデル動画を 8 月と 10 月の 2 回に分けて各学校に配信している。

今後、LTE 通信機能付の端末を含め、計画している端末の整備を進めるとともに、各学校への端末整備時期に合わせ、学習支援ツールの活用研修を 12 月から実施するなど、教員のスキル向上への支援を継続的に行っていく。

## ③ 家庭学習支援

新型コロナウイルスの感染拡大により、学校の臨時休業が必要となった場合の児童生徒の家庭学習支援として、小・中学生向けの「理科学習動画」等の制作を行い、YouTube で配信した。また、理科学習動画については併せて学習プリントを作成し、科学館ホームページからダウンロードできるようにした。

### 【学習動画の制作状況】

ア 中学生向け理科学習動画	93 本
イ 小学生向け理科学習動画	13 本
ウ 幼児から小学生の家庭向け学習動画	29 本

学習動画の総再生回数は、12 月末日現在で約 55,999 回となっている。現在は、学校の授業や児童生徒の自主学習で活用されており、学校現場からも好評を得ている。今後、中学生向け理科学習動画については、令和 2 年度中に全学年全単元分の完成を目指し制作を進める。また、小学生向け理科学習動画については、年間指導計画上年度後半に予定されている単元を中心に制作を進め、その後、年度前半の単元の制作を行う予定である。

#### (4) 事業者支援

令和2年3月以降、市内事業所を対象に新型コロナウイルス感染症の影響の度合い等に関して継続的にアンケート調査を実施し、実態の把握に努めながら、第1弾から第5弾までの経済対策を打ち出してきた。

地元中小企業の各種相談や国・県の支援制度への申請を支援する相談体制の強化、給付金事業による事業継続支援、企業が「新しい生活様式」への対応を図る取り組みの後押しなど、地域に寄り添った支援に注力した。

また、令和2年12月以降の感染の急拡大を受け、宮城県より国分町エリアの接待を伴う飲食店、酒類を提供する飲食店に対して営業時間短縮の協力要請（令和2年12月28日から）がなされたのに伴い、県と連携して協力要請に全面的に協力いただいた対象事業者への協力金の支給を行っている。

##### ① 仙台市中小企業応援窓口の設置

市内中小企業者の各種経営相談に加え、国や県等の助成金申請やテレワークの導入等を重点的に支援するワンストップ窓口を仙台市産業振興事業団内に開設したほか、相談者のニーズに応じた専門家派遣を行った。

窓口には、7月から12月15日までの間に1,484件の相談が寄せられ、その約8割が補助金・助成金の申請に関する相談であった。

支援を進めていく中で、窓口があることを知らない中小企業者がいることがわかり、より広く活用を促すため、各種団体の広報誌、SNS等を通じて相談窓口の周知を図るなど、さらなる支援に力を入れてきた。今後も、国の制度等の情報をいち早くキャッチしながら、市内中小企業者への支援を行っていく。

##### ② セーフティネット保証等認定

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した中小企業者の資金繰りを支援するため、市議会令和2年第1回臨時会（5月）、第2回臨時会（7月）、第4回定例会（12月）において補正予算を編成し、セーフティネット保証等認定特設窓口を開設した。

###### 【認定状況】

・ セーフティネット保証4号	6,083件
・ セーフティネット保証5号	777件
・ 危機関連保証	775件

これにより、中小企業者がスムーズにセーフティネット保証等の認定を受けることができ、迅速な融資実行が可能となった。一方、中小企業者が窓口を殺

到し混雑することもあったため、郵送申請の開始や相談員の人員を増強することで、スムーズな認定に努めてきた。引き続き、国等の支援制度の動向や中小企業者から相談状況を確認しながら、支援を行っていく。

### ③ 地域産業支援金

令和2年4月8日から17日にかけて市内事業者を対象に実施した実態調査において、売上減少が深刻な状況にあることが明らかとなった。加えて、緊急事態宣言に伴う休業要請によって地域経済に対する打撃への懸念があったことから、感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少した市内に本店を有する中小企業及び住民登録のある個人事業主に対し、一事業者につき20万円の支援金を支給した。

#### 【実績】

申請件数	17,893件（令和2年5月13日～7月31日）
交付決定件数	16,905件
交付決定金額	3,381,000千円

お問い合わせ専用ダイヤル、申請支援相談窓口を設置し、市内事業者に活用を促した。多数の申請があり、事業継続支援として一定の効果があったものとみている。

制度設計は国の持続化給付金を参考にし、制度開始当初は確定申告上の事業収入が減少した事業者のみを対象としていたが、フリーランス等の個人事業者には、給与収入や雑収入として確定申告を行っている事業者もいることが分かったため、7月から対象範囲を拡大し、給与収入や雑収入で申告を行っている者であっても、事業によって得た収入であることが確認できれば、地域産業支援金の支給の対象とし、支援を拡充した。

### ④ 地域産業応援金

新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために前向きな投資を行う中小事業者への支援として、国の「中小企業生産性革命推進事業」または宮城県の「宮城県中小企業等再起支援事業補助金」を活用する市内事業者に、事業者負担分の一部を助成する地域産業応援金を支給し、取り組みを後押しした。

#### 【実績】

申請件数	1,190件
交付決定件数	785件
交付決定金額	100,450千円

国の生産性革命推進事業に位置付けられている補助事業は、昨年度以前より実施されてきたものであるが、本市内の中小事業者においては十分活用されていなかった。しかし、応援金創設以降、生産性革命推進事業のうち、特に持続化補助金の採択件数が大幅に増加していることから、事業者の前向きな投資を促すうえで一定の効果があったものと考えられる。

その一方で、地域産業応援金が対象とする補助金の交付決定を受けているものの、いまだ地域産業応援金の活用に至っていない市内事業者もあり、活用を促す更なる周知が必要である。今後、これらの事業者に対して申請勧奨を実施するなど、より多くの事業者に活用いただけるよう働きかけを行っていく。

#### ⑤ 感染防止対策奨励金

新型コロナウイルス感染拡大の抑制と社会経済活動の維持に向けて、市議会令和2年第3回定例会（9月）において補正予算を編成し、仙台感染拡大防止ガイドブックや業種別ガイドライン等に沿った感染防止対策を実践した市内事業者に、1施設あたり10万円（1事業者最大5施設50万円）の感染防止対策奨励金を支給し、早期の取り組みを後押しした。

##### 【実績】

申請件数	5,369件
交付決定件数	4,618件
交付決定金額	552,600千円

#### ⑥ 感染拡大防止協力事業者特別支援金

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、保健所が行う積極的疫学調査と施設名の公表等に協力した市内事業者の感染防止対策の取り組みと再起を支援するため、市議会令和2年第3回定例会（9月）において補正予算を編成し、感染拡大防止協力事業者特別支援金を交付することとした。市が「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための県民への情報提供（呼びかけ）基準」に基づき施設名の公表を行った事業者または同基準に基づき施設の業種・業態の公表を行い、事業者側で自主的に施設名の公表を行った事業者に対し、専門家の指導のもと再起に向けて実施する感染防止対策を含む経費への支援として最大100万円を支給する。これまでに、3件の申込みがあり、うち1件については、11月に専門家による感染防止対策の調査・指導を行い、支援金の支給を行っている。

### ⑦ 信用保証料補給

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年3月2日以降に決定を受けて、セーフティネット保証関連融資（4号・5号）、危機関連保証関連融資を活用する中小企業者に対して、当初融資時の保証料（上限500万円）を支給し、事業者支援を行っている。市議会令和2年第1回臨時会（5月）において、予算の増額補正を行った。

#### 【実績】

申請件数	914件
交付決定件数	868件
交付決定金額	759,348千円

### ⑧ 新型コロナ対策資本金劣後ローン連動型給付金

市議会令和2年第3回定例会（9月）において補正予算を編成し、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、日本政策金融公庫または商工組合中央金庫による新型コロナ対策の資本金劣後ローンと民間金融機関からの協調融資により財務体質の強化と資金繰り改善に取り組む事業者に対して、資本金劣後ローン及び協調融資の利子額相当分（最長5年分・上限1事業者あたり1,000万円）を支給する制度を創設し、事業者支援を行っている。

引き続き、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、民間金融機関と連携し、事業の周知や円滑な給付に取り組んでいく。

#### 【実績】

申請件数	8件
交付決定件数	7件
交付決定金額	37,704千円

### ⑨ 奨学金返還支援事業の拡充

企業の人材確保と新規大卒者等の就職活動を支援するため、市と協力企業が新規大卒者等の奨学金返還を3年間支援する事業において、新型コロナウイルス感染症の影響により雇用情勢が厳しくなっている状況を踏まえ、市議会令和2年第2回臨時会（7月）において補正予算を編成し、対象法人に社会福祉法人、医療法人等を新たに追加するとともに、年間の定員を70名から140名に拡大した。（令和3年1月21日時点：奨学金返還支援対象法人数153社、学生申込み数69名）

今後も、支援事業を通じて企業の採用活動を支援するとともに、若者の地元定着の促進に努めていく。

## ⑩ 公共交通運行継続奨励金

新型コロナウイルス感染症の流行下にあっても、市民の生活や経済活動等を支える重要な移動手段である公共交通の運行が安定的に継続されるよう、バス事業者およびタクシー事業者に対し、奨励金を支給することとした。

### ア バス事業者

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、輸送人員が減少し収支が悪化（赤字化）しており、事業者の自助努力だけでは維持が難しいものと考えられることから、市議会令和2年第2回臨時会（7月）において補正予算を編成し、車両1台あたり20万円の運行継続奨励金を創設した。

今後も新型コロナウイルス感染症の動向や国等の動向を注視しながら、必要な支援を検討していく。

#### 【実績】

申請件数	5件
交付決定件数	3件
交付決定金額	51,200千円

### イ タクシー事業者

市議会令和2年第3回定例会（9月）において補正予算を編成し、法人及び個人タクシー事業者に対し、車両1台あたり1万円の運行継続奨励金を創設した。今後、申請事業者に対して速やかに奨励金の支給を行っていく。

#### 【実績】

申請件数	480件
交付決定件数	152件
交付決定金額	11,960千円

## （5）消費喚起

新型コロナウイルスの影響を受けている市内の商店街等を支援するため、市議会令和2年第2回定例会（6月）において補正予算を編成し、商店街応援割増商品券発行事業補助金を創設した。多くの商店街等が取り組みやすい環境を作るため、商店街を訪問して事業内容の説明を行ったほか、割増商品券の販売会を予定している商店街に、他商店街の好事例を情報提供するなどの側面支援も行った。6月26日から7月15日までに発行団体を募集し、46団体から27種類の申請があった。割増商品券の発行準備ができた商店街から順次販売を開始し、全ての商

店街等で割増商品券が完売している。本事業をきっかけに、来街者の増加や商店街ごとに独自に発行したことで商店街の認知度が高まるなどの効果があり、消費喚起が図られた。

商店街によっては販売会の開始時間前から購入希望者の行列ができ、消費者のニーズの高さがうかがえた一方、列に並んだが購入できなかった方もいた。また、一部商店街では、3密対策及び行列発生時の準備が十分でなかったことやハガキ・オンラインでの抽選の手法も検討の余地があったなどの課題もあった。

今後も、地元商店街が組織的に連帯感を持ち、商店街を活性化させていく取り組みを後押しし、地域経済の活性化に向けて継続的に支援を行っていく。

## (6) 観光需要の喚起

新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ地域経済の活性化と交流人口の拡大を図るため、市議会令和2年第2回定例会(6月)、第2回臨時会(7月)において補正予算を編成し、二次にわたる宿泊促進キャンペーンや東北周遊旅行の促進、企業等の宿泊を伴う会議・研修会等の開催促進など、宿泊・観光需要の喚起を図った。

### 【実施事業】

- ① 第1次宿泊促進キャンペーン「今こそ行こう！秋保温泉・作並温泉宿泊キャンペーン」  
市民を対象に、秋保温泉・作並温泉の宿泊施設で使用できる3,000円の宿泊クーポン券を抽選により6,000枚配布。
- ② 第2次宿泊促進キャンペーン「Travel 仙台選べるトク旅キャンペーン」  
宿泊施設への助成により、東北6県在住者を対象に、市内宿泊施設利用時に一人あたり最大5,000円相当の割引が受けられる旅行プランを販売。
- ③ 企業内会議・研修会等開催助成  
企業等が市内で宿泊を伴う会議・研修会等を実施する場合に、一人一泊あたり5,000円を助成。8件(238人泊分)の交付を決定。
- ④ 東北域内周遊促進事業  
国のGoToトラベル事業の対象となる東北域内の周遊に特化した旅行商品を造成・販売する旅行者に対して、1商品あたり5万円を助成。21者600件の旅行商品を採択し、特設ウェブサイト「旅ごろ東北」で紹介。

これらの取り組みにより、秋保温泉・作並温泉及びシティホテルでは宿泊者数が一旦回復しつつあったが、ビジネスホテル・簡易宿所・民泊は依然厳しい状況が続いている。11月以降の全国的な感染拡大や国の緊急事態宣言発令を受け、本市においてもTravel 仙台選べるトク旅キャンペーン及び企業内会議・研修会等

開催助成を一時停止したところである。引き続き、新しい生活様式を踏まえた観光の在り方について検討するとともに、継続的な需要の喚起に取り組んでいく。

## (7) イベント再開支援

### ① 屋内イベント再開支援

緊急事態宣言の解除に伴い、国から一定の移行期間を設け段階的に社会経済活動のレベルを引き上げるとの方針が示され、イベント開催には収容率 50%以内とすること等の制限が課されることとなった。

これを受け、本市では、イベント会場として使用される本市のホール系施設、展示系施設、大型スポーツ施設について、定員の半数以下の人数で利用する場合に施設使用料の 5 割を減免する措置を行い、新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮したイベントの再開を促進することとした。適用期間は、令和 2 年 6 月 19 日から令和 3 年 3 月 31 日までとし、令和 2 年 8 月 4 日に市ホームページへ掲載した。公表前の施設使用については、減免を遡及適用し、使用料既納の場合は減免相当額分を還付することとした。

### ② 屋外イベント再開支援

新型コロナウイルス感染症による影響の長期化により、市内で開催されるイベントの多くが中止または延期となったことから、新しい生活様式に即した今後のモデルケースとなるイベントの実施を促進するため、市議会令和 2 年第 2 回臨時会（7 月）において補正予算を編成し、新型コロナウイルス感染予防対策を適切に講じた上で、屋外施設を会場にイベントを開催する事業者に対して、消毒液やフェイスシールドの購入に係る費用や、来場者の誘導に係る人員の手配に係る費用など、必要経費の 4 分の 3（上限 600 万円）を補助する屋外モデルイベント開催支援補助金を創設した。

8 月 25 日から 9 月 9 日までの公募期間中に 13 件の応募があり、うち 4 件を補助対象として採択した。補助対象イベントは 10 月 3 日から 11 月 15 日までの間に順次開催された。

今後、モデルイベントの開催により蓄積されたノウハウを広く民間事業者等に示すことにより、屋外イベントの再開に向けた動きを促進し、関連事業者の事業継続を支援していく。

### ③ 大型観光イベント継続支援

概ね 50 万人以上の来場者数を記録し、本市の交流人口の拡大等に寄与してきた大型観光イベントについても、市議会令和 2 年第 2 回臨時会（7 月）において補正予算を編成のうえ、大型観光イベント事業継続補助金を創設し、次期開



催に向けた準備作業等に要する費用を助成し支援した。

今後も本市の重要な観光資源である大型観光イベントが継続できるよう、主催団体と連携を図りつつ、感染症対策に要する費用等について必要な支援を行っていく。

【補助対象】 仙台七夕花火祭，定禅寺ストリートジャズフェスティバル，  
みちのく YOSAKOI まつり，SENDAI 光のページェント

## (8) 文化芸術支援

### ① 多様なメディアを活用した文化芸術創造支援

新型コロナウイルス感染症の影響により、公共・民間の文化施設に人が集い、共に文化芸術活動を行うことが難しくなったため、文化芸術関係者は活動の縮小や停止などの深刻な影響を受けた。仙台市内の文化芸術関係者の活動継続を支援し、本市の文化環境の存続を図るため、動画配信等の多様なメディアを活用して市民に文化芸術を届ける創造的な活動に対して助成を行うこととした。

市議会令和2年第1回臨時会（5月）において補正予算を編成し、5月8日～29日の期間で助成事業の募集を行った。申請件数が多かったことから、市議会令和2年第2回定例会（6月）において追加の補正予算を編成し、より多くの事業を採択した。6月～10月までに採択事業が順次実施された。

#### 【実績】

申請件数	287 件
採択件数	175 件
助成内定総額	62,196 千円

採択事業について仙台市市民文化事業団のホームページで紹介するなど広報の支援も行い、活動が困難となっていた文化芸術関係者や技術者への活動支援、民間施設等の環境整備の支援を行うことができた。

今後も、感染症流行下における文化芸術活動の継続に向けて、文化芸術関係者等と連携し、新たな文化事業モデルの構築に取り組むとともに、引き続き市による広報支援なども行っていく。

### ② 実演芸術の再開支援

屋内イベントの収容率 50%以内での開催制限に伴い、舞台芸術公演の再開が困難な状況が続いていたことから、市議会令和2年第2回臨時会（7月）において補正予算を編成し、民間屋内施設を利用し、新型コロナウイルス感染防止

対策を講じながら実演芸術の公演を実施する主催者に対し、会場費の2分の1を助成する制度を創設した。令和2年9月1日から令和3年3月31日の間に実施される公演を助成対象とし、8月28日から申請の受付を開始した。

#### 【実績】

申請件数	388件
交付決定件数	379件
交付決定金額	35,388千円

本事業により、イベント企画会社や芸術家による公演活動が促進され、民間屋内施設の利用増加に繋がった。事業開始後、ウェブ等での広報のみでは限定的な方にしか情報が届かないことや、民間屋内施設側への本事業の周知が不十分なところもあったため、民間屋内施設を直接訪問し、制度の説明及び施設側からの情報発信の協力を依頼するなどの対応を行った。施設側からの情報発信により、市内のみならず、市外からの申請も増加した。

今後も、催物の開催制限等の状況を注視しながら、実演芸術公演の促進に向けて取り組んでいく。

## 4 ウィズ／ポストコロナを見据えた市政運営

### (1) 窓口サービスの利便性向上

#### ① 行政手続きの簡素化

窓口での接触機会の低減を図るとともに、行政手続きの簡素化を推進し、市民等の利便性向上を図るための方策の一つとして、申請書等への押印の見直しを順次進めている。11月末時点における申請書等の種類は7,079種類あり、うち3,171種類は本市独自の判断により押印不要とすることが可能であることから、令和2年度内に全廃する見込みである。なお、残りの3,908種類については、今後国から示されるガイドライン等を踏まえ対応することとしている。

今後は、市民等の利便性向上に向け、押印見直しに限らず様式の簡素化や統合・削減、郵送化やデジタル化等の申請方法の見直しなど、手続きそのものの効率化や業務プロセスを最適化するための見直しを検討していく必要がある。

また、市民が窓口に行かなくても行政手続きを行える環境の整備を図るため、住民票の写しや戸籍証明、税証明等の郵送請求に対する証明書交付事務を集約する（仮称）証明事務センターの令和3年度内設置を検討していく。

#### ② 行政手続きのデジタル化・ICT活用

窓口付近の密集を避けるとともに、市民の利便性の向上を図るため、これま

で青葉区役所で繁忙期間中のみ活用していた住民異動届等の手続きや戸籍住民関係各種証明書等交付の待合状況公開システムを他4区にも導入し、窓口で呼び出し中の番号や待ち時間をパソコンやスマートフォンで確認できるようにした。

また、ICT活用による行政手続きのデジタル化に向けて、紙による手続きのデジタル化や、窓口申請等に係る案内業務におけるナビゲーションシステムの利用に係る実証実験の対象業務の選定（手続きのデジタル化9業務、手続きナビゲーション10手続き）を行った。システムについては、電子申請機能を備えたクラウドサービス及び手続きナビゲーションシステムの導入準備を行った。

今後、電子申請可能な手続きを増やしていくとともに、更なるデジタル化に向け、マイナンバーカードを利用した申請やクレジットカードを利用した決済に対応したシステムの導入についても検討していく。また、ICTを活用したワンストップサービスの一つとして、区役所への（仮称）おくやみコーナーの設置についても検討を進めていく。

## （2）国等に対する要望

新型コロナウイルス感染症が流行する中、本市及び本市教育委員会は、医療提供体制の整備や事業者の事業継続への支援、長期間の臨時休業等により学びと心身に様々な影響を受けている児童生徒へのICTを活用した学習支援や、きめ細やかな心のケアなど、各種施策に取り組んでいる。しかし、本市独自の取り組みだけでは解決できない課題も数多くあり、国による一層の支援を求めるため、国等に対する独自の要望活動を行ったほか、指定都市市長会等の本市所属団体を通じて要望活動を実施した。（要望実績は付属資料2を参照）

また、宮城県が、新型コロナウイルスの感染拡大により経営が悪化したバス事業者を支援するため、令和2年度7月補正予算により創設したバス運行事業者に対する運行支援金の給付制度については、当該支援金の対象から本市バス事業が除外されたことを踏まえ、8月11日に宮城県知事あて、制度の再考を求める市長名の要望書を提出したところであるが、県の財政的な事情もあり、制度の変更には至らなかった。その後、国の第3次補正予算の動きに合わせて、12月17日に再度、宮城県知事あてに交通事業者に対する更なる支援を求める市長名の要望書を提出した。

引き続き、国等による新型コロナウイルス感染症対策に係る支援情報の収集に努めるとともに、必要に応じて、要望活動を行っていく。

## 5 新型コロナウイルス感染症対策実施体制

### (1) 危機管理体制

6月までの対応に引き続き、危機対策本部体制を維持しつつ、新型コロナウイルス感染症対応を継続した。この間、宮城県が開催する新型コロナウイルス感染症対策本部会議に職員を派遣し、情報共有を図った。

#### 【本市職員を派遣した宮城県新型コロナウイルス感染症対策本部会議】

第11回宮城県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（7月13日）

第12回宮城県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（7月31日）

第13回宮城県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（8月31日）

第14回宮城県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（9月16日）

第15回宮城県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（11月4日）

第17回宮城県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（12月23日）

今後も、宮城県新型コロナウイルス感染症対策本部会議に職員を派遣し、連携を図る。

また、令和3年1月7日に、国から緊急事態宣言が発せられたことを受け、速やかに新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく体制に移行した。

### (2) 市と県の連携

#### ① 共同メッセージ

感染者数の増大や増加率の急激な上昇などの機会を捉えて、市長が宮城県知事等との共同記者会見を行うとともに、共同メッセージを発信した。

#### 【実施状況】

ア 宮城県知事・仙台市長による緊急共同記者会見（7月17日）

イ 宮城県知事・仙台市長による県民・市民への共同メッセージの発信（9月10日）

ウ 宮城県知事・仙台市長・宮城県医師会会長・仙台市医師会会長による共同記者会見と緊急メッセージの発信（9月13日）

エ 宮城県知事・仙台市長・宮城県医師会会長・仙台市医師会会長による共同記者会見と宮城県新型コロナ危機宣言の発表（12月16日）

オ 宮城県知事・仙台市長による営業時間短縮の協力要請の発表とメッセージの発信（12月23日）

カ 宮城県知事・仙台市長・宮城県医師会会長・仙台市医師会会長・東北大学病院長による共同記者会見と市長メッセージの発信（1月9日）

共同メッセージの発信は、直接市民に注意を促す手段として有効であった。感染状況の傾向を捉えて、今後も継続的に実施していく。

## ② 研修会等の実施

特定の施設職員及び関係者を対象とした研修会や意見交換会を実施した。

### 【実施状況】

ア 救護施設及び仙台市路上生活者等自立支援施設職員を対象とした新型コロナウイルス感染症拡大防止についての研修会（8月5日、17日）

イ 留学生を受け入れている大学及び専門学校等26校を対象にした感染拡大防止に関する専門家からの講話及び意見交換会（10月30日）

同種の施設等を運営している事業者等は共通の問題点や悩みを抱えており、相互に情報交換することは有効であった。一堂に会しての研修や意見交換会は、活発な意見交換等には有効である一方、感染リスクを生じるという点からはデメリットもある。今後、ウェブを活用した研修や意見交換も含め、多様な方法を検討していく必要がある。

## ③ 感染防止対策の普及啓発

事業者向けに効果的に感染症対策の啓発を行うため、市が経済団体と実施する「仙台 感染症対策・地域経済循環プロジェクト」において、県が実施する「新型コロナ対策実施中ポスター」との連携を図った。ホームページの相互リンクや、市新聞広告での周知協力（9月10日河北新報朝刊）等を行うとともに、県により、本市が作成した「仙台感染拡大防止ガイドブック」について県内に広く広報がなされた。

県との連携により効果的な広報を展開できており、引き続き、連携して感染症対策に取り組んでいく。

## ④ 感染防止対策の現地確認

宮城県が、「新型コロナ対策実施中ポスター」掲示店舗・施設に対し、地域の感染者の発生状況等を踏まえ実施する感染防止対策の現地確認（うち仙台市内の店舗・施設）に同行し、事業者に仙台感染拡大防止ガイドブックの活用をはじめとする感染防止対策の普及啓発や、感染防止対策等に係る意見聴取等を行っている。

### 【実施状況】

1回目	10月13日～14日	市内5施設
2回目	10月20日～22日	市内5施設
3回目	11月4日～6日	市内4施設
4回目	11月17日～18日	市内3施設
5回目	12月1日～2日	市内5施設
6回目	12月8日～9日	市内4施設
7回目	12月16日	市内3施設
8回目	12月22日	市内3施設
9回目	1月5日～6日	市内3施設
10回目	1月14日	市内3施設
11回目	1月20日	市内3施設

事業者の感染症対策の実態を確認し、意見交換することは有効であった。店舗側の感染防止対策の啓発を進める観点から、今後も県と連携して取り組みを継続していく。

### (3) 組織体制

新型コロナウイルス感染症への対応のため業務量が増大している部署に対し、人員を配置した。

特に年度前半から中盤にかけては、年度途中での採用による大幅な増員が困難であったことから、兼務職員の配置を中心に実施した。

その後、新型コロナウイルス感染症の影響により縮小・停止していた業務が通常に戻りつつある中においても、可能な限り増員による職員配置に努めてきた。

これまでの職員配置の経過は以下のとおりである。

#### 【総務局】

- ▶ 新型コロナウイルス感染症対策調整担当 [担当局長, 担当課長, 担当1名] (増員), [担当部長] (兼務) を配置 (令和2年4月14日～)
- ▶ 関係局次長等 (危機管理室, 財政局, 市民局, 健康福祉局, 子供未来局, 経済局, 文化観光局, 教育局) に総務局次長等 (新型コロナウイルス感染症対策調整担当) を兼務発令 (4月14日～)
- ▶ 新型コロナウイルス感染症対策調整担当に担当1名 (兼務) を配置 (5月8日～)

#### 【市民局】

- ▶ 特別定額給付金担当 [担当課長, 担当1名] (兼務), [担当係長] (増員) を配置 (令和2年5月1日～9月30日)

- ▶ 市民生活課に担当 2 名（兼務）を配置（5 月 8 日～9 月 30 日）
- ▶ 市民生活課に担当 1 名（兼務）を配置（5 月 28 日～9 月 30 日）
- ▶ 市民生活課に担当 2 名（兼務）を配置（6 月 1 日～9 月 30 日）

#### 【健康福祉局】

- ▶ 健康安全課に担当 1 名（兼務）を配置（令和 2 年 3 月 16 日～）
- ▶ 健康安全課に担当 1 名（増員）を配置（4 月 1 日～）
- ▶ 健康安全課に担当 1 名（併任）を配置（4 月 1 日～4 月 30 日）
- ▶ 保健所に参事（増員）を配置（4 月 14 日～）
- ▶ 健康安全課に担当 2 名（兼務）を配置（4 月 14 日～12 月 31 日）
- ▶ 健康安全課に担当 1 名（兼務）を配置（5 月 8 日～10 月 31 日）
- ▶ 衛生研究所微生物課に担当 2 名（兼務）を配置（6 月 1 日～）
- ▶ 健康安全課に受診調整担当[担当課長, 担当 1 名]（増員）を配置（9 月 16 日～）
- ▶ 健康安全課に予防接種担当[担当係長]（増員）を配置（9 月 16 日～）
- ▶ 健康安全課に担当 3 名（増員）を配置（10 月 1 日～）
- ▶ 健康安全課に受診調整担当[担当 4 名]（兼務）を配置（10 月 1 日～）
- ▶ 健康安全課に予防接種担当[担当 3 名]（兼務）を配置（10 月 1 日～）
- ▶ 衛生研究所微生物課に担当 1 名（増員）を配置（10 月 1 日～）
- ▶ 保健管理課に担当 1 名（増員）を配置（12 月 1 日～）
- ▶ 健康安全課に担当 8 名（増員）を配置（令和 3 年 1 月 1 日～）

#### 【青葉区（保健所青葉支所）】

- ▶ 保健福祉センター管理課に担当 1 名（兼務）を配置（令和 2 年 5 月 8 日～9 月 30 日）
- ▶ 保健福祉センター管理課に担当 1 名（増員）を配置（10 月 1 日～）
- ▶ 保健福祉センター管理課に担当 3 名（兼務）を配置（10 月 1 日～）
- ▶ 保健福祉センター管理課に担当 1 名（増員）を配置（令和 3 年 1 月 1 日～）

#### 【若林区（保健所若林支所）】

- ▶ 保健福祉センター管理課に担当 1 名（増員）を配置（令和 3 年 1 月 1 日～）

#### 【太白区（保健所太白支所）】

- ▶ 保健福祉センター管理課に担当 1 名（増員）を配置（令和 3 年 1 月 1 日～）

#### 【子供未来局】

- ▶ 新生児臨時特別給付金担当[担当課長, 担当 1 名]（兼務）を配置（令和 2 年 8 月 4 日～）

#### 【経済局】

- ▶ 地域産業支援課に担当1名（増員）を配置（令和2年4月1日～）
- ▶ 緊急経済対策担当〔担当課長〕（増員）を配置（5月1日～）
- ▶ 地域産業支援課に担当3名（兼務）を配置（1名：5月8日～）（2名：5月8日～9月30日）
- ▶ 地域産業支援課に担当2名（兼務）を配置（1名：5月28日～6月30日）（1名：5月28日～9月30日）
- ▶ 地域産業支援課に担当3名（兼務）を配置（2名：6月1日～）（1名：6月1日～9月30日）
- ▶ 地域産業支援課に担当1名（兼務）を配置（7月1日～）

#### 【文化観光局】

- ▶ 観光課に担当4名（兼務）を配置（令和2年7月7日～）

このほか、会計年度任用職員の採用による人員の配置も実施している。

### （4）財政運営

感染症対策や中小企業の事業継続支援、新たな生活様式への対応等に向けた取り組みを推進するため、事業見直しや予算の組替えによる財源捻出をはじめ、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や宮城県新型コロナウイルス感染症対応事業者支援市町村補助金を活用し、市議会臨時会・定例会等において補正予算を編成してきた。

#### 【地方創生臨時交付金】

1次配分：1,823,741千円（令和2年5月1日）

2次配分：5,885,264千円（令和2年6月24日） 総額：7,709,005千円

#### 【市町村補助金】

1,072,000千円（令和2年7月27日）

#### 【補正予算編成】

令和元年度 一般会計増額補正予算額

令和2年3月専決処分：305,800千円

〔主な内容〕

- ・ 保育所や障害者福祉施設等における手指消毒用アルコールやマスクなどの衛生用品の購入、購入費用の助成



令和 2 年度 一般会計・特別会計・企業会計 増額補正予算額

令和 2 年第 1 回臨時会（5 月） : 138,756,499 千円

〔主な内容〕

- ・ 特別定額給付金
- ・ 地域産業協力金・支援金
- ・ 国の GIGA スクール構想に対応した小・中学校の 1 人 1 台端末の整備等
- ・ 子育て世帯臨時特別給付金

令和 2 年第 2 回定例会（6 月） : 4,671,539 千円

〔主な内容〕

- ・ 地域消費喚起割増商品券発行助成
- ・ 地域産業応援金
- ・ 地域産業支援金事業費の追加
- ・ 宿泊促進キャンペーン
- ・ ひとり親世帯臨時特別給付金
- ・ 学校、児童福祉施設等における手指消毒用アルコールやマスクなどの衛生用品の購入、購入費用の助成

令和 2 年第 2 回臨時会（7 月） : 3,045,672 千円

〔主な内容〕

- ・ 実演芸術の公演会場費助成
- ・ 児童福祉施設等職員慰労金
- ・ 新生児臨時特別給付金
- ・ 帰国者・接触者外来助成
- ・ 地域産業応援金事業費の追加
- ・ 宿泊促進キャンペーン事業費の追加
- ・ 公共交通運行継続奨励金（バス事業者）

令和 2 年第 3 回定例会（9 月） : 4,855,678 千円

〔主な内容〕

- ・ 医療機関等への防護衣等医療資器材配付
- ・ 診療所等における PCR 検査等実施に対する補助
- ・ 感染防止対策奨励金
- ・ 公共交通運行継続奨励金（タクシー事業者）

令和 2 年第 4 回定例会（12 月） : 253,469 千円

〔主な内容〕

- ・ 自宅療養者への生活支援
- ・ ひとり親世帯臨時特別給付金事業費の追加

令和 3 年第 1 回臨時会（1 月） : 1,521,850 千円

〔主な内容〕

- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金

令和3年1月専決処分 : 1,503,700 千円

〔主な内容〕

- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事業費の追加

※併せて、令和2年第1回臨時会及び各定例会においては、年度内対応が困難又は年度内縮小や繰り延べが可能である事業等について、一般財源ベースで合計約32億円の減額・財源補正を実施

また、指定都市市長会を通じて、地方創生臨時交付金の令和2年度中の増額や令和3年度における継続交付などを内容とする「新型コロナウイルス感染症対策に関する指定都市市長会提言」による国への要請を実施した（令和2年10月2日）。

令和2年度においては、地方創生臨時交付金を含む国庫支出金や市町村補助金のほか、事業見直しにより捻出した財源などを最大限活用することにより、リーマン・ショックや東日本大震災時の規模を大幅に上回る額の補正予算を速やかに編成してきた。

感染症の影響に伴う市税収入の減少等により、今後の本市の財政運営は予断を許さないものと見込まれる。そのような中であっても、必要な感染症対策を実施していくため、引き続き、国に対する財政支援充実の働きかけや、事業見直しによる財源の捻出、予算の厳選重点化等に取り組んでいく。

# 付 属 資 料



国等・県・市の対応経過（令和2年7月以降）

	国等の対応	宮城県の対応	仙台市の対応		
7月	3日	・新型コロナウイルス感染症対策専門家会議を廃止し、新型コロナウイルス感染症対策分科会を設置	7日	・「申請書等の押印見直しのための基準」を改訂し、市長部局と行政委員会において規定している申請書等について概況調査を実施	
	6日	・新型コロナウイルス感染症対策分科会（第1回）開催	8日	・地域産業応援金の申請受付開始	
	8日	・7月10日以降の催物開催制限等についての方針を通知	13日	・登園自粛等に伴う認可外保育施設助成金の申請受付開始（～31日）	
	16日	・新型コロナウイルス感染症対策分科会（第2回）	・第11回宮城県新型コロナウイルス感染症対策本部会議、第8回宮城県危機管理対策本部会議	6日	・「仙台市避難所運営マニュアル（別冊）新型コロナウイルス対策追加事項」（以下、「マニュアル別冊」）及び避難行動について、連合町内会や避難所担当課を対象とした説明会を開催（6月25日～7月6日）
	17日	・感染が拡大している都道府県における対応について通知	・みやぎアラート運用開始	10日	・新型コロナウイルス感染症に関する支援制度をまとめた「支援制度一覧」初版発行
	22日	・書面規制、押印、対面規制の見直しを含む「規制改革実施計画」が閣議決定	17日	・県内で過去最多となる感染者が確認されたことを受け、宮城県知事・仙台市長による緊急共同記者会見を開催	
	22日	・17か国を入国拒否の対象に追加（合計146か国）	21日	・県議会臨時会（～22日）	
	23日	・「Go To トラベル」事業開始（東京発着及び東京都居住者の旅行は対象外）	27日	・新型コロナウイルス感染症拡大防止のための県民への情報提供（呼びかけ）基準運用開始	
	23日	・新型コロナウイルス感染症対策分科会（第3回）	31日	・第12回宮城県新型コロナウイルス感染症対策本部会議、第9回宮城県危機管理対策本部会議	
	28日	・8月1日以降の催物開催制限等について通知		15日	・ひとり親世帯臨時特別給付金の申請受付開始
	31日	・飲食店等におけるクラスター発生防止のための総合的取組を提示		17日	・県内で過去最多となる感染者が確認されたことを受け、宮城県知事・仙台市長による緊急共同記者会見を開催
		・新型コロナウイルス感染症対策分科会（第4回）		20日	・飲食店における学生のクラスター発生を受け、市内の大学・短期大学、専修学校、各種学校に「新型コロナウイルス感染症対策に係る周知」について依頼文を发出
			27日	・妊婦の出産前新型コロナウイルス検査及び感染した妊産婦に対する寄り添い型支援開始	
			29日	・企業内会議・研修会等助成の募集開始	
			30日	・新型コロナウイルス感染症拡大防止のための県民への情報提供（呼びかけ）基準運用開始	
			31日	・経済対策第4弾を発表	
				・第6回感染症対策会議	
				・新型コロナウイルス感染症の発症に伴う仙台市の事業及び施設等の取り扱いに係るガイドライン十訂版を作成	
				・マニュアル別冊に基づいた避難所の開設・運営について、全避難所担当課を対象に実動訓練を実施（～31日）	
				・保育所等における行事の実施等について（第2版）通知	
				・市議会令和2年第2回臨時会（～8月3日）において令和2年度一般会計補正予算（第4号）等議案提出	
				・地域産業支援金の申請受付終了	

	国等の対応	宮城県の対応	仙台市の対応				
8月	5日	・新型コロナウイルス感染症対策分科会より、お盆休みにおける帰省等のあり方を提言	7日	・みやぎアラートのレベル切替 (2→3)	1日	・2歳6か月児歯科健康診査及び3歳児健康診査の歯科健康診査を登録医療機関での個別健診で実施(各区役所及び宮城総合支所)	
	7日	・新型コロナウイルス感染症対策分科会より、今後の感染状況の変化に対応した対策の実施に関する指標及び目安を提言	20日	・病床占有率等の減少を受け、みやぎアラートのレベル切替 (3→2)	3日	・仙台市感染制御地域支援チーム発足	
	21日	・新型コロナウイルス感染症対策分科会 (第5回)	31日	・第13回宮城県新型コロナウイルス感染症対策本部会議、第10回宮城県危機管理対策本部会議		・介護施設・事業所に緊急点検チェックシートを送付	
	24日	・新型コロナウイルス感染症対策分科会 (第6回)		・せんだい・みやぎ絆の宿キャンペーン (第1弾) 終了		・建築物衛生法に基づく立入り調査にあわせて、特定建築物のビル管理の責任者に対し、換気設備の維持管理に関する助言や感染症対策の資料配布、呼びかけを開始	
					・令和2年度一般会計補正予算(第4号)等成立	4日	・使用料減免の申請受付開始(順次施設毎開始)
							・東北域内周遊促進補助金の公募開始(～17日)
						5日	・仙台市新型コロナウイルス感染症検証結果報告書を作成
							・救護施設及び仙台市路上生活者等自立支援施設職員を対象に感染拡大防止に関する研修会を開催(5日, 17日)
						8日	・せんだい Tube における「避難所のコロナ対策」の動画配信
						11日	・単位町内会に避難所における感染症対策への対応を掲載した「SBL通信」を送付(仙台市地域防災リーダー(SBL)及び連合町内会長へも11月上旬までに送付)
							・単位町内会に「自主防災活動用マスク」50枚を送付
						12日	・保育施設及び保護者に対し、児童、職員等に係るPCR検査等に関する報告等について通知
						13日	・ひとり親世帯臨時特別給付金の申請必要分の第1回目を支給
						14日	・ひとり親世帯臨時特別給付金の申請不要分を支給
						24日	・仙台商工会議所・みやぎ仙台商工会との連携事業「仙台 感染症対策・地域経済循環プロジェクト」開始
						25日	・経済対策第5弾を発表
							・屋外モデルイベントの公募開始(募集期間9月9日まで)
						27日	・新型コロナウイルス感染症の発症に伴う仙台市の事業及び施設等の取り扱いに係るガイドライン十一訂版を作成
							・登園自粛等に伴う認可外保育施設助成金の交付決定
						28日	・民間屋内施設使用料助成の申請受付開始
						31日	・新型コロナウイルス感染症に関する支援制度をまとめた「支援制度一覧」第2版発行

	国等の対応	宮城県の対応	仙台市の対応
9月	<p>4日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症対策分科会（第8回）</li> <li>新型コロナウイルス感染症対策分科会より、「Go To Eat キャンペーン」事業を提言</li> </ul> <p>11日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>11月末までの催物開催制限等について事務連絡</li> <li>新型コロナウイルス感染症対策分科会（第9回）</li> </ul> <p>25日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症対策分科会（第10回）</li> </ul>	<p>1日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>仙台・宮城すずめのお宿キャンペーン開始（令和3年1月31日チェックアウト分まで）</li> </ul> <p>10日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>宮城県知事・仙台市長による県民・市民への共同メッセージを発信</li> </ul> <p>13日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>宮城県知事・仙台市長・宮城県医師会会長・仙台市医師会会長による共同記者会見を開催し、感染拡大防止に向けた緊急メッセージを発表</li> <li>みやぎアラートのレベル切替（2→3）</li> </ul> <p>16日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第14回宮城県新型コロナウイルス感染症対策本部会議，第11回宮城県危機管理対策本部会議</li> </ul> <p>18日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>宮城県緊急警報を発令</li> </ul> <p>23日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県議会定例会（～10月22日）</li> </ul>	<p>1日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新生児臨時特別給付金の申請受付開始</li> <li>メビウス通信（クリーン仙台推進員向け広報誌）にて、コロナ禍における家庭ごみの出し方の注意点を周知</li> <li>仙台感染拡大防止ガイドブック公表</li> </ul> <p>2日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>仙台市児童福祉施設等職員慰労金の申請受付開始（～30日）</li> </ul> <p>4日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市議会令和2年第3回定例会（～10月7日）において令和2年度一般会計補正予算（第5号）等議案提出</li> </ul> <p>5日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>児童福祉施設職員を対象に感染症対策等をテーマとした研修会を開催</li> </ul> <p>10日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>宮城県知事・仙台市長による県民・市民への共同メッセージを発信</li> </ul> <p>13日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>宮城県知事・仙台市長・宮城県医師会会長・仙台市医師会会長による共同記者会見を開催し、感染拡大防止に向けた緊急メッセージを発表</li> </ul> <p>15日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>（第2次宿泊促進キャンペーン）Travel仙台 選べるトク旅キャンペーン開始（令和3年3月31日チェックアウト分まで）</li> <li>東北域内周遊促進キャンペーン「旅ごろ東北」開始（令和3年2月1日チェックアウト分まで）</li> <li>仙台市社会福祉協議会において緊急小口資金特例貸付及び総合支援資金特例貸付の受付延長（～12月31日）</li> <li>高齢者施設を対象に感染症防止の研修を実施（～16日）</li> <li>児童福祉施設職員を対象に感染症対策等をテーマとした研修会を開催</li> <li>1歳6か月児健康診査の小児科診察部分を登録医療機関での個別健診で実施（各区役所）</li> </ul> <p>17日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症の発症に伴う仙台市の事業及び施設等の取り扱いに係るガイドライン十二訂版を作成</li> </ul> <p>24日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子育て世帯への臨時特別給付金（公務員受給者分）の申請受付終了</li> </ul>
10月	<p>1日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>Go To トラベルキャンペーン地域共通クーポン配付開始，東京発着及び東京都居住者の旅行にも対象拡大</li> <li>「Go To Eat キャンペーン」事業開始</li> </ul> <p>14日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令等について通知（10月24日施行）</li> </ul>	<p>12日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症に関する人権相談窓口を設置</li> </ul> <p>13日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナ対策実施中ポスターを掲示している施設に対し、感染防止対策の現地確認を実施（13日，14日）</li> </ul> <p>20日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナ対策実施中ポスターを掲示している施設に対し、感染防止対策の現地確認を実施（20日，21日，22日）</li> </ul>	<p>2日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>仙台市路線バス運行継続奨励金の申請受付開始（～11月30日）</li> </ul> <p>7日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年度一般会計補正予算（第5号）等成立</li> </ul> <p>8日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「地域活動の手引き」を作成し，単位町内会長あて送付するとともに，市ホームページへ掲載</li> </ul> <p>13日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナ対策実施中ポスターを掲示している施設に対し，感染防止対策の現地確認を実施（13日，14日）</li> </ul>

	国等の対応	宮城県の対応	仙台市の対応
	<p>15日 ・新型コロナウイルス感染症対策分科会（第11回）</p> <p>23日 ・新型コロナウイルス感染症対策分科会（第12回） ・新型コロナウイルス感染症対策分科会より、感染リスクが高まる「5つの場面」と「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」を提言</p> <p>26日 ・催物の主催者が存在しない行事における感染防止策の徹底について通知</p> <p>27日 ・大規模イベントに係るクラスター対策について通知</p> <p>29日 ・厚生労働省において、「新型コロナウイルス感染症の“いま”についての10の知識」を取りまとめ ・新型コロナウイルス感染症対策分科会（第13回） ・新型コロナウイルス感染症対策分科会より、クラスター対策の更なる強化を提言</p> <p>30日 ・在留外国人が参加するお祭り等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について通知</p>		<p>・指定避難所及び補助避難所等に感染症対策物資の追加配備開始 ・保育所等における行事の実施等について（第3版）通知</p> <p>15日 ・地域子育て支援センター等における新型コロナウイルスへの対応について（第8版）通知</p> <p>16日 ・資本性劣後ローン連動型給付金の申請受付開始</p> <p>20日 ・新型コロナ対策実施中ポスターを掲示している施設に対し、感染防止対策の現地確認を実施（20日、21日、22日）</p> <p>23日 ・感染防止対策奨励金説明会及び感染防止対策セミナーを開催（23日、24日、26日）</p> <p>27日 ・市内に所在する大学・短期大学、専修学校、各種学校に「新型コロナウイルス感染症対策に係る周知」について依頼文を发出</p> <p>28日 ・感染防止対策奨励金の申請受付開始（～11月27日） ・新型コロナウイルス感染症に関する支援制度をまとめた「支援制度一覧」第3版発行</p> <p>30日 ・市内の大学・専門学校等を対象に、新型コロナウイルス感染症対策に関する意見交換会を開催</p>
11月	<p>9日 ・新型コロナウイルス感染症対策分科会（第14回） ・新型コロナウイルス感染症対策分科会より、「最近の感染状況を踏まえた、より一層の対策強化」を緊急提言</p> <p>12日 ・内閣官房新型コロナウイルス感染症対策室より、「寒冷的な場面における新型コロナ感染防止等のポイント」を提示 ・来年2月末までの催物開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について通知 ・新型コロナウイルス感染症対策分科会（第15回）</p> <p>17日 ・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「協力要請推進枠」の創設について通知</p> <p>20日 ・新型コロナウイルス感染症対策分科会（第16回）</p> <p>25日 ・感染拡大地域における催物開催制限等について通知 ・新型コロナウイルス感染症対策分科会（第17回）</p> <p>27日 ・「Go To トラベル」事業について、札幌市、大阪市を目的地とする旅行の新規予約を12月15日まで一時停止することを決定</p>	<p>4日 ・新型コロナ対策実施中ポスターを掲示している施設に対し、感染防止対策の現地確認を実施（4日、5日、6日） ・新型コロナウイルス感染症対策について助言する保育施設専用の相談窓口を設置 ・第15回宮城県新型コロナウイルス感染症対策本部会議、第12回宮城県危機管理対策本部会議</p> <p>5日 ・宮城県・仙台市コールセンターを「受診・相談センター」へ位置づけ変更 ・みやぎアラートに代わる新指標を採用</p> <p>9日 ・県内のクラスター発生増加を受け、宮城県緊急警報を発令</p> <p>10日 ・せんだい・みやぎ絆の宿キャンペーン（第2弾）開始（11月13日宿泊分から令和3年1月31日チェックアウト分まで）</p> <p>17日 ・新型コロナ対策実施中ポスターを掲示している施設に対し、感染防止対策の現地確認を実施（17日、18日）</p> <p>19日 ・宮城県医師会が「医療危機的状況宣言」を発表</p> <p>25日 ・県議会定例会（～12月16日）</p> <p>27日 ・第4回宮城県新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会</p>	<p>1日 ・市政だより11月号にて、コロナ禍における家庭ごみの出し方の注意点を周知</p> <p>4日 ・新型コロナ対策実施中ポスターを掲示している施設に対し、感染防止対策の現地確認を実施（4日、5日、6日） ・仙台市NPO法人等活動支援金の申請受付開始（～1月29日）</p> <p>13日 ・SBL及び連合町内会長を対象とした避難所における感染症対策を盛り込んだSBL各区バックアップ講習会の開催（～12月2日）</p> <p>16日 ・福祉避難所へマスクや手指消毒剤等の衛生用品を配布（16日、24日） ・仙台市タクシー運行継続奨励金の申請受付開始（～12月28日）</p> <p>17日 ・新型コロナ対策実施中ポスターを掲示している施設に対し、感染防止対策の現地確認を実施（17日、18日）</p> <p>24日 ・「感染防止思いやり宣言 STOP! コロナ」啓発動画（飲食店編）を公開 ・メビウス通信（クリーン仙台推進員向け広報誌）にて、コロナ禍における家庭ごみの出し方の注意点を周知</p> <p>30日 ・新型コロナウイルス感染症の発症に伴う仙台市の事業及び施設等の取り扱いに係るガイドライン十三訂版を作成</p>



国等の対応		宮城県の対応	仙台市の対応
		30日 ・第16回宮城県新型コロナウイルス感染症対策本部会議、 第13回宮城県危機管理対策本部会議	・押印の見直しを推進するため、法定受託事務や法令等で規定する申請書等も含め市で取り扱う全ての申請書等7,079種類のうち、市独自で押印不要と判断できる3,171種類について、令和2年度末までに押印を全廃することを決定
12月	11日 ・年末年始における忘年会・新年会・成人式等及び帰省の留意事項について通知 ・新型コロナウイルス感染症対策分科会（第18回） ・新型コロナウイルス感染症対策分科会より、「今後の感染の状況を踏まえた対応」を提言 14日 ・Go To トラベル事業について、札幌市、大阪市に加え、東京都及び名古屋市を目的地とする旅行を12月27日まで事業から外すとともに、12月28日から令和3年1月11日まで、全国一斉に停止することを決定 16日 ・Go To トラベル事業について、広島市を目的地とする旅行を、12月16日から新規受付を停止（既に予約済みの場合は23日までに出発する旅行を割引対象）し、24日からは新規・既存を停止することを決定 23日 ・新型コロナウイルス感染症対策分科会（第19回）	1日 ・新型コロナ対策実施中ポスターを掲示している施設に対し、感染防止対策の現地確認を実施（1日、2日） 4日 ・新たな宿泊療養施設に患者受け入れ開始 8日 ・新型コロナ対策実施中ポスターを掲示している施設に対し、感染防止対策の現地確認を実施（8日、9日） 10日 ・宮城県新型コロナウイルス感染症医療調整本部設置 11日 ・第5回宮城県新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会 16日 ・新型コロナ対策実施中ポスターを掲示している施設に対し、感染防止対策の現地確認を実施 ・宮城県知事・仙台市長・宮城県医師会会長・仙台市医師会会長による共同記者会見を開催し、宮城県新型コロナウイルス危機宣言を発表 ・せんだい・みやぎ絆の宿キャンペーン、仙台・宮城すずめのお宿キャンペーンを12月28日から1月11日まで一時停止することを発表 21日 ・Go To Eat キャンペーン事業プレミアム付き食事券の販売を12月28日から1月11日まで一時停止することを発表 22日 ・新型コロナ対策実施中ポスターを掲示している施設に対し、感染防止対策の現地確認を実施 23日 ・第17回宮城県新型コロナウイルス感染症対策本部会議、 第14回宮城県危機管理対策本部会議において、12月28日午後10時から1月12日午前5時までの期間、国分町2丁目及び一番町4丁目に所在する食品衛生法の営業許可を取得している接待を伴う飲食店及び酒類を提供する飲食店（カラオケ店等を含む）に対して営業時間短縮の協力要請を行うことを決定（同日協力要請実施）	1日 ・「感染防止思いやり宣言 STOP! コロナ」啓発動画（お客様編）を公開 ・新型コロナ対策実施中ポスターを掲示している施設に対し、感染防止対策の現地確認を実施（1日、2日） ・1歳6か月児健康診査の小児科診察部分を登録医療機関での個別健診から各区・総合支所での集団健診に変更 ・2歳6か月児歯科健康診査及び3歳児健康診査の歯科健康診査を登録医療機関での個別健診から各区・総合支所での集団健診に変更 2日 ・のびすく、児童館、保育所等へクラスターの発生を未然に防ぐための早期探知の取り組みの徹底等について通知（～4日） 3日 ・市議会令和2年第4回定例会（～18日）において令和2年度一般会計補正予算（第6号）等議案提出 4日 ・新たな宿泊療養施設に患者受け入れ開始 8日 ・新型コロナ対策実施中ポスターを掲示している施設に対し、感染防止対策の現地確認を実施（8日、9日） ・仙台市社会福祉協議会において緊急小口資金特例貸付及び総合支援資金特例貸付の受付延長（～3月31日） 14日 ・救護施設職員へ慰労金を支給 15日 ・市議会令和2年第4回定例会において令和2年度一般会計補正予算（第7号）議案追加提出 16日 ・新型コロナ対策実施中ポスターを掲示している施設に対し、感染防止対策の現地確認を実施 ・宮城県知事・仙台市長・宮城県医師会会長・仙台市医師会会長による共同記者会見を開催し、宮城県新型コロナウイルス危機宣言を発表 ・Travel 仙台 選べるトク旅キャンペーン、企業内会議・研修会等開催助成事業を12月28日から1月11日まで一時停止することを発表 17日 ・仙台感染拡大防止ガイドブック第2版を発行（17日、24日）

	国等の対応	宮城県の対応	仙台市の対応
		<p>23日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>宮城県知事及び仙台市長による共同記者会見を開催し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた営業時間短縮の協力を要請</li> </ul>	<p>18日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>Travel 仙台 選べるトク旅キャンペーンの一時停止に伴い、停止期間中の宿泊をキャンセルされたものについて、宿泊実績に基づいて支払う予定の補助金相当額を支援金として支給する支援策を発表</li> <li>令和2年度一般会計補正予算（第6号・第7号）等成立</li> </ul> <p>21日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第7回感染症対策会議</li> </ul> <p>22日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナ対策実施中ポスターを掲示している施設に対し、感染防止対策の現地確認を実施</li> <li>新型コロナウイルス感染症に関する支援制度をまとめた「支援制度一覧」第4版発行</li> </ul> <p>23日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>宮城県知事及び仙台市長による共同記者会見を開催し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた営業時間短縮の協力を要請</li> </ul> <p>24日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ひとり親世帯臨時特別給付金の再支給分第1回目を支給</li> <li>「職場内での集団感染4つの事例」を発行</li> </ul>

国等に対する新型コロナウイルス感染症関係要望実績（令和3年1月21日時点）

1 仙台市及び仙台市教育委員会独自実施分

実施日	項目	概要	実施先
令和2年 7月	国に対する要望（仙台市）	感染拡大防止策と医療提供体制の整備等，雇用の維持と事業の継続，地域の実情に応じた財政支援などを要望	内閣官房，内閣府，総務省，財務省，文部科学省，厚生労働省，経済産業省，国土交通省 自由民主党，公明党 宮城県選出国會議員
7月	教育環境の整備に係る要望（仙台市教育委員会）	新型コロナウイルス感染症を踏まえた教育課題への対応（学校における感染症対策の徹底，児童生徒の心のケア，感染拡大により生じる新たな負担への確実な支援）などを要望	文部科学省
8月11日	公共交通事業者への支援に係る要望（仙台市）	宮城県が創設した定時定路線・生活維持支援金制度の対象に本市バス事業を加えるよう要望	宮城県
12月17日	公共交通事業者への支援に係る要望（仙台市）	国の第3次補正予算の活用を視野に，交通事業者に対して更なる支援を講じること，本市バス事業に加え地下鉄事業も支援対象とすることを要望	宮城県

2 指定都市市長会実施分

実施日	項目	概要	実施先
令和2年 3月6日	新型コロナウイルス感染症対策に関する指定都市市長会緊急要請	自治体等への速やかな情報提供，感染防止資器材の供給体制構築，小・中学校の臨時休業対応などを要請	厚生労働省
4月7日	新型コロナウイルス感染症に係る「緊急事態宣言」及び「緊急経済対策」について（会長談話）	緊急事態宣言の発出と緊急経済対策の閣議決定を受け，感染拡大の防止と雇用の維持等に取り組んでいく旨の会長談話を発表	
4月17日	新型コロナウイルス感染症対策に関する指定都市市長会緊急要請	感染拡大防止策と医療提供体制の整備，雇用の維持と事業の継続，学校の臨時休業等を円滑に進めるための環境整備，地方自治体の取組等に対する財政支援の充実などを要請	内閣官房 自由民主党

実施日	項目	概要	実施先
5月15日	GIGA スクール構想の実現に向けた指定都市市長会緊急要望	端末等の需給ひっ迫を考慮し、補助事業実施期間の延長、地方創生臨時交付金を含む GIGA スクール構想推進に要する財源の確保などを要請	文部科学省
5月19日 22日 25日	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に関する指定都市市長会緊急要請	国の第二次補正予算案編成に向け、臨時交付金の増額や算定方法の見直しを要請	内閣官房、内閣府、総務省
5月29日	第49回指定都市市長会議 (感染拡大防止と社会経済活動維持の両立に向けた指定都市市長会提言)	感染拡大防止策と医療提供体制の整備、雇用の維持と事業の継続、子どもたちの教育機会の確保、デジタル化・スマート化の推進、地方自治体の大幅な減収等への対応、差別・偏見・誹謗中傷等の防止及びその標的となった方々への支援、感染症対策のあり方(国と地方の役割分担や事務権限)の検討などを提言	内閣官房、内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省 自由民主党、公明党、立憲民主党、国民民主党、日本維新の会
6月26日	迅速な給付の実現に向けた指定都市市長会緊急要請	効率的なオンライン申請システムの構築の検討、一元的な給付事務の仕組みの構築の検討、特別定額給付金事業の総括と地方自治体との対話の機会創設などを要請	総務省 自由民主党、公明党
6月30日	一時保護の体制強化に係る指定都市市長会要請	学校の臨時休業や外出自粛が長期化する中、生活不安やストレスから児童虐待の更なる増加が懸念されることなどから、一時保護所等の施設整備への財政支援の拡充、一時保護委託への支援策の拡充を要請	厚生労働省
7月1日	経済財政運営と改革の基本方針2020(仮称)に対する指定都市市長会提言	感染防止策と医療体制の整備、雇用の維持と経済活性化、教育機会の確保、地方自治体への財政支援の充実、感染症対策のあり方の検討などを提言	内閣官房、内閣府
7月17日	経済財政運営と改革の基本方針2020について(会長談話)	経済財政運営と改革の基本方針2020を受け、新型コロナウイルスと共生する「新たな日常」を率先して創り出せるよう、しっかりと役割を果たしていく旨の会長談話を発表	

実施日	項目	概要	実施先
7月28日	特別定額給付金に係る死亡世帯主の取扱いに関する指定都市市長会緊急要請	死亡した単身世帯者の遺族による特別定額給付金の申請を可能とするよう要請	総務省
7月30日 ～ 9月9日	令和3年度国の施策及び予算に関する提案(白本)	感染防止策と医療体制の整備, 雇用の維持と経済活性化, 教育機会の確保, デジタル化・スマート化の推進, 地方自治体への財政支援の充実, 感染症対策のあり方(国と地方の役割分担や事務権限)の検討などを提案	内閣官房, 内閣府, 総務省, 財務省, 文部科学省, 厚生労働省, 経済産業省, 国土交通省 自由民主党, 公明党, 立憲民主党, 国民民主党, れいわ新選組, NHKから国民を守る党, 日本共産党, 日本維新の会, 社会民主党
9月16日	菅内閣の発足について(会長談話)	菅内閣の発足を受け, 国・都道府県・市町村の役割分担, 事務権限や財源配分のあり方についての検証を行うことや, 追加の経済対策等を求める談話を発表	
10月2日	新型コロナウイルス感染症対策に関する指定都市市長会提言	感染拡大防止策と医療提供体制の整備等に向けた財政措置の拡充, 感染症対策の在り方の検討, 追加の経済対策等の実施及びアフターコロナ時代を見据えた支援の拡充などを提言	内閣官房, 内閣府, 総務省, 厚生労働省 自由民主党, 公明党, 国民民主党, 日本維新の会
10月21日	大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望(青本)	新型コロナウイルス感染症による影響に伴う財源不足に対して地方交付税額を増額確保すること等を要望	総務省 自由民主党
10月26日	国の施策及び予算に関する指定都市市長会・中核都市市長会共同提言	感染防止策と医療体制の整備, 雇用の維持と経済活性化, 教育機会の確保, デジタル化・スマート化の推進, 地方自治体への財政支援の充実, 感染症対策の在り方の検討などを提言	内閣府, 総務省, 厚生労働省
11月12日	路線バス等の地域公共交通の維持・充実に向けた指定都市市長会緊急要望	運行サービスを維持するために必要な財政支援, 3密回避を促す混雑情報提供や非接触型決済導入のためのシステム導入と運用に関する経費等に対する財政支援などを要望	国土交通省

実施日	項目	概要	実施先
11月13日	新しい時代の学びの環境整備に向けた少人数学級等を実現するための指定都市市長会緊急要望	義務教育課程における普通学級での少人数学級の実現に向け、学級編制の標準を改正し、基礎定数の改善を図ること、教室数の確保等に伴う施設整備に対する補助制度について、基準の緩和や対象の拡大などの制度拡充を行うとともに必要な財政措置を行うことなどを要望	文部科学省
11月13日	ウィズコロナ時代の文化芸術支援に関する指定都市市長会提言	文化芸術活動の活性化に向けて、地方自治体を実施する地域の実情に見合った効果的な支援策に対する必要な財政措置、文化芸術活動のオンライン配信及びデジタル技術の活用を促進するための支援策、文化芸術関係者の活動機会を維持するためのセーフティネットの検討など、安定的な文化芸術活動の促進に向けた継続的・中長期的な支援策などを提言	文部科学省
11月16日 26日 30日	追加経済対策に係る国の第3次補正予算案編成に対する指定都市市長会要請	追加経済対策（第3次補正予算案）の編成に向けて、雇用の維持と事業の継続、地方自治体への財政措置の拡充などを要請	内閣官房、内閣府、総務省、経済産業省 自由民主党
令和3年 1月19日 21日	新型コロナウイルス感染症対策に関する指定都市市長会要請	新型コロナウイルスワクチン接種に係る国の措置、地域医療体制の確保、保健所等の体制・機能強化、積極的疫学調査の体制確保、雇用の維持と事業の継続、差別・偏見・誹謗中傷等の防止及び人権侵害を受けた方々への支援、感染症対策の在り方の見直しなどを要請	内閣官房、内閣府、厚生労働省

### 3 宮城県市長会実施分

実施日	項目	概要	実施先
令和2年 3月23日	新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要請	関係各府省庁・宮城県・市町村等での緊密な情報共有，マスク等の確保への支援，感染症指定病床の受け入れ拡大準備，観光業等への融資等の支援，風評被害等への必要な対策，緊急経済対策に係る予算措置などを要請	宮城県
5月12日	宮城県に対する要望（新型コロナウイルス感染症対策について）	市町村への速やかな情報提供，医療用資機材の供給体制の構築，医療人材の確保に係る広域的な医療関係機関の支援体制の整備，観光業等への支援などを要望	宮城県
5月28日	政府に対する要望（新型コロナウイルス感染症対策について）	市町村への速やかな情報提供，医療用資機材の供給体制の構築，医療人材の確保に係る広域的な医療関係機関の支援体制の整備，観光業等への支援，特別定額給付金に係る事務負担の軽減，地方創生臨時交付金の増額，市税の徴収猶予や軽減措置に係る財政措置などを要望	内閣府，総務省，財務省，厚生労働省，経済産業省
6月4日	当面する地方行政の諸課題等についての要望・要請（新型コロナウイルス感染症関係）	オンライン診療等導入への支援，外国人技能実習生の確保，令和2年度期限の各制度の延長，学校の臨時休校に伴う追加費用に対する補填，感染症指定医療機関の空床確保等に対する支援，地方創生臨時交付金の増額等，減収補填措置，各種助成金の申請の簡素化及び至急の拡充等，収入が減少した公共施設への対策等，経済対策などを要望	宮城県選出国會議員
9月10日	宮城県に対する要望（新型コロナウイルス感染症対策について）	医療提供・検査体制の充実・強化，医療資器材の確保等，医療機関への財政支援，インフルエンザ予防接種費用の助成，介護・福祉支援，教育支援，地域経済・雇用対策を要望	宮城県

実施日	項目	概要	実施先
9月24日	政府に対する要望（新型コロナウイルス感染症対策について）	医療提供・検査体制の充実・強化、医療資器材の確保等、医療機関への財政支援、インフルエンザ予防接種費用の助成、介護・福祉支援、教育支援、地域経済・雇用対策を要望	内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省
10月27日	新型コロナウイルス感染症対策に関する各市要望	医療提供・検査体制の充実・強化、公的医療機関への財政支援、インフルエンザの流行に備えた対応、教育関係への支援、地域経済への対応、市への財政支援などを要望	宮城県

#### 4 東北市長会実施分

実施日	項目	概要	実施先
令和2年 4月8日	新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要望	治療薬の開発の推進、人工呼吸器等の整備に係る事業の実施主体の拡大、電話等情報通信機器を用いて診療を行う体制の整備の推進、地方への感染拡大の防止に向けた措置、早急な経済対策、地方自治体への適切な財政措置、延期された五輪について復興五輪の趣旨を確実に継承することなどを要望	内閣官房、内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省
5月29日 6月5日	東北市長会要望（新型コロナウイルス感染症対策に関する決議）	物資不足への対応、医療提供体制の強化、治療薬等の開発加速、情報発信の充実、生活に困っている世帯や個人への支援、小・中学校等の一斉休業への対応、雇用の維持、事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援、民間事業者等に対する支援、観光業等に対する支援、地域経済の活性化、第一次産業に対する支援、地方自治体の負担に対する適切な財政措置を要望	内閣官房、内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省 各政党



実施日	項目	概要	実施先
11月11日 27日	東北市長会要望（新型コロナウイルス感染症対策に関する決議）	医療資器材の確保等，医療提供・検査体制及び感染症拡大防止対策の充実・強化，医療機関への財政支援，治療薬等の開発加速，雇用の維持，事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援，観光・運輸業，飲食業，イベント・エンターテインメント事業等に対する支援，地域経済の活性化，農畜産業に対する支援，地方自治体の負担に対する適切な財政措置，新型コロナウイルス感染症に強い社会の形成を要望	内閣官房，内閣府，総務省，財務省，文部科学省，厚生労働省，農林水産省，経済産業省，国土交通省，環境省 各政党

## 仙台市新型コロナウイルス感染症対策プログラム

---

令和3年1月発行

担 当 仙台市 危機管理室危機管理課  
総務局新型コロナウイルス感染症対策調整担当  
〒980-8671 宮城県仙台市青葉区国分町三丁目7番1号

---